

IV

施設整備基準の解説

0施設整備マニュアルの見方

チェック

どのような点に留意して整備を行うか、着眼点を示しています。

設計のポイント

主な考え方と設計上のポイントをまとめています。

整備基準

条例により整備が求められている事項及び基準の解説です。

設計のポイント・整備基準・整備例のつながりをわかりやすくレイアウトしています。

さらに望ましい基準

整備基準に加えてさらに望ましい整備の基準として、バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準を示しています。

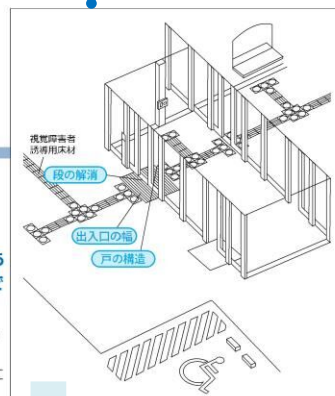
1 建築物

(1) 出入口①

設計のポイント

建築物の出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であり、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

- 車椅子等が通行しやすくするために、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないことに配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。また、誘導鈴や音声による誘導が望まれます。[P81（視覚障害者を誘導する装置）参照]



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口^①又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、**内法を80cm以上^②**とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造^③とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段^④を設けないこと。ただし、(2)の項木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑤その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

- ① 玄関及び建物の出入口です。
- ② 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ③ 引き戸や引き分け戸、開き戸です。ただし、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。また、車椅子使用者が安定して戸を開閉できるよう、戸の前後に水平部分を設けます。
- ④ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P48（(1) 出入口）参照]
- ⑤ [P91（(10) 特殊構造昇降機）参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。

ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りではない。

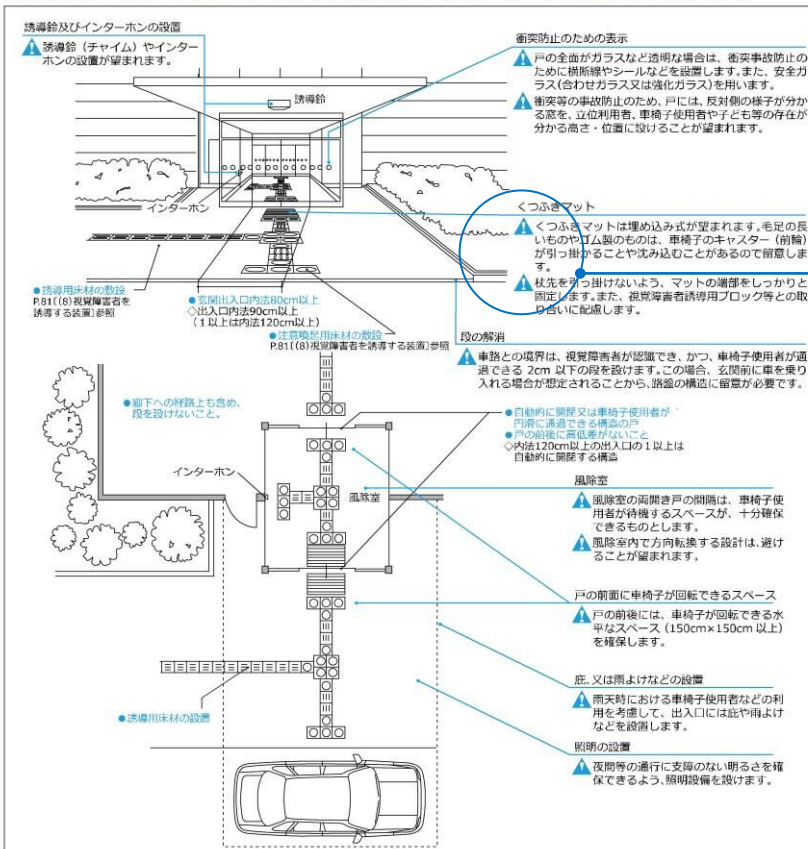
- イ 幅は、**内法を90cm以上**とすること。この場合において、**1以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120cm以上**とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を**内法で120cm以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造**とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

整備例

● 条例による整備基準 ◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準 無印 標準的な寸法や配慮の例 ▲ 参考事例等 ☒ 注意マーク

玄関部分

▲ 玄関部分は、全面がならかなスロープとなるような計画を心がけますが、義足使用者など階段の方が昇降しやすい場合もあります。



46

凡例

事項の分類です。

参考例

設計の際に参考となる事項や望ましい整備のポイントです。

整備例

具体的な例を図解して示しています。

▲と☒

施設を利用する高齢者、障害者等の視線を踏まえ、わかりやすく解説しています。

○×による例示

高齢者、障害者等が利用する際に、特に問題となりやすい部分について、具体例を○×で示しています。

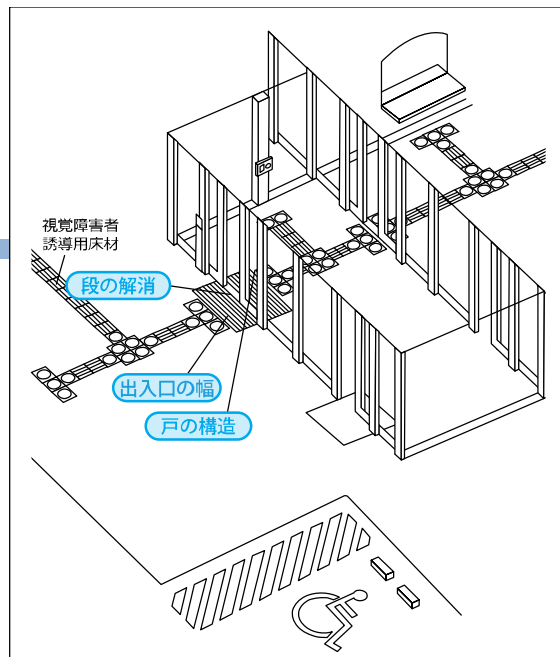
1 建築物

(1) 出入口①

設計のポイント

建築物の出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であり、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

- 車椅子等が通行しやすくするために、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないことに配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。また、誘導鈴や音声による誘導が望まれます。[P.81「視覚障害者を誘導する装置」参照]



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する**直接地上へ通ずる出入口**^①又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、**内法を 80cm 以上**^②とすること。
- 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**^③とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる**段**^④を設けないこと。ただし、(2)の項木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の**特殊構造昇降機**^⑤その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

- ① 玄関及び建物の出入口です。
- ② 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ③ 引き戸や引き分け戸、開き戸です。ただし、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。また、車椅子使用者が安定して戸を開閉できるよう、戸の前後に水平部分を設けます。
- ④ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48「(1) 出入口」参照]
- ⑤ [P.91「(10) 特殊構造昇降機」参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

出入口

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。

ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りではない。

- イ 幅は、**内法を 90cm 以上**とすること。この場合において、**1 以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を 120cm 以上**とすること。
- 戸を設ける場合においては、当該戸は、**幅を内法で 120cm 以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし**、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

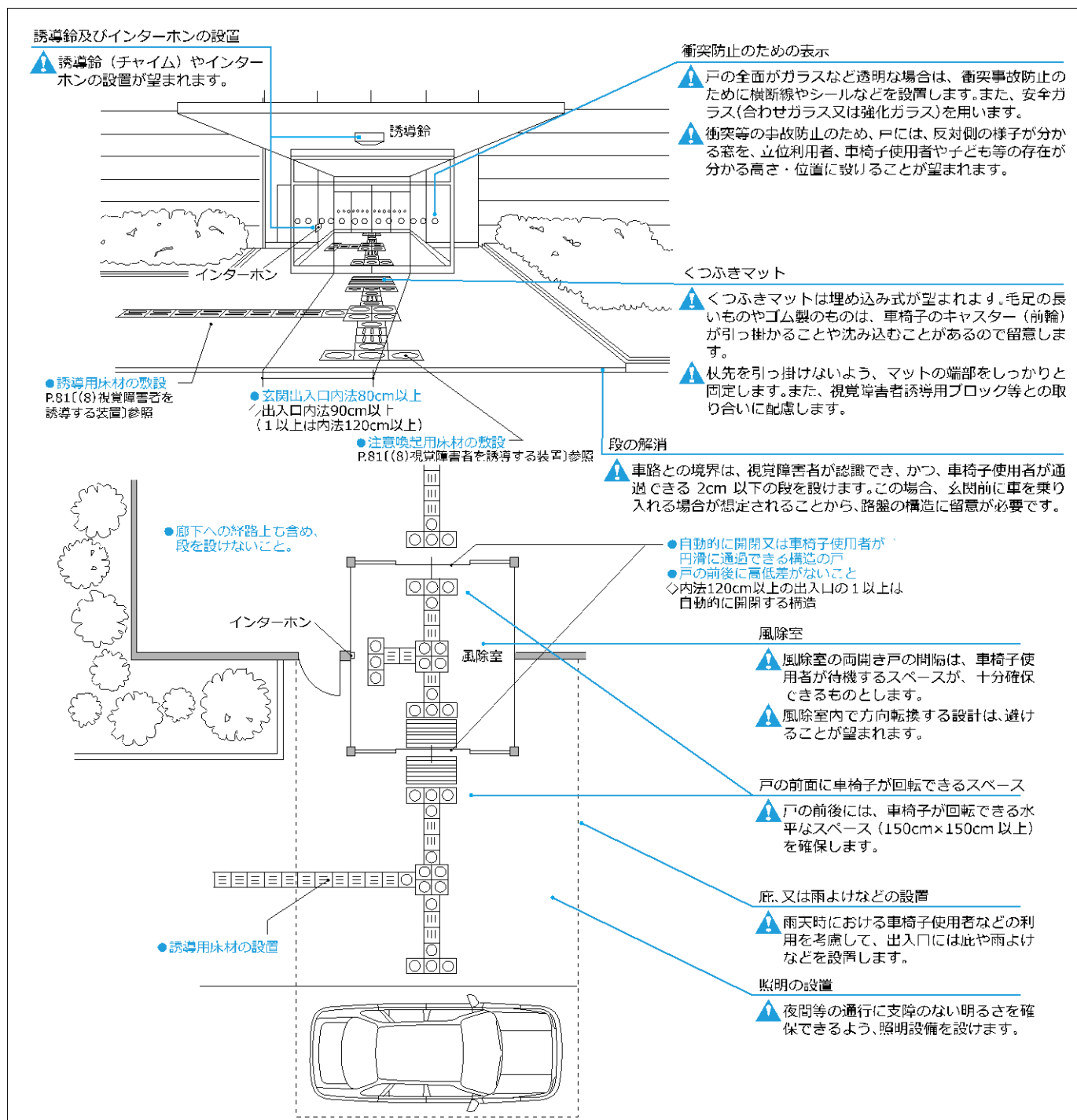
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

玄関部分

▲ 玄関部分は、全面がなだらかなスロープとなるような計画を心がけますが、義足使用者など階段の方が昇降しやすい場合もあります。



1 建築物

(1) 出入口②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

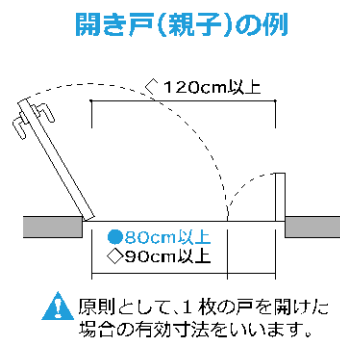
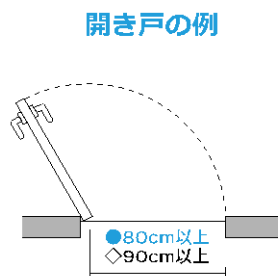
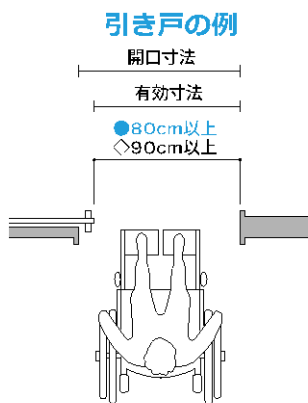
⚠ 注意マーク

出入口の内法

- [80cm] は車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ◇ [90cm] は車椅子が通過しやすい寸法です。

▲ [120cm] は松葉杖使用者が通行しやすい寸法です。

▲ [1200cm 以上] は車椅子使用者と歩行者 2 人がすれ違える寸法です。



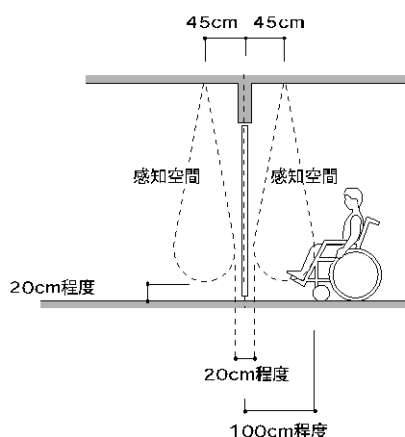
戸の構造

- ▲ 戸の構造は自動ドア又は引き戸、引き分け戸が望まれます。やむを得ず開き戸にする場合は、容易に開閉できるものとします。
- ▲ 視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望まれます。
- ▲ 非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望まれます。

自動ドア感知方式の例

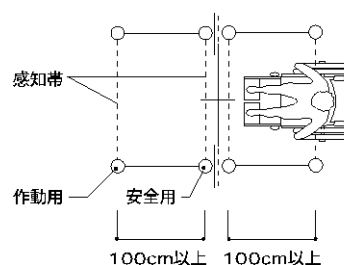
- ▲ タッチ式自動ドアは、ボタンの位置がわかりにくいなど視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ▲ 自動ドアの開閉速度は、開く時は迅速に、閉まる時は遅くなるように設定することが望まれます。

超音波スイッチ(空間感知)



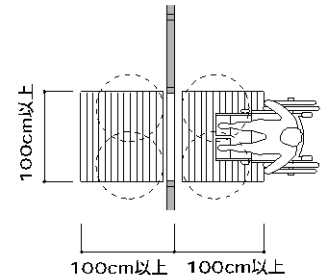
- ▲ 超音波スイッチは、車椅子のフットサポートから感知できるよう、床上 20cm 程度まで低くします。また、戸の手前 100cm 程度のところで感知できるようにします。

光線スイッチ(線感知)



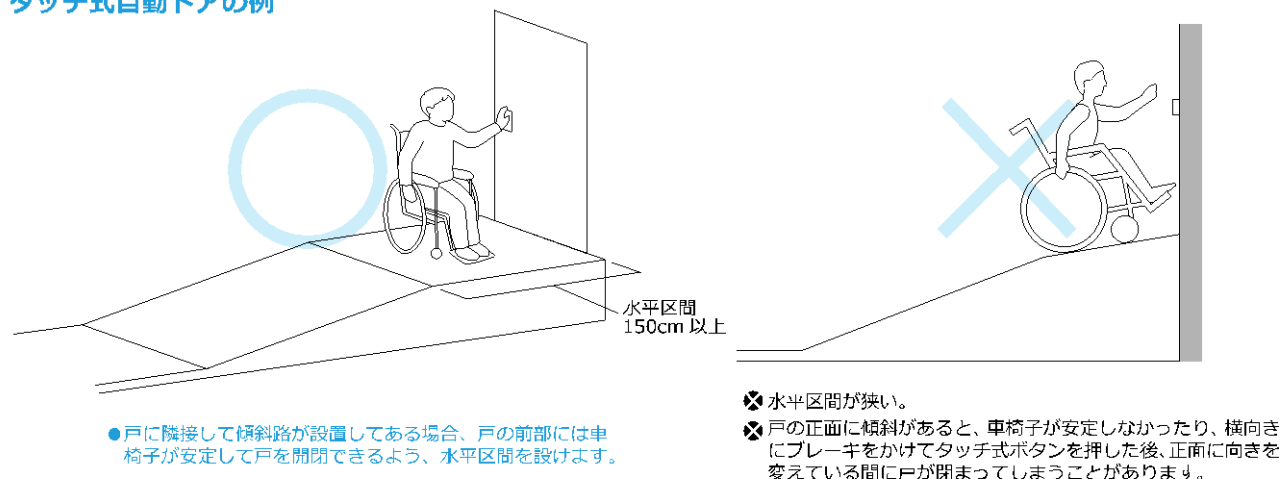
- ▲ 光線(赤外光など)スイッチは、温度変化や直射日光等の影響を受けて誤作動しやすいので注意して設置します。

マットスイッチ(床面感知)

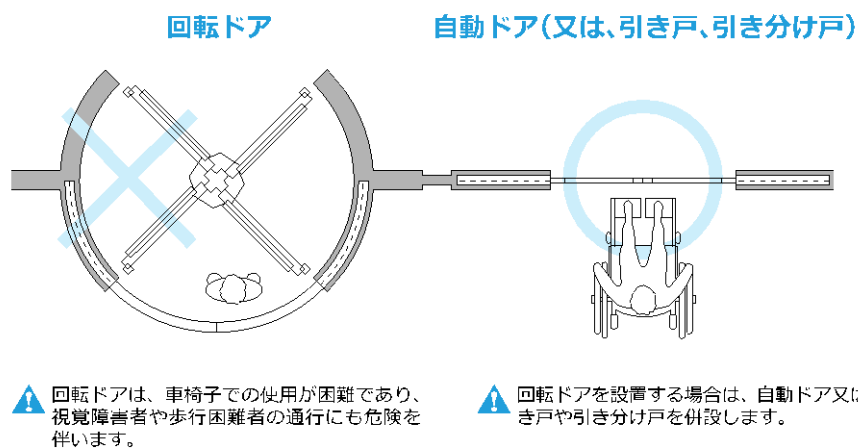


- ▲ マットは車椅子が全部乗るよう大きくし、フットサポートがドアに当たってから作動するものは避けます。

タッチ式自動ドアの例



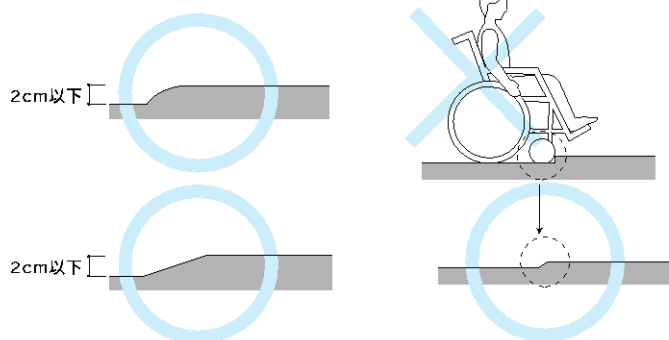
回転ドアの例



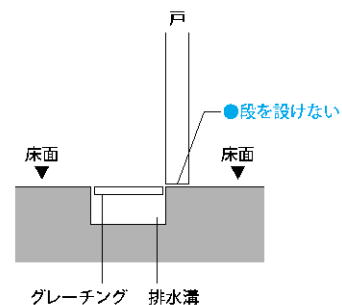
段のすりつけの例

- ⚠ ちょっとした段差であっても、高齢者や障害者にとってはつまずきや転倒の原因となり、車椅子の通行の支障にもなります。
- ⚠ 段を設ける場合は 2cm 以下とし、すりつけをします。

すりつけの例



水返しの例



- ⚠ 柵や床見切りを設ける場合も、できるだけ段を設けないよう留意します。

1 建築物

(2) 敷地内の通路①

設計のポイント

道路及び車椅子使用者用駐車場施設から建築物の出入口に至る通路は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用できる必要があります。

- 歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車椅子使用者に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導にも配慮が必要です。
- 障害のある人も、障害のない人と同じ経路を利用できるように配慮が必要です。

整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合^①**は、この限りでない。

イ 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料^②**で仕上げること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、**(4)【階段】の項に定める構造^③**に準じたものとすること。

ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の**通行に支障のない蓋^④**を設けた場合は、この限りでない。

ニ 直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第2項第2号に規定する空地に限る。)(以下この表において「道等」という。))又は車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車椅子使用者用駐車施設」という。))に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、**地形の特殊性^⑤**により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

(1) 幅員は、**120cm 以上^⑥**とすること。

(2) 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。

(3) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 高低差がある場合においては、木に定める構造の傾斜路又は(10)の項に定める構造の**特殊構造昇降機^⑦**その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、**内法を 120cm^⑧**(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。

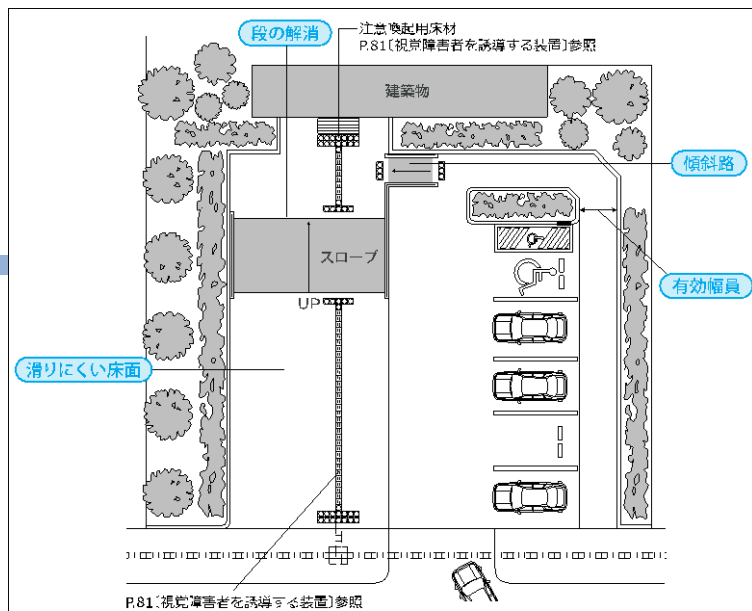
(2) 勾配は、**1/12**(高低差が 16cm 以下の場合は、1/8)**以下^⑨**とすること。

(3) 高低差が 75cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える場合においては、**高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場^⑩**を設けること。

(4) 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(5) 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料^②**で仕上げること。

(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の**明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑪**によりこれらと容易に識別できるものとすること。



さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

■ 基準の解説

- ①施設の立地或使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。ただし、乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。
- ②濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。[P.169〔(1) 床(路面)仕上げの目安〕参照]
- ③ [P.59〔(4) 階段〕参照]
- ④杖の先や車椅子の前輪が隙間に入らないものとします。[P.52〔(2) 敷地内の通路〕参照]
- ⑤地形の特殊性により、基準に定められた敷地内の通路が確保できない場合で建築物出入口から道路までの車路を設ける時には、基準の適用を除外しています。
- ⑥通路を車椅子が通行しやすく、車椅子と横向きの人がすれ違える寸法です。
- ⑦ [P.91〔(10) 特殊構造昇降機〕参照]
- ⑧勾配 1/12 は、車椅子が通過できる勾配の限度としています。ただし、高低差が 16cm 以下の短い傾斜路に限り勾配 1/8 を限度としています。[P.37〔2 整備基準の寸法・勾配の考え方〕参照]
- ⑨傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩や減速ができるように平坦部分を設けます。
- ⑩通路の傾斜部分を平坦部分と識別しやすくし、安全性を高めるための配慮です。[P.174〔(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材〕参照]

敷地内の通路

多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ロ 段を設ける場合においては、当該段は、(4)「階段」(P.60 参照)のイからトまでに定める構造に準じたものとする。
- ハ 直接地上へ通ずる(1)「出入口」1) (P.45 参照)に定める構造の各出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)「出入口」1) に定める構造の各出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
 - (1) 幅員は、180cm 以上とすること。
 - (2) 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (4) 高低差がある場合においては、木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- ニ 特定建築物（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
- ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、(3)「廊下等」5) (P.54 参照)のイ、ハ及びヘ並びに次のイ及びロに定める構造とすること。
 - イ 勾配は、15 分の 1 を超えないこと。
 - ロ 高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

1 建築物

(2) 敷地内の通路②

整備例

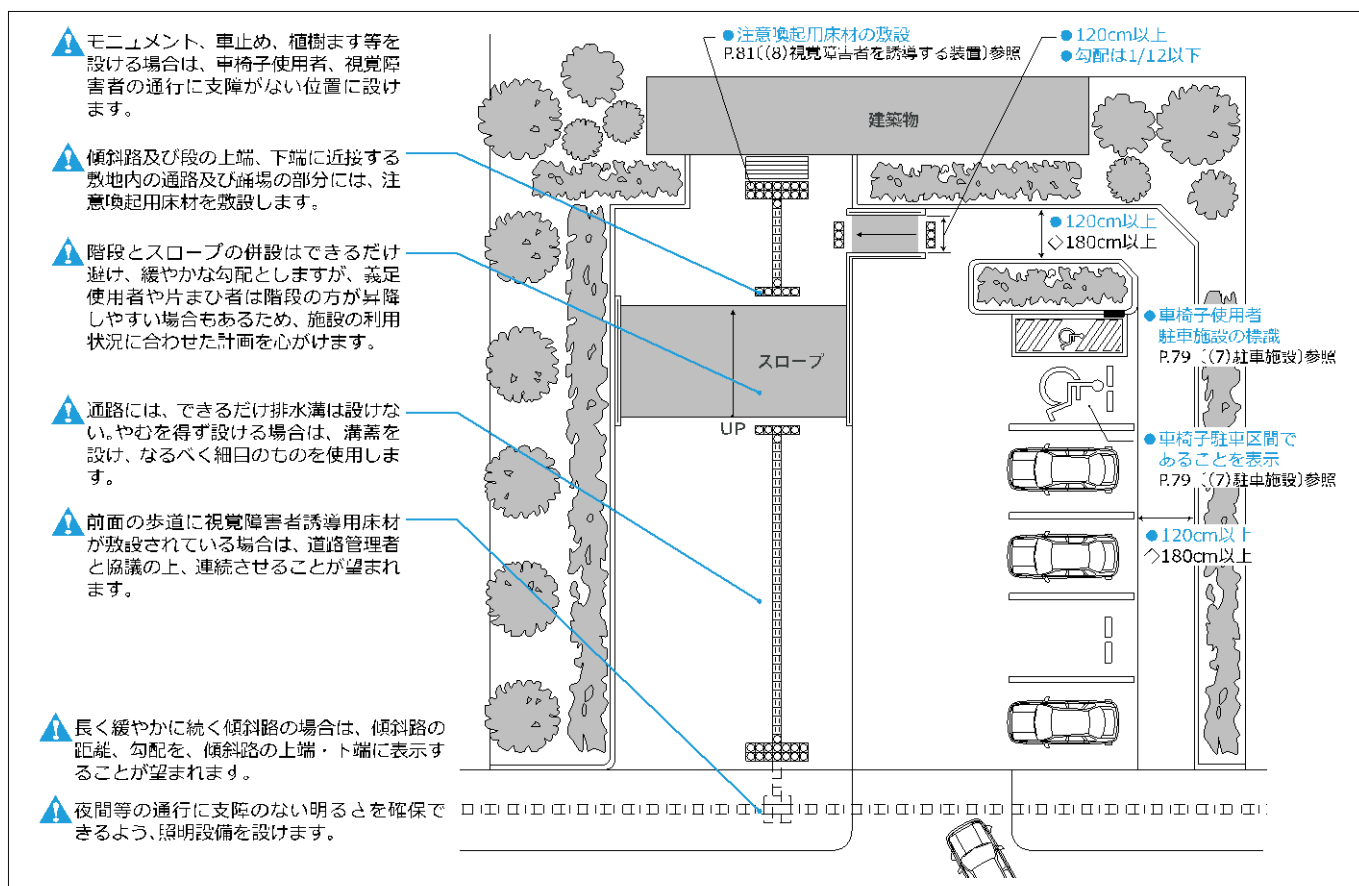
● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

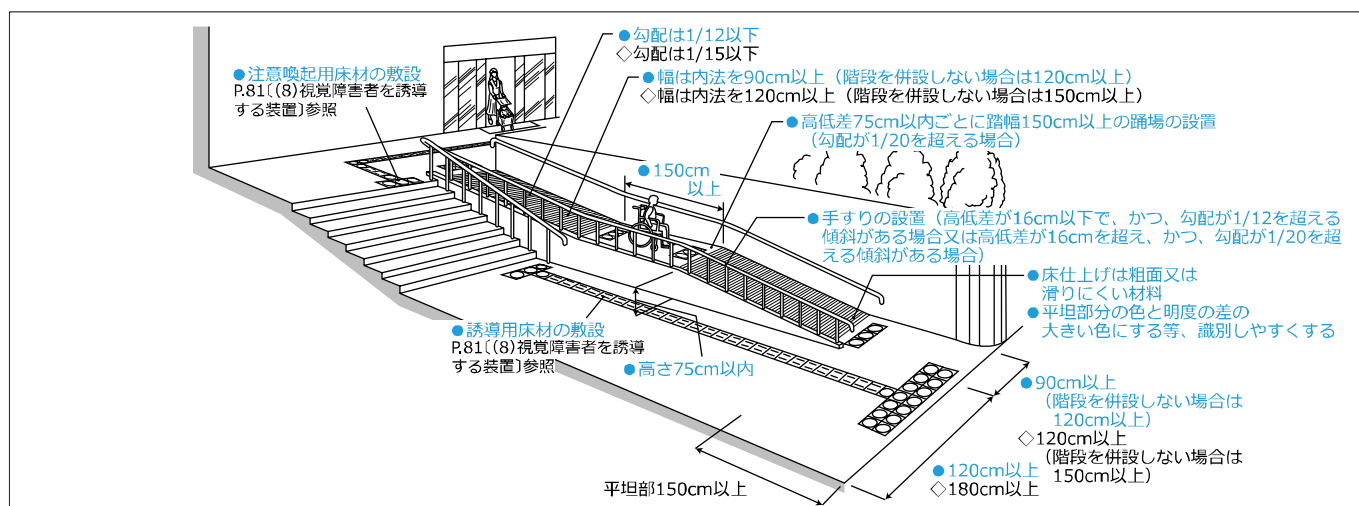
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク



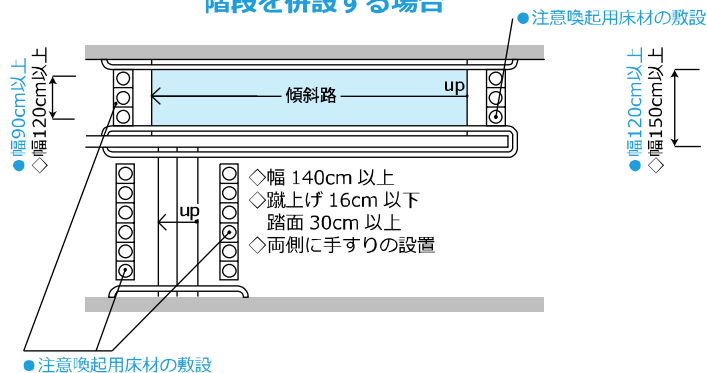
傾斜路の例

▲ 高低差が大きい場合のスロープでの移動は困難です。その場合はエレベーター等の機械的な段差解消方法が効果的です。

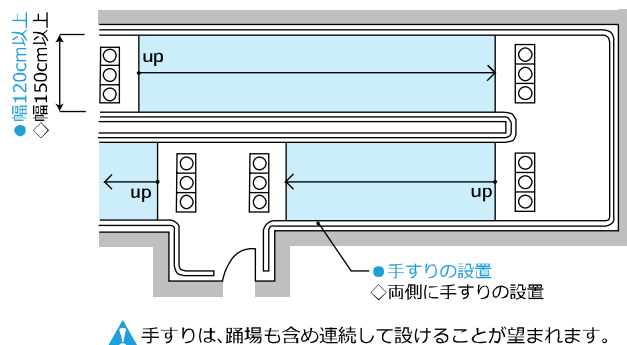


有効幅員

階段を併設する場合

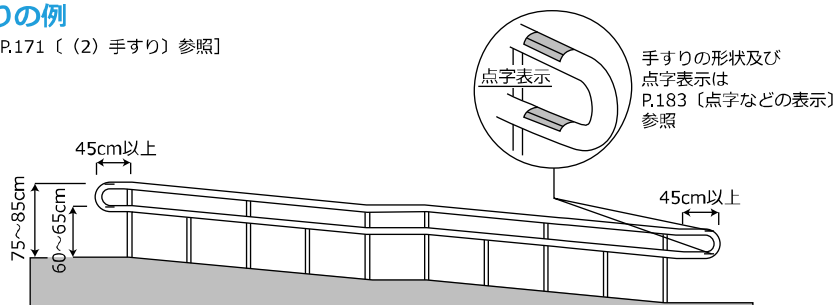


通路全幅が傾斜路の場合

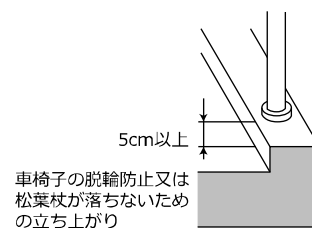


手すりの例

[P.171 (2) 手すり] 参照]



縁部の立ち上がり



案内表示

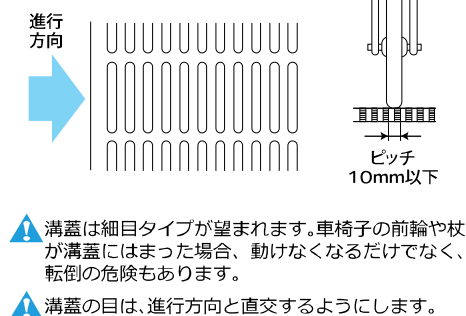
▲ 敷地が広い場合など、遠くからでも傾斜路の設置場所がわかりやすいように案内表示をします。



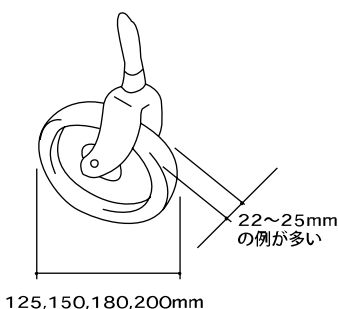
▲ 車椅子利用者用の便所と間違えることがあるので、文字による説明を付けることが望めます。

排水溝の蓋

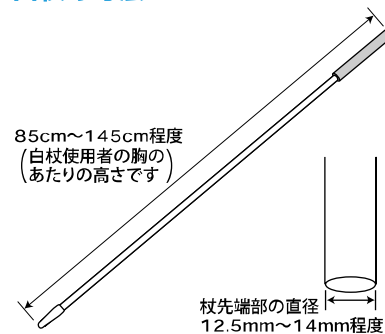
蓋構造



車椅子の前輪(キャスター)



白杖の寸法



1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口①

設計のポイント

廊下等は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全に通行できることが必要です。

また、各室の出入口は、高齢者、障害者等を含む誰もが支障なく容易に通過できる必要があります。

□車椅子等の通行のしやすさに留意し、有効幅員の確保・戸の構造・段を設けないことに配慮が必要です。

□廊下では、室内に比べて移動の速度も比較的早く、また、小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気づかず、つまずいたり、踏み外したりして危険です。

整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。
- 3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の廊下等(廊下その他これに類するもの^②)をいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
 - イ 幅は、内法を120cm以上^③とすること。
 - 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる^④場所を設けること。
 - ハ 高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑤その他これに準じた構造の昇降機を設けること。
 - ニ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- 4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項木に定める構造とすること。
- 5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。

■ 基準の解説

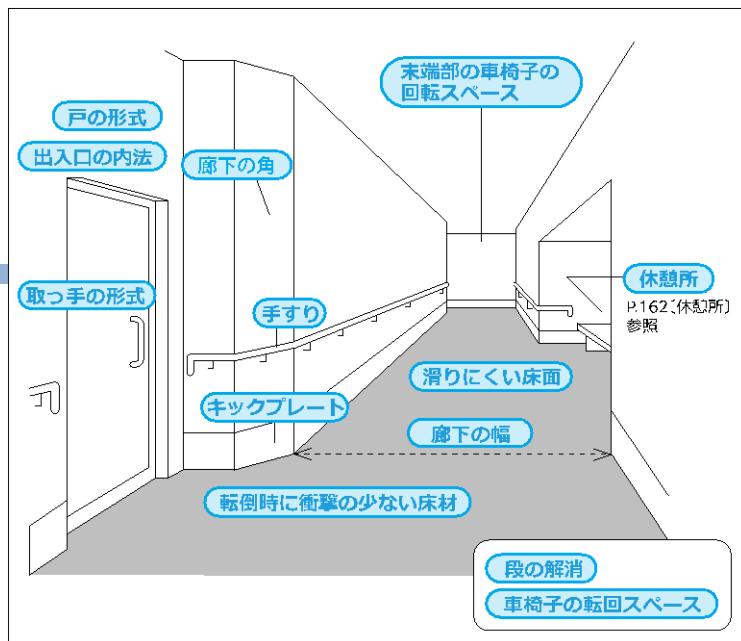
① 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。[P.169 [(1) 床(路面)仕上げの目安] 参照]

② 建築物の出入口から利用目的となる室までの経路部分で、廊下の他、エントランスホール(エレベーターに至る経路も含みます。)などのことです。

③ 通路を車椅子や松葉杖使用者が通行しやすく、車椅子と横向きの人がすれ違える寸法です。

④ 車椅子が180°方向転換できるスペースは、[140cm×140cm]以上です。

⑤ [P.91 [(10) 特殊構造昇降機] 参照]



さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

廊下等

- 1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 2) 段を設ける場合においては、当該段は、(4)「階段」(P.60 参照)に定める構造に準じたものとする。
- 3) 直接地上へ通ずる(1)「出入口」1) (P.45 参照)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)「出入口」1) に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の(1)「出入口」2) に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法を **180cm** (廊下等の末端の付近及び区間 50m 以内ごとに 2 人の車椅子使用者がすれ違うことができる場所を設ける場合にあっては、**140cm**) 以上とすること。
 - ロ 高低差がある場合においては、5) に定める構造の傾斜路及びその踊場又は特殊構造昇降機を設けること。
 - ハ 「出入口」に定める構造の出入口並びに(9)「エレベーター」2) 又は 3) (P.88 参照)に定める構造のエレベーター及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
 - ニ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
 - ホ 特定建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。
- 4) 直接地上へ通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあっては、そのうちの 1 以上の出入口) から受付等までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
- 5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、内法を **150cm** (段を併設する場合にあっては、**120cm**) 以上とすること。
 - ロ 勾配は、**12分の1** を超えないこと。
 - ハ 高さが **75cm** を超える傾斜路にあっては、高さ **75cm** 以内ごとに踏幅 **150cm** 以上の踊場を設けること。
 - ニ 高低差が 16cm を超える傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色との明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。
 - ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

出入口

不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。

- イ 幅は、内法を **90 cm** 以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造のものとする。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

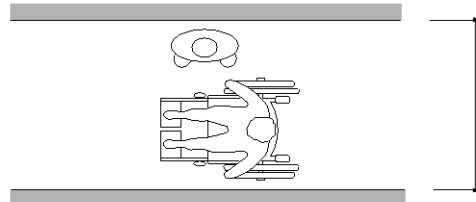
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

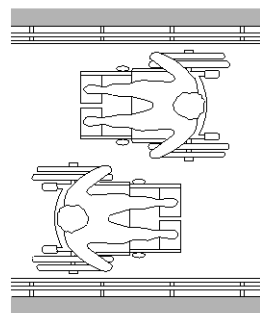
廊下の内法

車椅子や松葉杖使用者が通行しやすい寸法
人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法



● 120cm以上

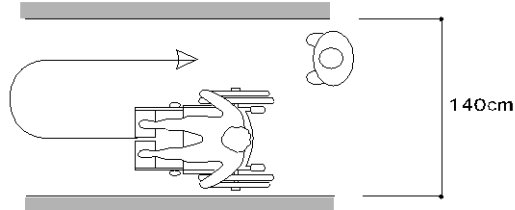
幅 180cm : 車椅子同士がすれ違える寸法



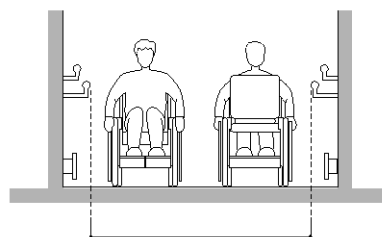
◇ 180cm以上

(参考)

幅 140cm : 車椅子が転回(180°方向転換)できる寸法



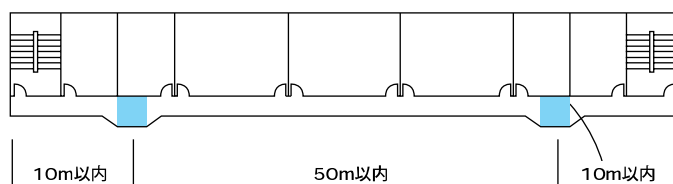
140cm



◇ 180cm以上

- ▲ 廊下等には柱型等の突出物をできるだけ設けず、消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設けよ。
- ▲ 床から高さ 65 cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を 10 cm 以下とします。

車椅子転回スペースの設置例

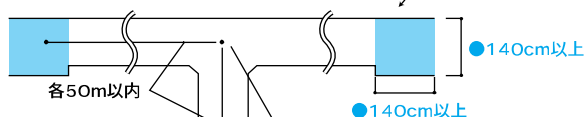


● 有効幅120cm以上

◇ 有効幅180cm以上

(廊下等の幅は、内法を180cm(廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違えることができる場所を設ける場合にあっては、140cm)以上)

50m以内 50m以内



● 140cm以上

幅120cm以上の廊下が交差する部分

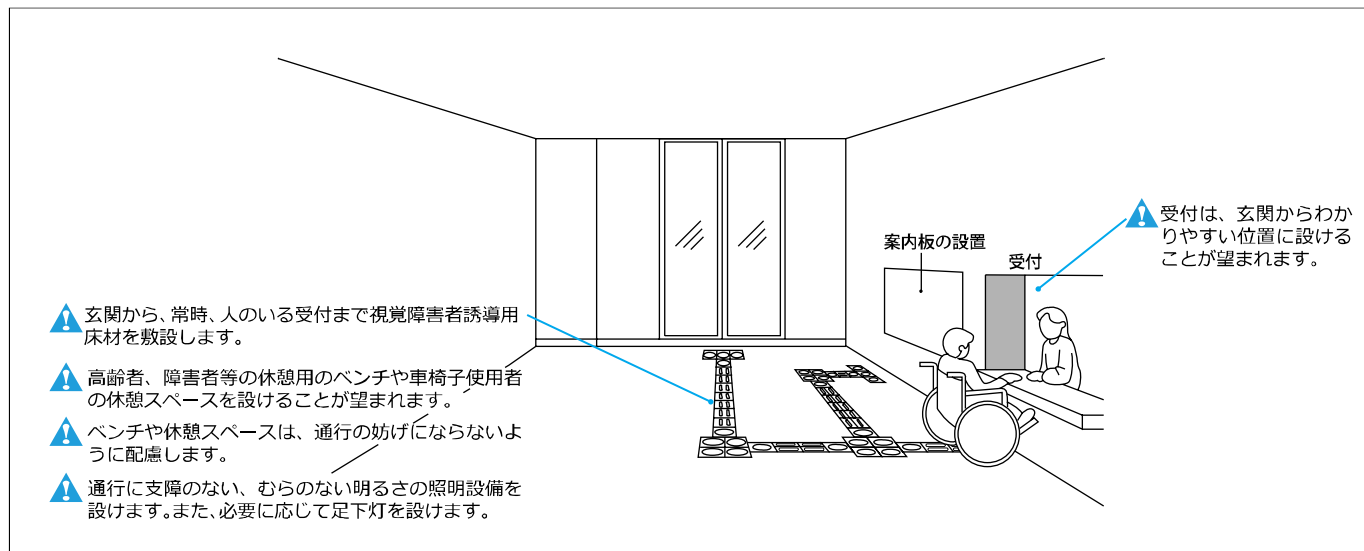
(廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとの構造)

● 車椅子の転回スペース(140cm角以上)

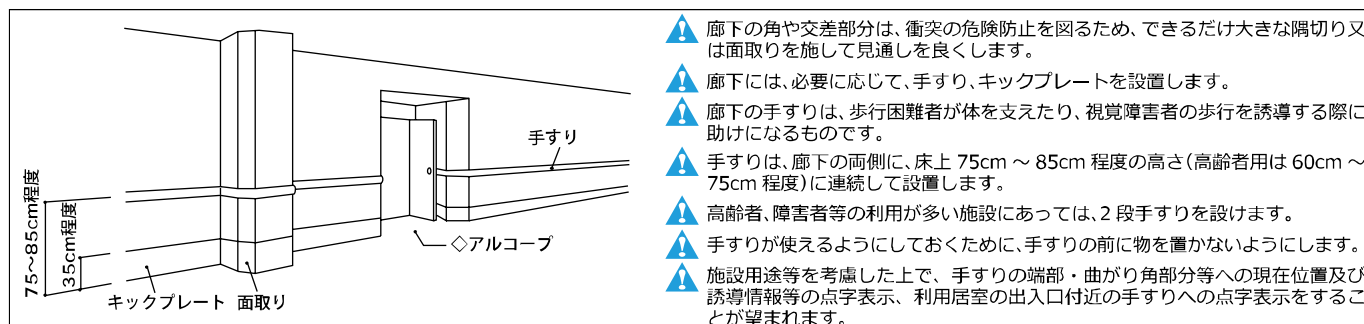
◇ 廊下の幅が180cm未満の場合、車椅子のすれ違いスペース(180cm角以上)を設置

■ が設置場所

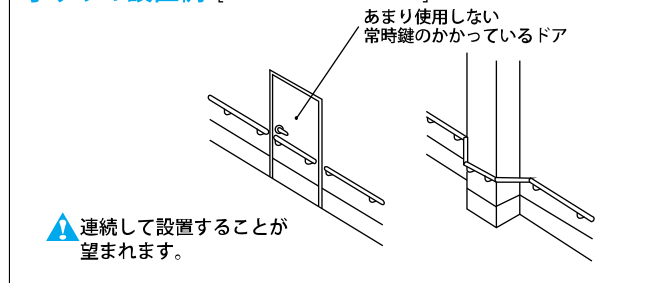
出入口から受付までの廊下等の整備例



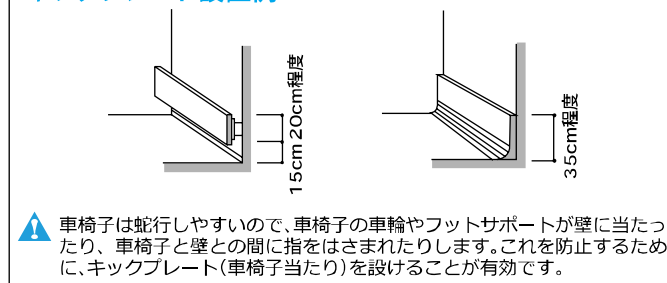
廊下の整備例



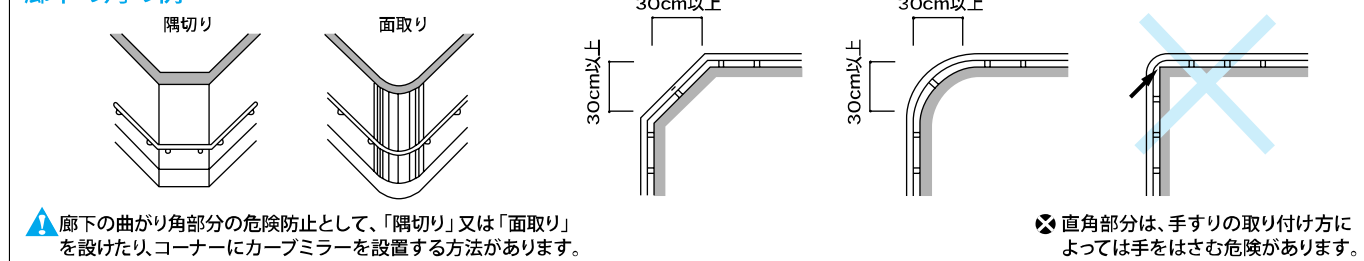
手すりの設置例 [P.171(2)手すり参照]



キックプレート設置例



廊下の角の例



1 建築物

(3) 廊下等及び各室の出入口③

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

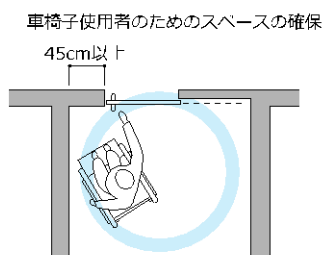
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

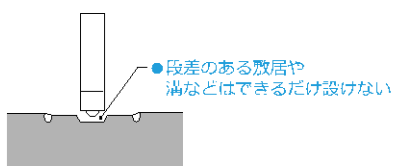
戸の形式

▲ 戸の形式は利用状況に応じて適宜選択しますが、自動ドア、吊り戸式引き戸、引き戸、開き戸（内開き）の順に望まれます。

引き戸の形式

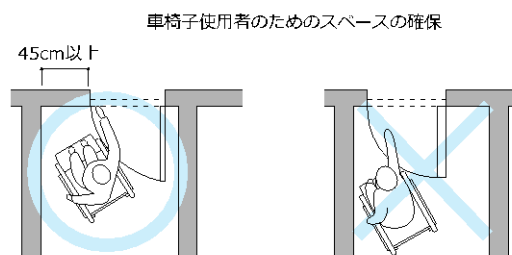


- ▲ 引き戸は、原則として室内側に取り付けます。
- ▲ 引き戸の形式は、上吊り式で軽快に開閉できるものとし、通常の引き戸にする場合は、敷居の溝などの凹凸はできるだけ生じないものとし、ます。
- ▲ 引き戸は、通過する際に体の向きをかえたり引き下がったりする必要がないため、高齢者、障害者等にとって通過しやすい形式です。



- 戸の前後に水平部分を設けること（140cm以上）

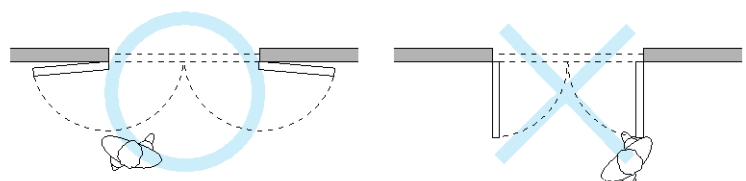
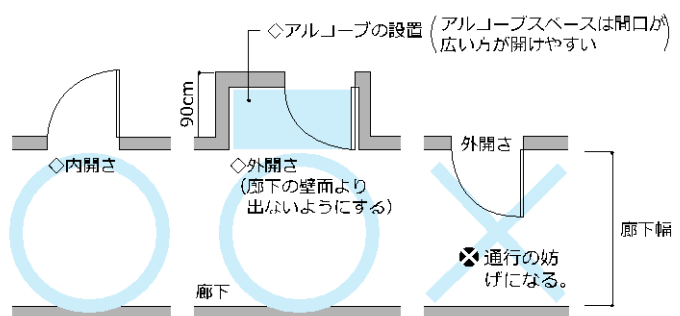
開き戸の形式



⊗ 車椅子が寄り付けるスペースがないと開閉が難しくなります。

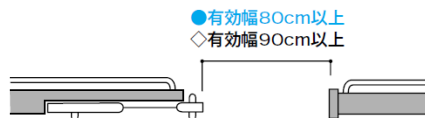
- ▲ 取っ手側の袖壁部分に車椅子使用者が寄り付くための空間を 45 cm 以上確保します。
- ▲ 閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックを設置し、軽く緩やかに開閉するように配慮します。

- ▲ 開き戸は、原則として内開き（室内側への開き）とします。やむを得ず外開き（廊下側への開き）とする場合は、アルコーブを設置します。

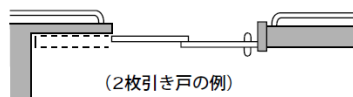


出入口の内法

引き戸

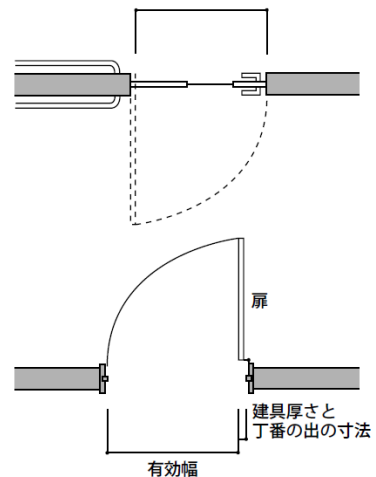


戸の引き込みしろがない場合



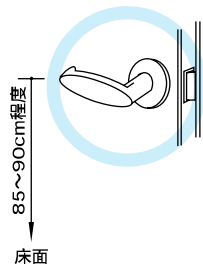
開き戸

●有効幅80cm以上
◇有効幅90cm以上

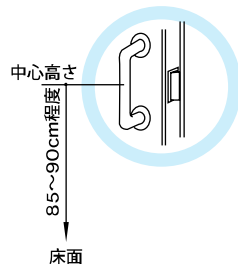


取っ手の形式

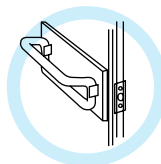
レバーハンドル



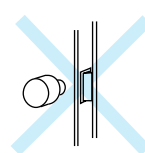
棒状



パニックバー



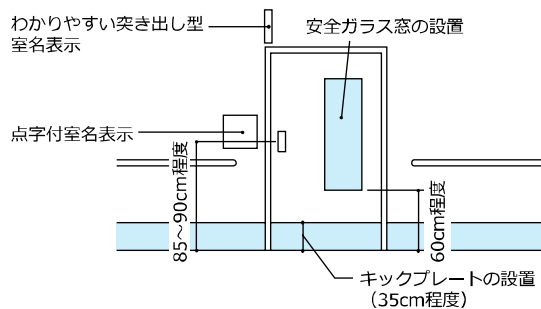
握り玉



⊗ 握る、回す、押す(引く)の動作が必要となるため手や上肢の不自由な方に使いづらい形式です。

- ⚠ 取っ手の形式は、引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドル式のものが使いやすい。
- ⚠ 取っ手の取り付け位置は、中心が85 cm ~ 90 cm程度とし、施設全体で統一的な高さに設置します。
- ⚠ 補助取っ手を付けることが望まれます。

出入口付近の寸法



- ⚠ 各ドアには、床上35cm程度の高さまでキックプレートを設置します。
- ⚠ ドアの開閉を安全に行うために、ドアの反対側にいる人物やものなどの動きがわかるように、車椅子使用者にも確認できる高さ(床上60 cm程度の位置を下端とする)に安全ガラスを入れることが望まれます。

1 建築物

(4) 階 段①

設計のポイント

階段の昇降は、高齢者、障害者等にとって大きな負担であるとともに、転落や転倒事故が起こりやすい危険性が高い場所であり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮することが必要です。

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上がりやすい勾配であるとともに、松葉杖の使用や介助等の可能な幅の確保が必要です。
- 回り段は避け、直階段や折れ階段とします。さらに、つまずいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置が必要です。
- また、視覚障害者への配慮から、階段手前には段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すりの端部には点字表示などの触覚表示が必要です。

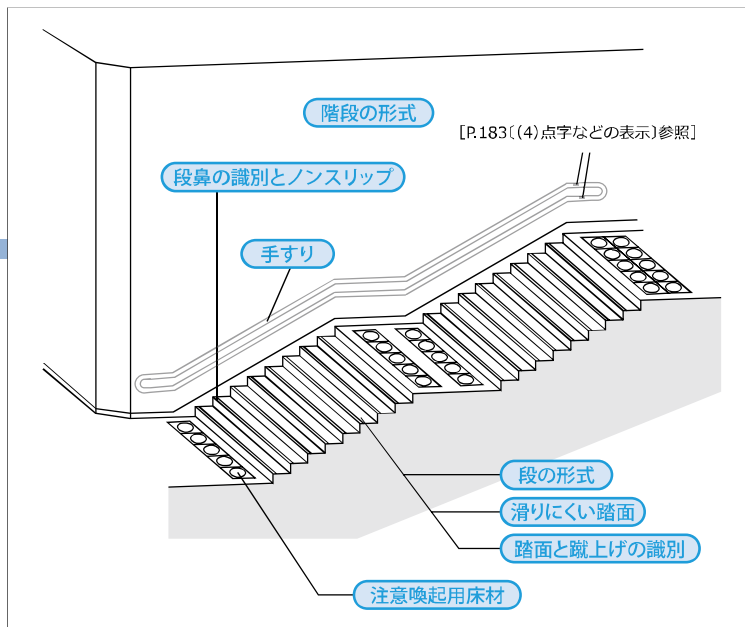
整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

- イ 手すり^①を設けること。
- ロ 主たる階段^②には、回り段^③を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合^④は、この限りでない。
- ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^⑤で仕上げること。
- ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑥又は踏面の先端部^⑦とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑥により段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造^⑧とすること。



■ 基準の解説

- ① [P.171〔(2) 手すり〕参照]
- ② 主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいいます。
- ③ 回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設け、踏面の幅が異なるものをいいます。回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏みはずす危険があります。また、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失うことがあるため危険です。
- ④ 構造及びスペースの関係上やむを得ないような場合をいいます。
- ⑤ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.169〔(1) 床（路面）仕上げの目安〕参照]
- ⑥ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。
[P.174〔(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材〕参照]
- ⑦ 段鼻のことです。
- ⑧ 蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいいます。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

階段

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該特定建築物が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次のイからトまでに定める構造）とすること。

- イ 幅は、内法を **140cm** 以上とすること。
- ロ 蹴上げの寸法は、**16cm** 以下とすること。
- ハ 踏面の寸法は、**30cm** 以上とすること。
- ニ 両側に手すりを設けること。
- ホ 主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ト 踏面の色と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- チ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

1 建築物

(4) 階段②

整備例

●条例による整備基準

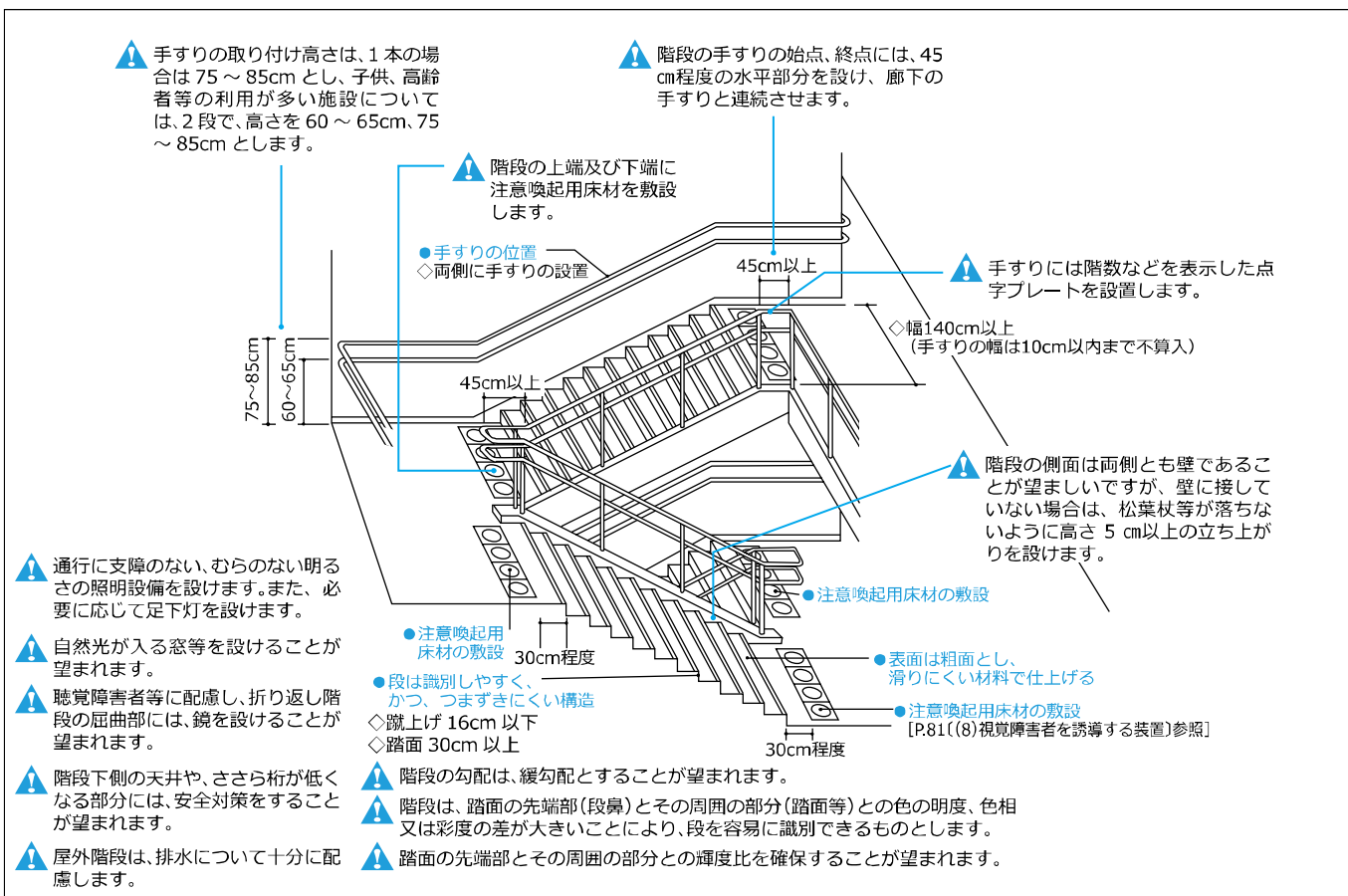
◇バリアフリー法による 建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

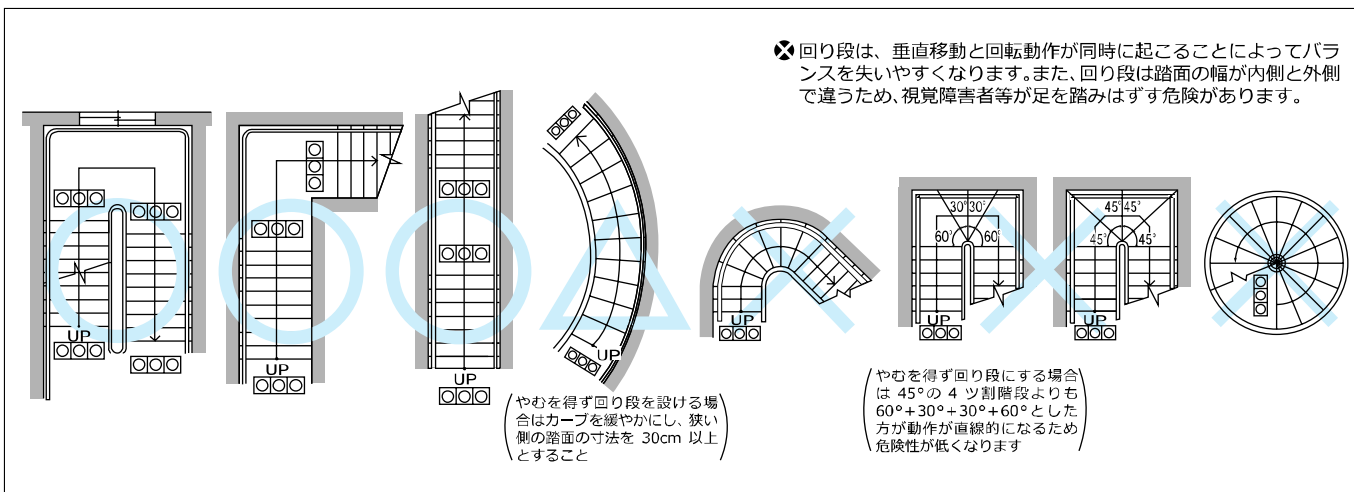
 参考事例等

⊗注意マーク

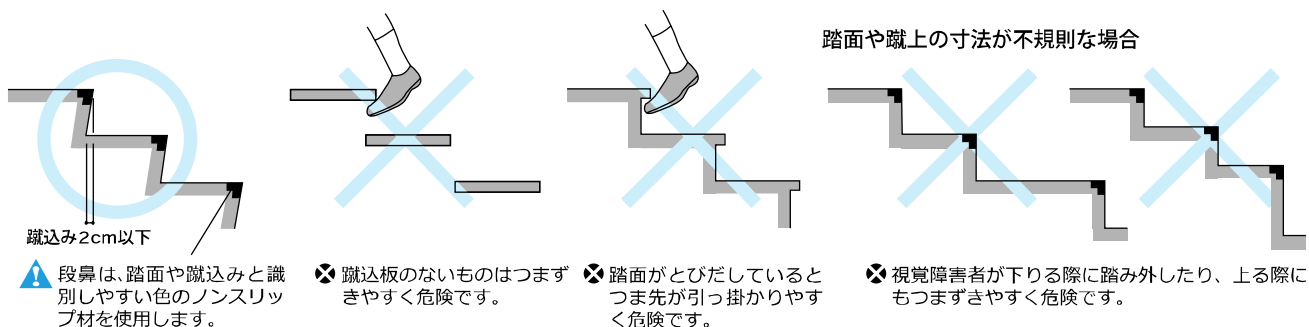
階段の整備例



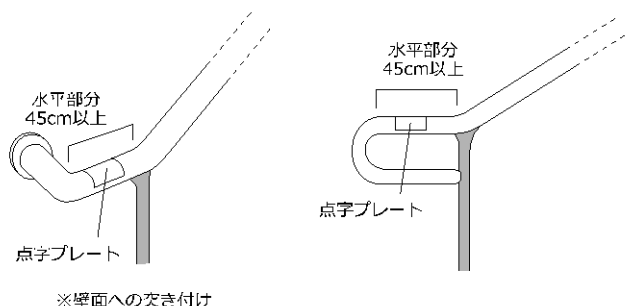
階段の形式



段の形式

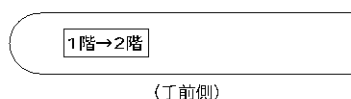


手すりの形状 [P.171〔(2) 手すり〕参照]



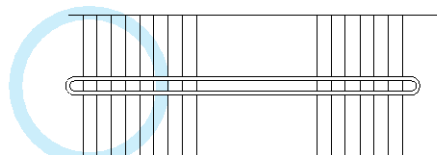
- ⚠ 階段の始点(終点)及び現在位置を歩行者に知らせるために、水平部分を取り、点字プレート等を設ける。また、始点(終点)はバランスをくずしやすいので水平部分は、45cm以上とします。
- ⚠ 袖口等が引っ掛からないように手すりの端部は壁面又は下方向に曲げます。

点字プレート(上から見た図)

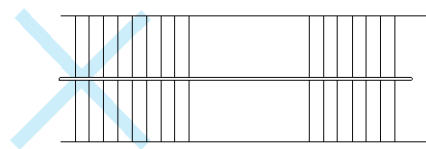


- ⚠ 点字プレートは一番手に触れやすい場所で大井に向いて上又はやや壁寄りになるように貼ります。(視覚障害者の多くは、手すりを握るよりも手すりの上面に手を沿わせて歩くことが多い)
 - ⚠ 点字は左から右に読みます。
 - ⚠ 点字シールは剥がれやすいのでメンテナンスが必要です。
- 記載例は[P.185〔(4)点字などの表示〕参照]

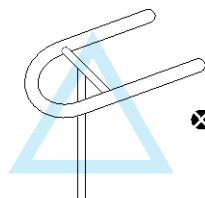
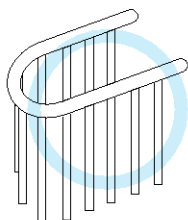
階段の幅員の広い場合の手すりの設置例



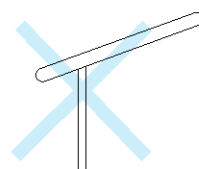
- ⚠ 階段中央に手すりを設置する場合、視覚障害者の衝突に配慮して手すりの端部を曲線などにします。



- ✕ 手すりの端部が曲線でない場合、衝突した場合の衝撃が大きくなります。



- ✕ 手すりを持ち出した支柱では視覚障害者が白杖で認識するのが難しくなり、ぶつかりやすくなります。



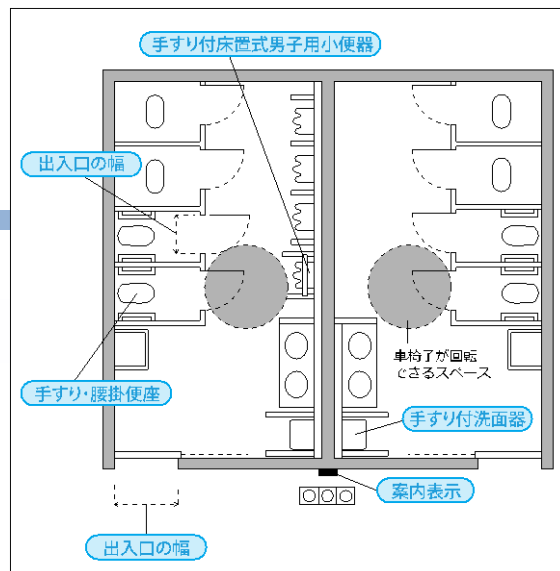
1 建築物

(5) 便 所①

設計のポイント

車椅子使用者用便所の設置の他に一般用便所においても、1 以上の便所を車椅子使用者以外の高齢者、障害者等が円滑に利用できるようなする必要があります。

- 便所に至る経路は、高齢者や杖使用者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げるなどなどの配慮が必要です。
- 乳幼児連れの利用を考慮し、乳幼児椅子などを備えた便所が必要です。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 視覚障害者への配慮から、案内板や便所入口の壁面に便所の位置や便所内の配置及び男女の別を表示することが望まれます。



整備基準

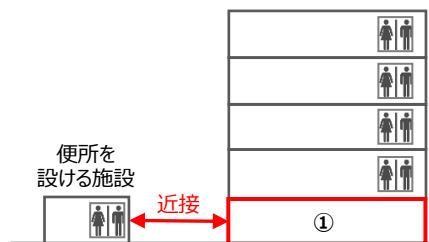
【適用施設／建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）】

■ 整備基準

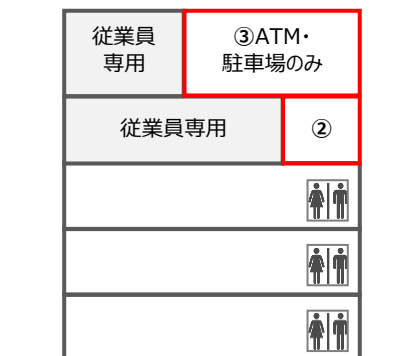
■ 基準の解説

- 1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。
- 2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって多数の者が利用する**便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する**^①位置にあるもの又は多数の者が利用する部分の**床面積が著しく小さい階**^②、多数の者の**滞在時間が短い階**^③その他の建築物の**管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階**^④を除く。）の階数に相当する数以上（男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上）設けること。

① 便所を設ける施設に近接する位置に 複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとします。



- ② 通過動線のみが存する階など。
- ③ ATM・駐車場のみが存する階など。



④ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階又はホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階など。

- 3 多数の者が利用する便所を設ける階（（6）[車椅子使用者用便房]の項 2 に定める構造の便所^⑤がある階を除く。4において同じ。）においては、腰掛便座^⑥、手すり^⑦等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
 - ⑤ 車椅子使用者用便房です。
 - ⑥ 腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座や立ち上がりができます。
 - ⑦ 手すりは、着座時に体を支えるとともに立ち上がる時に「握る」「肘を掛ける」等の動作の補助として有効です。[P.171〔2)手すり〕参照]
- 4 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すり^⑧が配置されている床置式の小便器^⑨、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。
 - ⑧ 男子用小便器の手すりは、歩行困難者が前や横に体を預けるために利用されます。
 - ⑨ 床置式の小便器は、尿だれの汚れ防止や装着尿器の使用者、子供の使用等、様々な人の使い勝手を考慮したものです。
 - ※装着尿器：脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と畜尿器でできっており、畜尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。
- 5 多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具^⑩を設けた便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
 - ⑩ オストメイト対応の水洗器具です。

さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

- 1 多数の者が利用する便所内（車椅子使用者便房が近接するものを除く。）においては、車椅子使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階には、床置式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所を1以上設けること。
- 3 多数の者が利用する便所を設ける階においては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

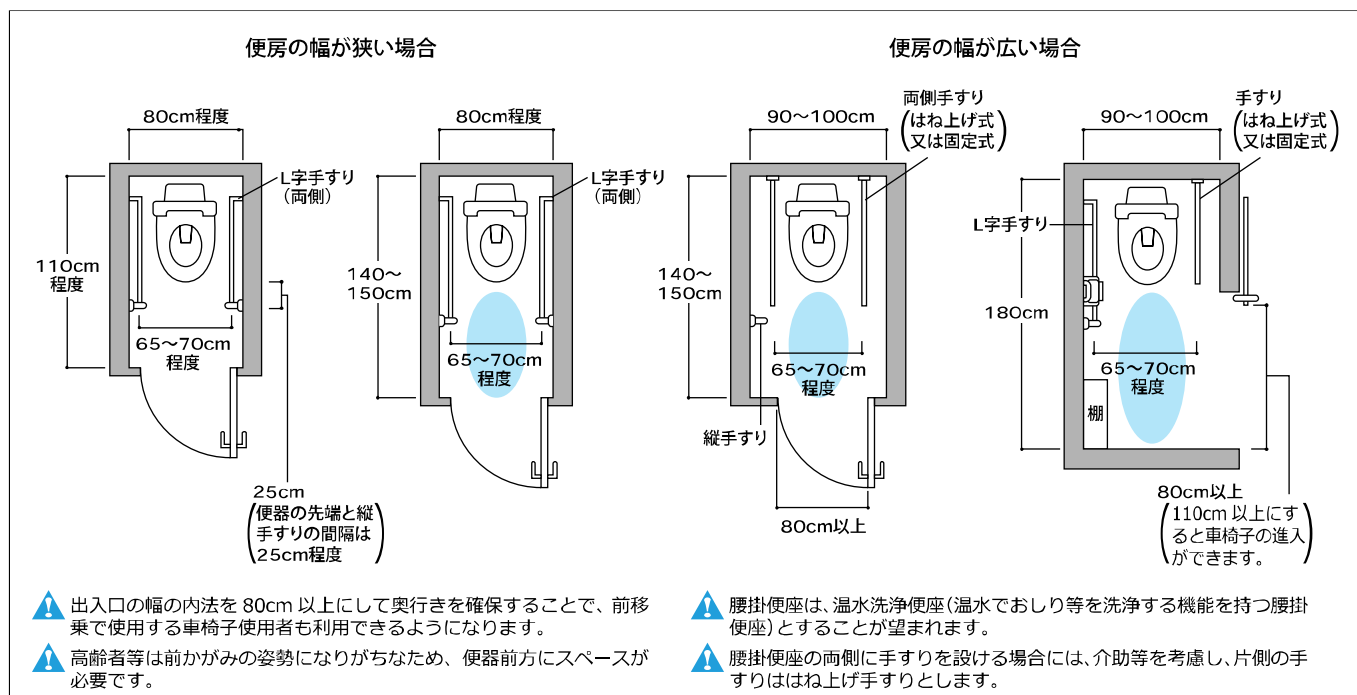
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

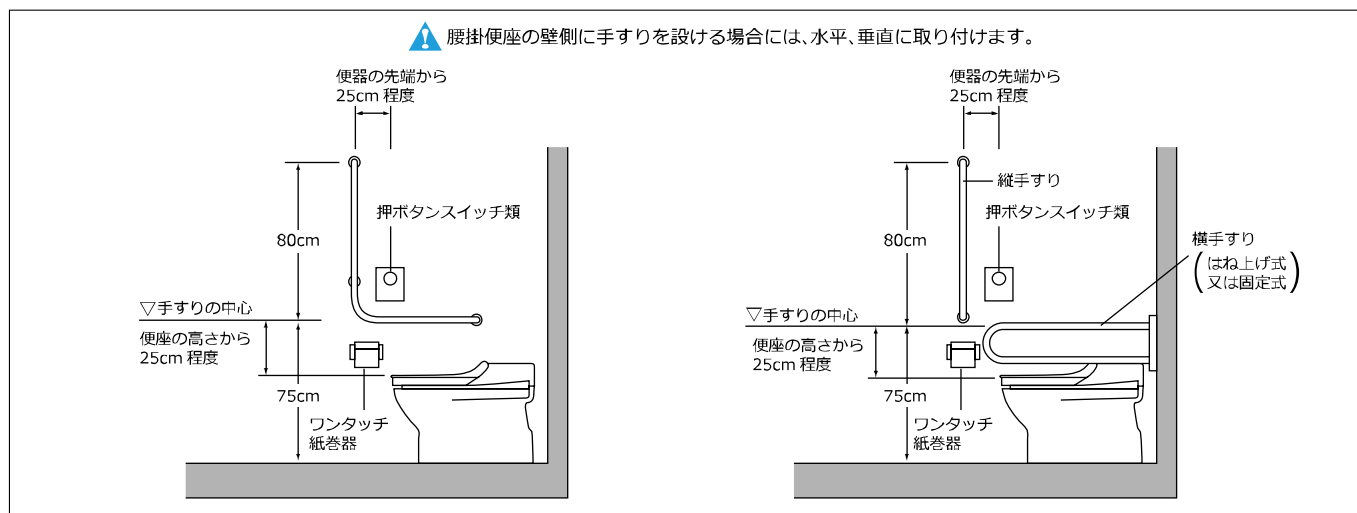
⚠ 注意マーク

- ▲ 手すり付きの便房は便所の出入口にできるだけ近い位置に設けることが望めます。
- ▲ 手荷物等を置くことができる棚や、服等を掛ける金具を設けることが望めます。
- ▲ 便房内の手すりは、高齢者などの足腰の弱っている人の立ち座りを補助したり、用便中の姿勢を安定させるために設けます。
(両側の壁が近い場合は両側にL字手すりを付けることが望めます。)

一般便房の設置例



一般便房の手すり(L字型)の設置例

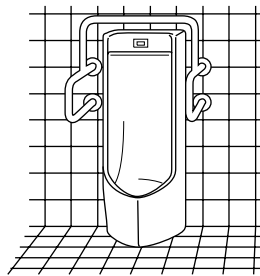


1 建築物

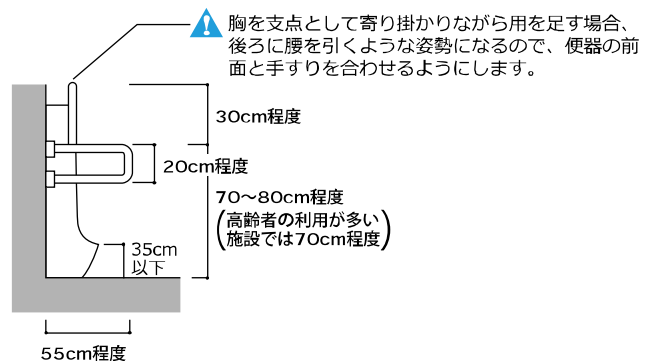
(5) 便 所②

手すりの例

男子用小便器の手すりの設置例

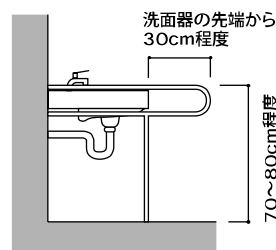
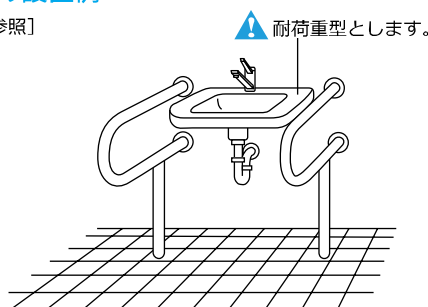


使用例は[P.78](6)車椅子使用者用便房参照



洗面器の手すりの設置例

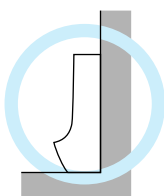
[P.107](17)洗面所参照



歩行困難者が手すりや洗面器に体を預けて利用します。
使用例は[P.78](6)車椅子使用者用便房参照

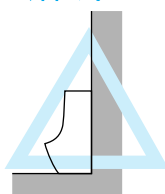
男子用小便器の例

床置き式A



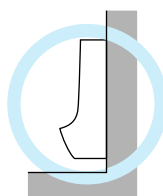
- 床置き式は大人も子供も利用できます。
- 小便器の前の床には段差をつけないようにします。

床置き式C



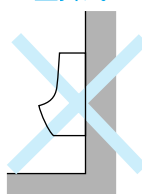
- 小便器の上部の高さが低いものは、視覚障害者が手で触れると不潔なことから便器の位置を確認しにくいものです。

床置き式B



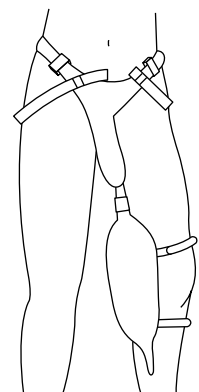
- 清掃しやすい、低リップ型(床置き式B)の小便器。

壁掛式



- 壁掛式は、装着尿器の使用者や子供が排泄できない場合があります。

装着尿器の例



脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と蓄尿器できており、蓄尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。

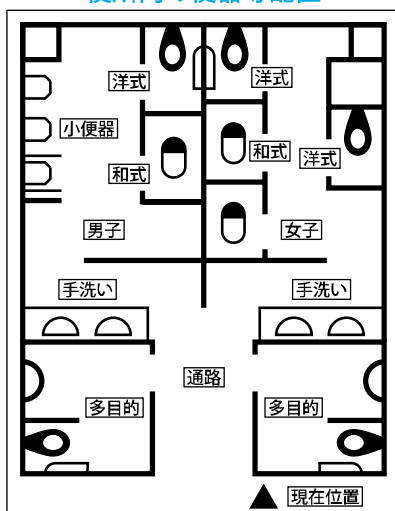
案内表示例

- ▲ 視覚障害者は、便所の男女の区別や便器の配置がわからないため、触知図による案内表示が望めます。
- ▲ 壁面に取り付ける場合は中心までの高さを 120cm 程度とします。
- ▲ 視覚障害者用案内表示板を設ける場合は、その手前に注意喚起用床材を設置します。

視覚障害者用案内表示（点字表示板）例

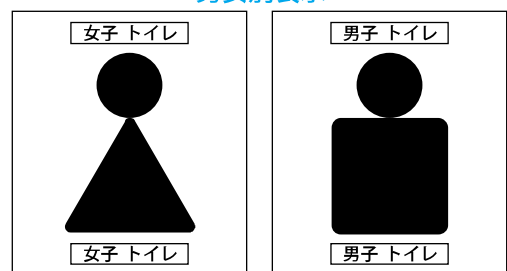
[P.183(4)点字などの表示参照]

便所内の便器等配置



- ▲ 文字の部分を点字で表示します。

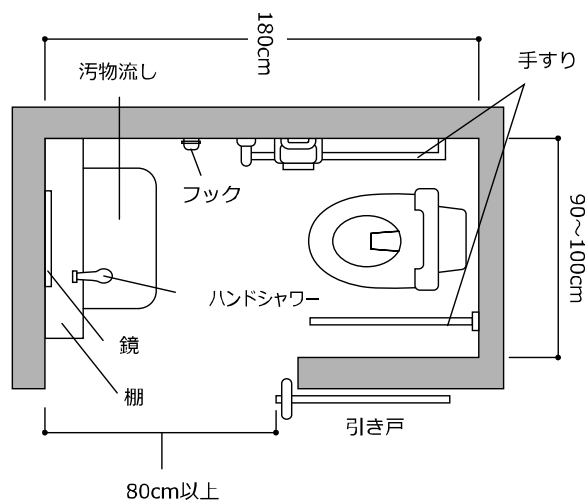
男女別表示



- ▲ 点字を読めない視覚障害者にもわかるよう、マークを浮きあがらせたり、色分けをして、男女の区別がつくようにします。
- ▲ 文字の部分を点字で表示します。
- ▲ 男女が共用できる位置に設けた便所の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望めます。

オストメイト対応設備

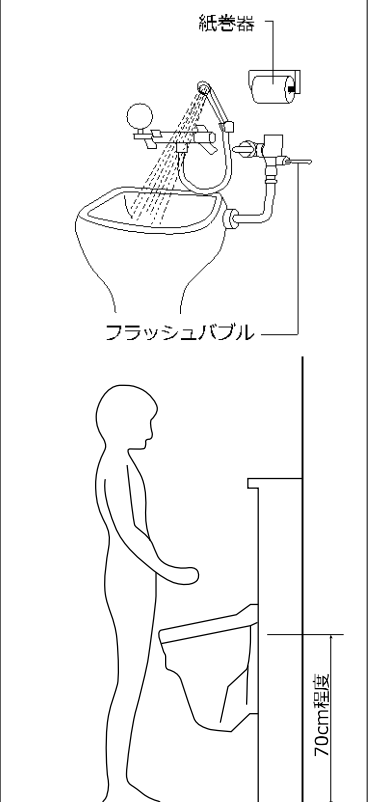
- 汚物流し
 - ・パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに捨てる必要があるため、汚物流しを使用します。
 - ・このときに、パウチや腹部を洗浄するために、ハンドシャワーが必要です。
- ハンドシャワー
 - ・ハンドシャワーの止め金の位置が高すぎると、操作開始時に周囲に水をまき散らす恐れがあるので、未使用時は汚物流しの中に噴射する位置に取り付けます。
 - ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望めます。
- 衣類掛けフック
 - ・パウチの汚物を処理する際に脱いだ衣服を掛けておくフックを設けることが必要です。
- 換気扇
 - ・排泄物のおいさをなるべく早く消すために、汚物流しの上部に換気扇の設置が望めます。
- 鏡
 - ・使用後に身だしなみを確認するため、全身が確認できる鏡の設置が望めます。(車椅子使用者用の鏡と兼用可)



(設置上の留意点)

- ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設（公衆便所等）に設けることは好ましくありません。

●汚物流し（オストメイトに配慮した設備）



1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房①

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。したがって、車椅子使用者が利用できるスペースを確保した便房をわかりやすく、利用しやすい位置に設置することが必要です。

- 玄関ホール等のわかりやすい位置に車椅子使用者が利用可能な便房の位置を示す情報提供を行うとともに、一般の人も利用できるよう、一般便所と一体もしくは近くに設けることが望まれます。
- 便房に至る経路は、高齢者、障害者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げにすることなどの配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児椅子などを備えた便房が必要です。(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。
- 劇場・競技場等の客席・観客席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。）】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 多数の者が利用する便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合にあっては2以上、当該便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合にあっては当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）以上。ただし、当該階に設ける(5)の項に定める便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該(5)の項に定める便所の数とする。）

に車椅子使用者用便房を1以上^①(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定めるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ロ 1の本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

① 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意。

車椅子使用者用便房の設置イメージ		
	5	3
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5以上	3以上
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上

便所のない階がある場合。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合

(1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階

当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1の本文に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

(2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階

当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1の本文に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

二 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物^②に、床面積が

1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数

（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）（1,000㎡未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に1の

本文に定める床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに定める施設がイに定める位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）

以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

②同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、これらをまとめて一の建築物として取り扱う。

同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	400～599.8㎡/階
	
	延べ床面積
	2,000～2,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上

2 車椅子使用者用便房を設ける便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）は、次に定める構造とすること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**十分な床面積^③**が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。

ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、**内法を80cm以上^④**とすること。

ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^⑤**とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^⑥**とすること。

ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。

③必要な便器、手すり、機器等を配置し、原則として便房内で車椅子が回転できるスペース（直径150cmの円）を確保できる広さです。

④内法80cm以上とは、車椅子が通過できる寸法です。（車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望まれます。）

⑤引き戸及び自動引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は、便房内の動作を考慮して外開き戸とします。車椅子使用者が通過しにくい重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。

⑥濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。
[P.169「(1)床(路面)仕上げの目安」参照]

- ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。
- ト 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**位置及び高さに配慮した鏡^⑦**が設けられていること。
- チ **車椅子使用者用である旨^⑧**を見やすい方法で表示すること。

- ⑦ 車椅子使用者が身づくろいを確認できるように設置します。
- ⑧ 車椅子での使用の他、誰でもが使いやすいものである旨を表示します。[P.69、73〔(6) 車椅子使用者用便房〕参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

多数の者が利用する便所内には、次に定める基準に適合する便所を設けること。

- イ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。
- ロ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。

整備例

● 条例による整備基準

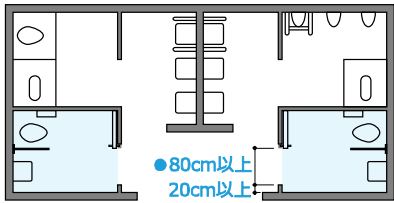
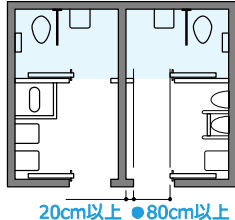
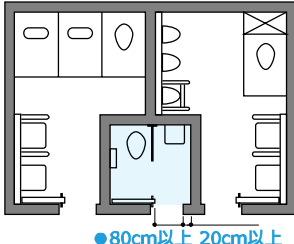
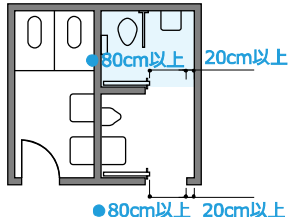
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

車椅子使用者用便房のレイアウトプラン例

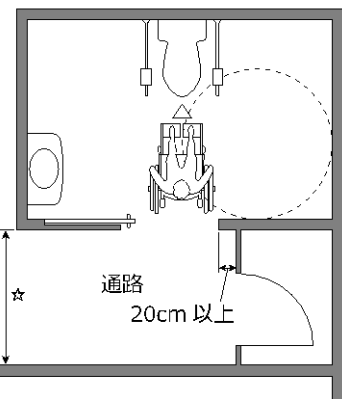
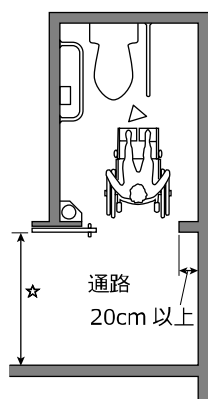
整備例	①男女別（手前）	②男女別（奥）
		
特色	▲ 2カ所以上設ける場合は片側型で、左右対称のプランを設けることが望まれます。 ▲ 介助者が異性の場合を考慮して、出入口はできるだけ廊下に近い位置に設けます。 ▲ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。	
	⚠ 便所の奥にあると、異性が介助しにくくなります。 ▲ 入口に車椅子便房の配置プランを表示するとわかりやすくなります。	
整備例	③男女兼用	④男子便所のみ
		
特色	▲ 1カ所しか設けない場合でも片側型が望まれます。 ▲ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転換できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。	
	⚠ 男子便所の奥のみにあるために、女性利用者や女性介助者が利用しにくくなります。（女子便所にものみ設ける場合も同じ） ⚠ 男子又は女子便所の一方のみと車椅子使用者用便房を兼ねることは望ましくありません。	

1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房②

車椅子使用者用便房のタイプ別特性

共通事項	前面の通路は、車椅子のすれ違いや転回に配慮し、内法 140cm 以上が望まれます。また、突き当たりの車椅子使用者用便房で、そで壁が 20cm 程度の場合は、扉の開けやすさを考慮し、通路の内法を 140cm 以上とすることが望まれます。	
整備例	①片側型（対角配置・便器正面） 形式表示例 一般的な施設に設けた場合の利用評価（以下、同じ） ※125cm 以上・・・○ ※140cm 以上・・・◎ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 通路	②片側型（対角配置・便器横向き） 形式表示例 利用評価 ※125cm 以上・・・○ ※140cm 以上・・・◎ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 20cm 以上 通路
	標準的な内法寸法 220cm×220cm	
長所	▲壁側に垂直手すりがあるため、車椅子から立ち上がって便房に移乗しやすくなります。 ▲便房に向かって片側からのアプローチ、介助がしやすくなります。 ▲車椅子使用者用便房を 2 カ所以上設ける場合は、左側便器、右側便器の両方を設けることが望まれます。 ▲左側便器と右側便器の優先度は特にありません。	
短所	✖便器正面に空間（125cm 程度）がない場合は、正面からアプローチして利用するときに切り返しが難しくなります。	
整備例	③片側型（正面配置） 形式表示例 利用評価○ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 通路 20cm 以上	④斜め型 形式表示例 利用評価△ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎ 通路
	標準的な内法寸法 200cm×200cm	
長所	▲比較的狭いスペースで設置が可能です。 ▲壁側に垂直手すりがあるため、車椅子から立ち上がって便器に移乗しやすくなります。 ▲便房に向かって片側からのアプローチ、介助がしやすくなります。 ▲車椅子使用者用便房を 2 カ所以上設ける場合は、左側便器・右側便器の両方を設けることが望まれます。 ▲左側便器と右側便器の優先度は特にありません。	
短所	✖斜めからアプローチする場合に車椅子の切り返しが必要です。 ✖便器の正面に出入口があるため落ち着いて利用しにくくなります。	
長所	▲左右どちらからでもアプローチ、介助が可能です。	
短所	✖左右のスペースが狭く、車椅子を斜めからつける範囲が限られるため、車椅子使用者や介助者に負担がかかります。 ✖垂直手すりがいないため、自力で車椅子から立ち上がって便器に移乗する動作が難しくなります。 ✖壁面に取り付ける洗浄ボタン、紙巻器、非常用ボタンに手が届きにくくなります。	

	⑤中央型	⑥小型
整備例	 形式表示例 利用評価△ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎	 形式表示例 利用評価△ ☆120cm 以上・・・○ ☆140cm 以上・・・◎
寸法	標準的な内法寸法 200cm×300cm	標準的な内法寸法 200cm×140cm
長所	▲左右どちらからでもアプローチ、介助が可能です。 ▲幅広い障害に対応できます。 ▲車椅子を真横につけられるため、介助者の負担が少なくなります。	▲既存改修など、スペースが確保出来ない場合の最低限のプランです。
短所	✖左右のスペースが狭く、車椅子を斜めからつける範囲に限られるため、車椅子使用者や介助者に負担がかかります。 ✖垂直手すりがないため、自力で車椅子から立ち上がって便器に移乗する動作が難しくなります。 ✖壁面に取り付ける洗浄ボタン、非常用ボタンに手が届きにくくなります。 ✖紙巻器を可動手すりに取り付けるため利用しにくくなります。	✖便房内の回転が困難であるため、自立度が高い人しか利用できません。 ✖介助が困難です。 ✖方向転換ができないため、戸の開閉が困難です。

車椅子使用者用便房の使用動作と配置プランの考え方

1 使用動作の整理

①多くが便器に対し斜め 45 度からアプローチをし、立ち上がって便器に移乗する

(主な動作例)

- ・車椅子使用者用便房の利用者の多くが、
 - ①可動手すりをはね上げて（または開いて）空間を確保し、
 - ②便器に対しほぼ斜め 45 度に車椅子をつけ、
 - ③L 型手すりの垂直部分につかまって立ち上がり、
 - ④身体の向きをかえながら腰を下ろします。
- ・介助を受ける場合も、この動作に近い動き方が一般的です。
- ・この立ち上がりから便器への座位までの一連の動作では、姿勢の高さが変化するため垂直方向の手すりが必要になります。
- ・片側型のプランでは、便器を片側に付けることにより、L 字型手すりの設置が可能となり、利用者の動作の安全性と自立度が向上します。
- ・斜め型や中央型のプランでは、垂直方向の手すりがないため、便器への移乗に介助が必要な人が出てきます。

②便器の真正面からアプローチをして、正面からまたがって使用する場合（少数）

(両下肢・両上肢の力が弱い人の動作例)

- ・車椅子使用者のうち、両下肢・両上肢の力が弱い人では、垂直手すりを使用して立ち上がり、身体の向きを変えることが困難なため、
 - ①車椅子を便器正面につけ、
 - ②L 型手すりの水平部分と可動手すりに両腕を乗せるようにして、
 - ③そのままの向きで車椅子から便器へ腰をずらして便器にまたがります。
- ・この動作では、便器に対し真正面にアプローチができること、両腕に力が入りやすいよう両側の水平手すりの間隔と高さに配慮が必要です。
- ・斜め型や中央型のプランで手すりに紙巻器を取り付けたものは、正面から便器にまたがる際に邪魔になるため、移乗が難しくなります。

③便器に移乗せずに使用する場合（少数）

（集尿器具装着者の動作例）

- ・ 脊髄損傷で排泄機能に障害があるため集尿器具を下肢に装着し、溜まった尿を便器に流すために便器を使用する人では、移乗動作は行わず、
 - ①可動手すりをはね上げて（または開いて）空間を確保し、
 - ②便器の横に車椅子をできるだけ接近させ、
 - ③集尿器具を便器まで伸ばして尿を処理します。
- ・ この動作では、車椅子を便器に横付けするための空間が必要となるため、可動手すりが必要です。

（自己導尿を行う人の動作例）

- ・ 脊髄損傷で集尿器具を装着せずに排泄器具を使用して自己導尿（自律的排尿が困難なため、カテーテルを挿入して行う排尿）を行う人では、
 - ①車椅子を便器正面につけ、
 - ②両下肢を開いて自己導尿を行います。
- ・ この動作では、便器に対し真正面に車椅子をつける空間の確保が必要です。また、自己導尿を行う際、器具等の小物を置くことのできる棚があると使用しやすくなります。

2 配置プランの考え方

①基本形は片側型（対角配置）

- ・ 上記①～③を総合的に考えると、不特定かつ多数が利用する施設を想定した場合、片側型で出入口の対角方向に便器を設けるプラン（対角配置）が、便器の片側周囲に車椅子をつける十分な空間を確保でき、立ち上がりのためのＬ字型手すりが設けられるため、片側型（対角配置）を基本形にすることが望まれます。また、便器の正面に出入口がある正面配置では、落ち着いた気分で利用しにくい面もあります。

②奥行きが狭い場合は片側型（正面配置）

- ・ 計画上、便所の奥行きが確保できない場合、便所の奥行きが 200cm 程度以下（便器の先端から反対側の壁まで 125cm 程度以下）の場合は、便器に対して正面からアプローチするときの車椅子の切り返し動作が難しくなるために介助が必要な人が出るため、より多くの人が利用できるようにするためには正面配置を採用する方が望まれます。

③斜め型プランの特性と問題

- ・ 左右両側からの介助が可能であるが、便器の両側とも可動型の横手すりになり、縦手すりがないため、車椅子から自力で立ち上がって便器に移乗する動作や便器から車椅子に戻る動作が難しくなります。また、洗浄ボタン、紙巻器、非常用ボタン等が両側の壁面に取り付けられるため手が届きにくくなります。

④中央型プランの特性と問題

- ・ 左右両側からの介助が非常に簡単にできるが、便器の両側とも可動型の横手すりになり、縦手すりがないため、車椅子から自力で立ち上がって便器に移乗する動作や便器から車椅子に戻る動作が難しくなります。また、洗浄ボタン、紙巻器、非常用ボタン等が便器背面の壁面に取り付けられるため、便器に座った状態では手が届きにくくなります。
- ・ 中央型プランは介助者にとっては自由度が高く利用しやすいため、介助による利用が主となる施設の場合には適しています。

⑤小型プランの特性と問題

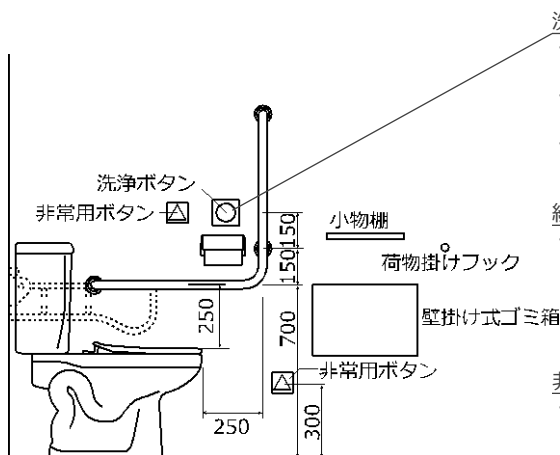
- ・ 小型プランは自立度がかかなり高い障害者しか利用できないため、既存改修等でスペースの確保が難しい場合の対応事例として示しています。

3 付加機能について

- ・ おむつ交換台、折りたたみ式ベッド、オストメイト対応水洗器具等の付加機能は、建築物用途、設置箇所数、設置場所、利用者の特性、維持管理方法等に応じて検討することが必要です。
- ・ 乳幼児椅子、おむつ交換台は、車椅子使用者用便房に備えるべきか、一般便所（男女）にそれぞれ備えるべきか等、便所空間全体で検討する必要があります。

片側型(対角配置)の整備例

▲ 車椅子使用者が利用できる便所は、建築物の出入口付近など、わかりやすく利用しやすい位置に設置します。



洗浄ボタン

- ボタンは大きなもので押しやすく、押した感覚がわかるものが望まれます。
- ボタンが奥にあると、便器に移乗せずに利用する人にとって使いにくい場合があります。
- 感知式は体が動くたびに作動するため、利用しにくいという声があります。

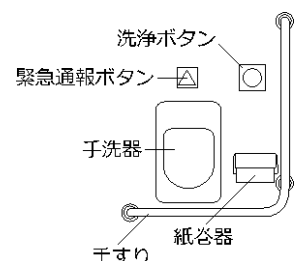
紙巻器

- 便器に腰を掛けたままで容易に操作できる位置に設置します。

非常用ボタン

- 非常用ボタンは、便器に座っていて立ち上がれない時、床面に倒れた時などに操作できる位置（上下 2 カ所以上）に設けることが望まれます。
- 色はオレンジなど目立つ色にします。
- 便房内に確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設けます。

・手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



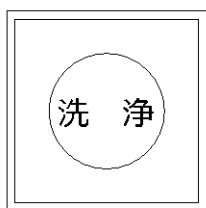
手洗器を設けた場合は壁面と手すりとの間の寸法を十分に確保する必要がある。

1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房③

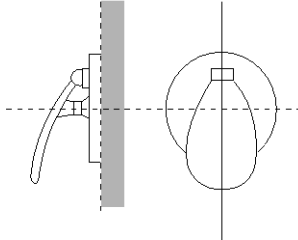
洗浄ボタンの例

タッチ式

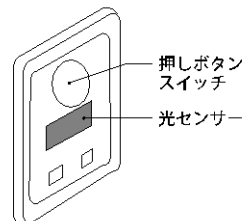


- ⚠️ 軽く押すと洗浄できる形式（タッチした感覚がわかるもの）が望まれます。
- ⚠️ わかりやすい大きさ、色とします。

くつべら式



光感知式



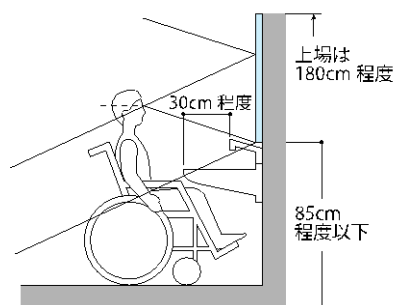
- ⚠️ ボタンの凸がわかりにくい形式のものは視覚障害者の利用に不便な場合があります。
- ⚠️ 光感知式は、不随意運動をする脳性麻痺の人には利用しにくいことがあります。

便房内の身づくろい用鏡の高さの例

垂直鏡

鏡下端を 85cm 程度以下にできる場合には垂直鏡が望まれます。(80cm 程度になれば可視範囲が広くなり、より使いやすくなります)

- ⚠️ 立体での利用を考慮すると垂直鏡の方が望まれます。
- ⚠️ 取り付け場所、高さにより形式を選択する必要があります。
- ⚠️ 吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から 30～35 cm 程度）とします。
- ⚠️ 洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望まれます。



便所表示例



どなたでもご自由にお使いください

- ⚠️ 便所に至る経路を表示し、また便所の出入口にはシンボルマークを設置して誘導します。
- ⚠️ 高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人も利用できる旨を表示することが望まれます。

その他の設備

便座に座ったまま使える手洗器

- ⚠️ 便座に座ったまま使える手洗器は、排泄障害を伴う障害者が摘便（指で便をかき出す行為）の後に、汚れた手を洗うために特に有効です。

おしり洗浄機

- ⚠️ 便器に正面からまたがる人がいるため、設ける場合は操作盤を壁面に取り付ける機種にすることが望まれます。

背もたれ

- ⚠️ 座位バランスが保ちにくい人が利用する場合に介助者が後ろで支える負担を軽減するため、設置することが望まれます。

汚物入れ

- ⚠️ 汚物入れは、一般のものより大きなものとし、車椅子に乗ったままでも利用できる位置に設けます。

棚・フック

- ⚠️ 便房内の壁には、車椅子使用者の利用に支障とならない位置に手荷物などを置く棚やフックを設けることが望まれます。

維持管理上の留意事項

- ⚠️ 車椅子使用者用便房の中のゴミ箱が、車椅子使用者の使用の際のドアの開閉や中での回転、可動手すりの開閉等に支障となることが多いため、ゴミ箱を置く位置に注意する必要があります。

- ⚠️ 便座のひび割れや可動式手すり、呼び出しボタン、鍵等の作動について、日常の清掃時に点検をしておく必要があります。

公衆便所の場合

- ⚠️ 常時、人がいないことから管理上の問題が起こりやすく、夜間に鍵をかけることが多くあります。しかし、利用者にとって、夜間に利用できなくなることは好ましくないため、照明を明るいものにしたたり、いたずら防止の表示をするなどの対策を講じることが望まれます。

オストメイト対応設備を併設した例

- ▲オストメイトとは、人工肛門や人工ぼうこうなどのように、人工的に腹部に排泄口を作った人のことをいいます。
- ▲オストメイトの人は、括約筋がないため、便意や尿意を感じたり、我慢したりすることができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。

オストメイト対応便房の表示



オストメイト対応設備

①汚物流し

- ・パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに捨てる必要があるため、汚物流しを使用します。
- ・このときに、パウチや腹部を洗浄するために、ハンドシャワーが必要です。
- ・手洗い器と混同することのないよう、表示板の設置が望まれます。

②ハンドシャワー

- ・ハンドシャワーの止め金の位置が高すぎると、操作開始時に周囲に水をまき散らす恐れがあるので、未使用時は汚物流しの中に噴射する位置に取り付けます。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望まれます。

③衣類掛けフック

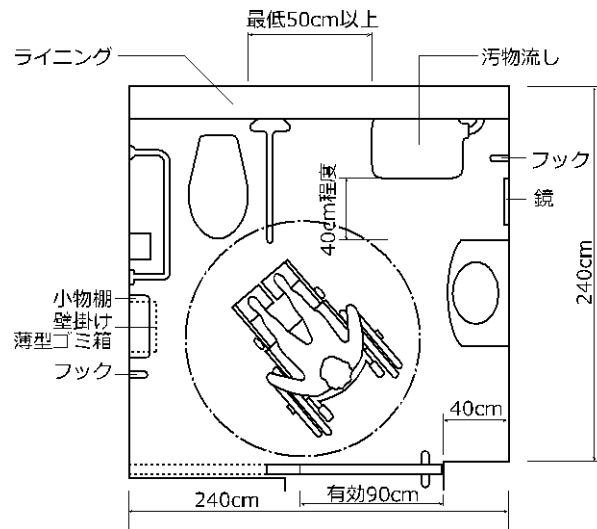
- ・パウチの汚物を処理する際に脱いだ衣服を掛けておくフックを設けることが必要です。

④換気扇

- ・排泄物のおいしさをなるべく早く消すために、汚物流しの上部に換気扇の設置が望まれます。

⑤鏡

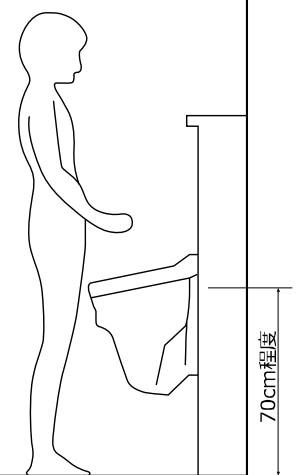
- ・使用後に身だしなみを確認するため、全身が確認できる鏡の設置が望まれます。(車椅子使用者用の鏡と兼用可)



(設置上の留意点)

- ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設(公衆便所等)に設けることは好ましくありません。

●汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



オストメイト対応設備、成人用おむつ交換台、小型手洗器を併設した例

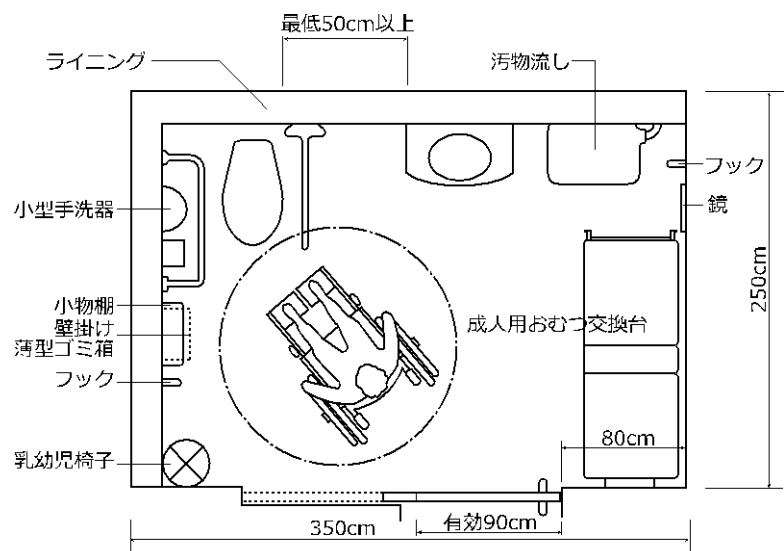
- ▲施設の用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けます。

▲成人用おむつ交換台

- ・高齢者、障害者等の外出機会が増え、おむつ交換や着替えなどができる成人用のおむつ交換の設備の必要性が高くなります。
- ・おむつ交換の介助は、長辺と短辺の2方向から行うため、2辺に介助者が入るスペースが必要になります。特に、車椅子から台の上に移乗する際は長い辺から行きます。
- ・台の大きさは、巾60cm以上、長さ150cmで、高さは車椅子の座面の高さに合わせ、45cm程度とします。

▲小型手洗器(便座に座ったまま使える手洗器)

- ・排泄障害を伴う障害者が摘便(指で便をかき出す行為)の後に、汚れた手を洗うために特に有効です。
- ・小型手洗器は壁から突出するため、手すり、紙巻器、洗浄ボタン等の操作が容易にできるように、機種を選定や取り付け位置等を設計時から十分に検討しておく必要があります。



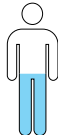
1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房④

車椅子使用者の移乗動作の例

①両下肢に麻痺がある場合(例えば脊髄損傷)

麻痺の状態により、主に正面からの移乗と斜めからの移乗の2通りの方法があります。



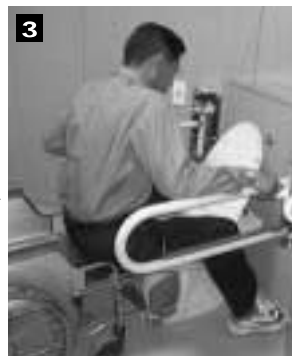
①-1 正面からの移乗の場合 ※写真は斜め型便房(P69 参照)で撮影されたもの



正面から便器に近づき、便器の正面に車椅子を近づけます。



車椅子のアームサポートにつかまって、体を押し上げ、便器の縁に移ります。



両側の手すりにつかまって、さらに深く便器にまたがり、用を足します。



①-2 斜めからの移乗の場合 ※写真は斜め型便房(P69 参照)で撮影されたもの



便器の斜め前に車椅子を近づけます。



便器側の腕で手すりを、もう一方の腕で車椅子のアームサポートにつかまり、体を押し上げながら便器に移り用を足します。



②片方の手足に麻痺がある場合(例えば脳卒中)

左右どちらか一方に麻痺がある場合、動く方の手足が便器に近づくように斜めから移乗します。麻痺の状態により、介助の度合いが異なります。



②-1 介助なしの場合 ※写真は斜め型便房(P69 参照)で撮影されたもの



動く方の手足が便器に近づくようにして、便器の斜め前に車椅子を近づけます。



動く方の腕で手すりにつかまって立ち上がり、動く側の腰を手すりにもたれかけて便器に移り用を足します。





両側の手すりにつかまって、体を押し上げながら車椅子に移ります。



便器側の腕で手すりを、もう一方の腕で車椅子のアームサポートにつかまり、体を押し上げながら車椅子に移ります。



車椅子のアームサポートにつかまって立ち上がり、動く側の腰を手すりにもたれかからせながら、アームサポートを持ち替えて体の向きを変えて車椅子に移ります。

1 建築物

(6) 車椅子使用者用便房⑤

②-2 軽度の介助の場合 ※写真は斜め型便房 (P69 参照) で撮影されたもの



動く方の手足が便器に近づくようにして、便器の斜め前に車椅子を近づけます。



麻痺のある側に介助者が立って、車椅子から立ち上がるのを助けます。



動く方の腕で手すりにつかまりながら便器に移ります。



②-3 中等度の介助の場合 ※写真は斜め型便房 (P69 参照) で撮影されたもの



動く方の手足が便器に近づくように車椅子を近づけ、介助者が正面から介助して(抱き上げて)立ち上がります。



介助者が抱き上げたまま体を回転し、便器に移ります。この時は介助者につかまり手すりは使用しません。



便器に座っている時は、手すりにつかまってバランスをとります。

⑤ 小便器の立ち上がり動作の例



動く方の手で手すりの上部を握りながら車椅子から立ち上がります。



手足が動く方の手すりに寄り掛かり、体を支えながら用を足します。



手すりを握りながら車椅子に移ります。



動く手足側に車椅子を置き替えてアームサポートにつかまって立ち上がり、車椅子に移ります。



動く手足側の手すりを開き車椅子を移動し、介助者が正面から抱き上げて立ち上がります。



車椅子の方に回転し車椅子に移ります。

③ 小便器の利用例



手足が動く方の手すりに寄り掛かり、体を支えながら用を足します。

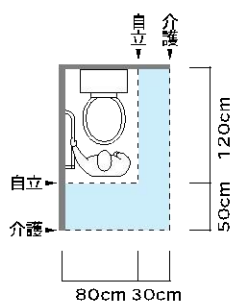
④ 洗面器の利用例



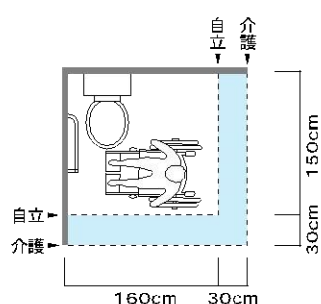
手足が動く方の手すりに寄り掛かり、体を支えながら手を洗います。

【参考：乗り移り方向による必要なスペース】

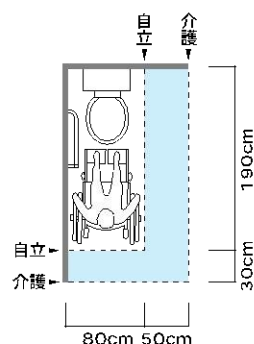
歩行の場合



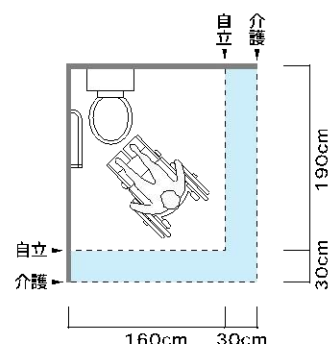
車いす側方アプローチの場合



車いす前方アプローチの場合



車いす斜め前方アプローチの場合



出典：地域リハビリテーションマニュアル 1995年 三輪書店

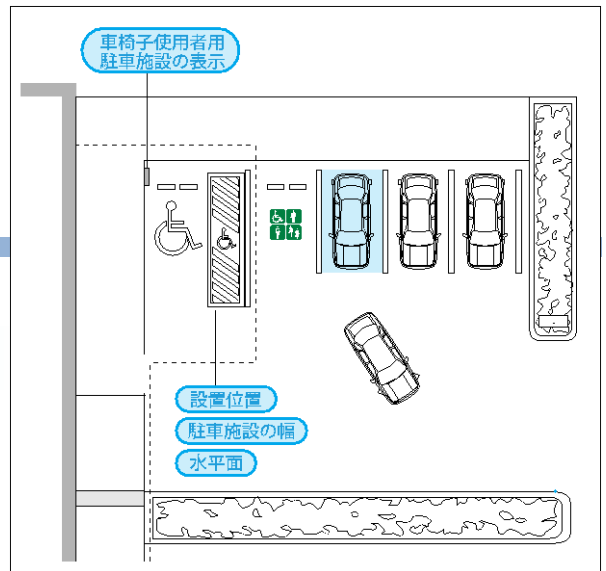
1 建築物

(7) 駐車施設

設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車椅子使用者用駐車施設の確保が必要です。

- 車椅子使用者用駐車施設は、建築物の出入口に近い場所に設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車椅子使用者であることの表示が必要です。
- 雨天や降雪時の車椅子等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望めます。



整備基準

【適用施設／建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）】

■ 整備基準

- 1 多数の者が利用する駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数^①以上設けること。ただし、**車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2に定める場合**又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合**^②は、この限りでない。
 - イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。）が200以下の場合
当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）
 - ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合
当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）に2を加えた数
- 2 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。
 - イ 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - ロ 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に定める基準に適合する場合

■ 基準の解説

- ① 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数算定する。
- ② 施設の立地や使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。また、車の乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。

- (1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乘降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1の本文に定める数以上であること。

3 車椅子使用者用駐車施設は次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2口(1)に定める場合又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合^②**はこの限りでない。

- イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ロ 幅は、**350cm以上^③**とすること。
- ハ 車椅子使用者用である旨を**見やすい方法により表示^④**すること。
- ニ 床面は、**水平^⑤**とすること。

- ③ 車体幅210cmに、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(140cm)を加えた幅です。
- ④ 乗降用スペースと駐車区画の標示又は看板があれば、標識はなくても構いません。
- ⑤ 床面に傾斜がある場合、車椅子の乗り移りの際に滑って転倒する場合があります。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

駐車場

- 1) 車椅子使用者用駐車施設の数は、駐車場の全駐車台数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とすること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乘降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。
 - イ 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)「出入口」(P.45 参照)に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路 3) に定める構造の駐車場内の通路又は(2)「敷地内の通路」1) から 3) (P.50 参照)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - ロ 幅は、350 cm以上とすること。
 - ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- 3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、(2)「敷地内の通路」1) から 3) までに定める構造とすること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

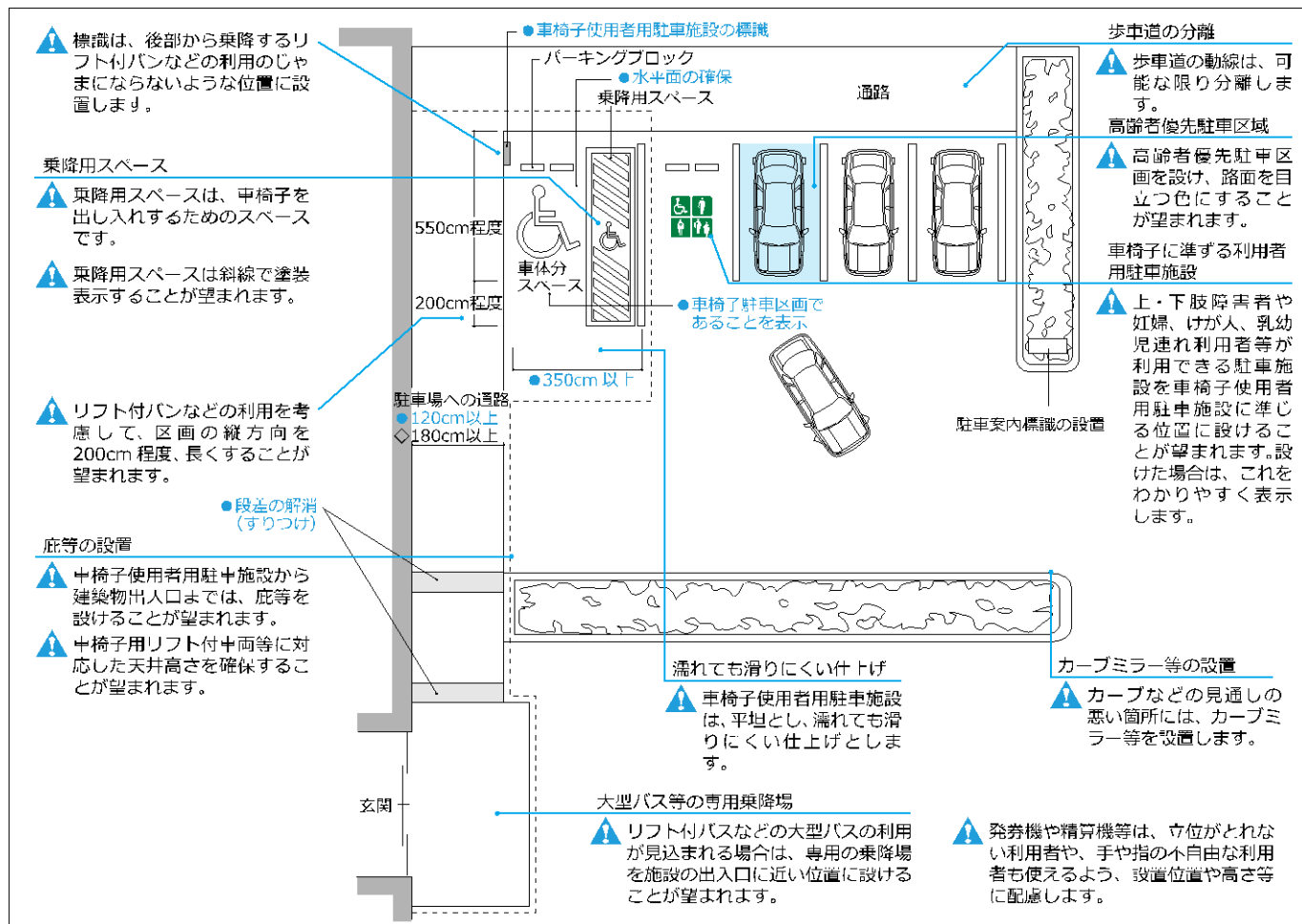
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

駐車場(車椅子使用者用駐車施設等)の整備例

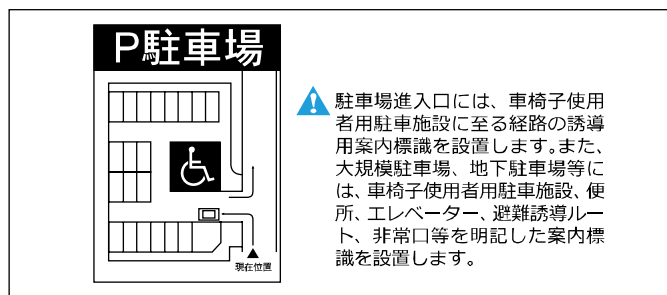
- ▲ 車椅子使用者用駐車施設の数、建築物の利用目的、使用頻度など考慮して決定します。
- ▲ 後部から乗降するリフト付バンなどの特殊車両が利用する場合があるため、車椅子使用者用駐車施設の位置、区画面積に配慮します。
- ▲ 車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者等で歩行が困難な人が利用できる駐車区画とすることが望めます。



車椅子使用者用駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例



1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置①

設計のポイント

視覚障害者の安全で効率的な移動の支援や危険回避の手段として、視覚障害者を誘導する装置を設置する必要があります。

周囲の状況を考慮し、視覚障害者が容易に確認できてわかりやすい方法で敷設することが必要です。

□視覚障害者用床材には、①視覚障害者に移動方向を示すための床材[誘導用床材]と②視覚障害者の注意をうながすための床材[注意喚起用床材]の2種類があります。

□弱視者に配慮して色彩や明暗のコントラストをつけるとともに、単純な動線で移動経路を形成することが重要です。

整備基準

【適用施設／1 にあつては建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舍を除く。）、2 から4 までにあつては建築物（第一種保健福祉施設、第二種保健福祉施設（婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。）、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舍を除く。）】

■ 整備基準

■ 基準の解説

1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は**高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合**^①は、この限りでない。

イ 視覚障害者を誘導するための床材（線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより**容易に識別できるもの**^②に限る。以下この表において「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

ロ 傾斜路の**上端及び下端**^③に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより**容易に識別できるもの**^②に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

二 **段の上端及び下端**^③に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

2 直接地上へ通ずる出入口から**施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所**^④までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。

3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1のロに定める構造に準じたものとする。

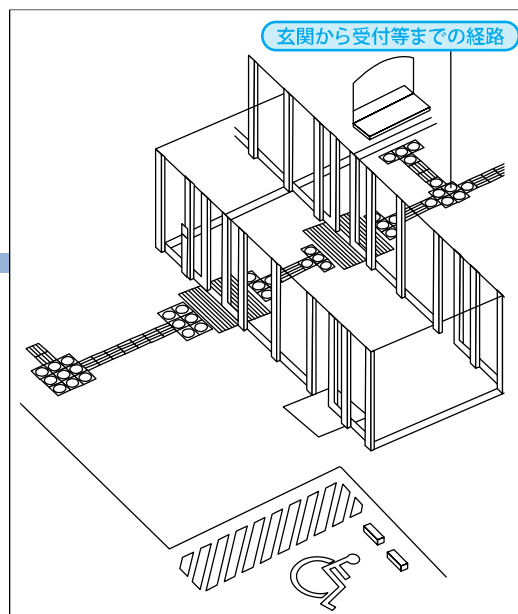
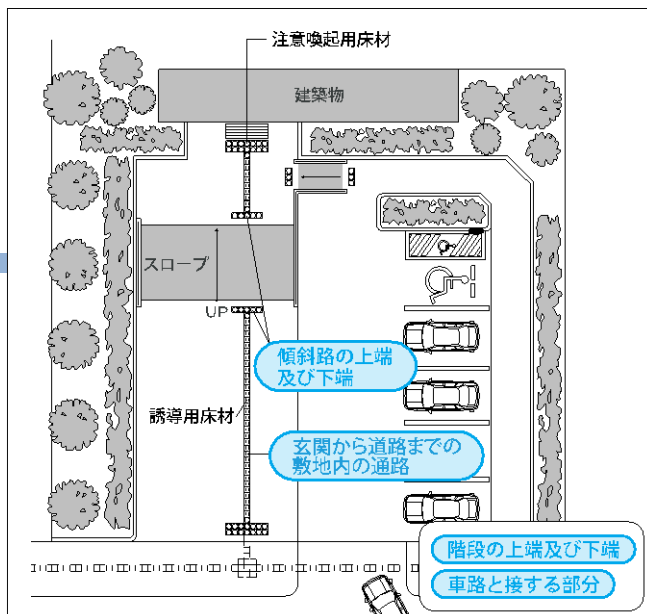
4 2に掲げる階段以外の階段は、1の二に定める構造に準じたものとする。

①施設の立地や使用形態により、玄関前までの自動車による送迎が主たる来訪手段の場合など、高齢者・障害者の歩行が想定されない場合は、基準の適用を除外します。また、車の乗降場所から出入口までの区間は整備が必要です。

②原則として、JIS規格による視覚障害者誘導用床材とするほか、周囲の床材と明度、仕上げ等により容易に識別できるものとしします。

③段や傾斜の手前で注意をうながし、つまずきや転落を防止するとともに、終端で終わりの認識をうながし、空足を踏むことを防止します。

④建築物の玄関から、有人の館内案内所や受付カウンター、館内案内触知板等までの誘導を行うものです。



整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

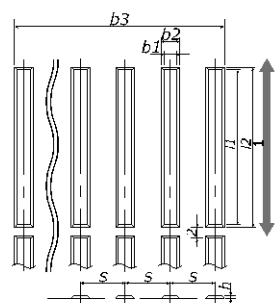
視覚障害者誘導用床材・注意喚起床材の整備例

- ▲ 視覚障害者用床材は、視覚障害者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で敷設し、敷設にあたっては、視覚障害者の安全な歩行を阻害しないよう、障害物等は絶対に置かないようにします。
- ▲ 視覚障害者用床材は、JIS 規格のものをします。
- ▲ 視覚障害者誘導用床材の色は原則黄色とし、周囲の他の床材とのコントラスト、輝度比をつけるように配慮します。(黄色は注意色であることから視力の弱い人にも識別しやすいといわれています。)
- ▲ 全盲の人は、視覚障害者用床材表面の凹凸を足の裏や白杖の先端で方向性や危険な箇所を認識します。
また、弱視の人は、凹凸だけでなく、周囲の床材と視覚障害者用床材の明度や色相のコントラストにより認識します。
- ▲ 視覚障害者の行きと戻りの歩行に配慮し、誘導用床材の両側には、最低 60cm 以上の空間が必要です。
- ▲ 視覚障害者用床材は、敷地の入口から建築物の出入口を経由して受付等の案内場所までの主要動線に敷設します。
- ▲ 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの、視覚障害者の誘導に配慮します。

誘導用床材 [線状ブロック]

線状ブロック (JIS T9251 の図をもとに作成)

- ・ブロックの大きさは、口仕込みで 300.0mm 四方以上とします。
- ・線状突起の本数は 4 本を下限とします。

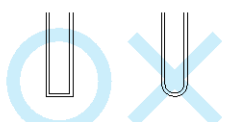


記号	寸法	許容差
b1	17.0	-1.50
b2	b1+10.0	0
s	75.0	+1.0
h	5.0	
l1	270.0 以上	
l2	l1+10.0	

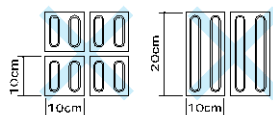
線状突起の配列及び寸法

- ▲ 表面に平行する線状の突起があり、誘導対象施設などの方向を案内する場合に用います。
- ▲ 移動する方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。

- 1 示そうとする歩行方向
- 2 排水用の側溝 (線状突起の上面間)
- b1 線状突起の上面の間隔
- b2 線状突起の基底部の幅
- b3 有効幅
- s 近接する線状突起の中心間の距離
- h 線状突起の高さ
- l1 線状突起の上面の長さ
- l2 線状突起の基底部の長さ



- ▲ 線状の凸部は、「連続した線」として認識できる方が望ましいため、端部の形状は半円形でない方がよい。

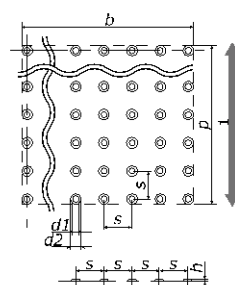


- ▲ 舗道タイル (10cm 角) やレンガブロック (10cm x 20cm) 等は使用しません。

注意喚起床材 [点状ブロック]

点状ブロック (JIS T9251 の図をもとに作成)

- ・ブロックの大きさは、目地込みで 300.0mm 四方以上とする。
- ・点状突起の数は 25 (5x5) 点を下限とする。



記号	寸法	許容差
d1	12.0	+1.5
d2	d1+10.0	0
s	55.0 ~ 60.0	
h	5.0	+1.0

※ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ適定して製造する。

点状突起の配列及び寸法

- ▲ 表面に点状の突起がついており、注意を喚起したり、出入口や案内板等の誘導対象施設の位置を示す場合に用います。
- ▲ 屈折部分・段差部分 (階段の始点・終点など)・危険箇所の前面などに敷設します。

- 1 想定する主な歩行方向
- d1 点状突起の上面直径
- d2 点状突起の基底部の直径
- s 隣接する点状突起の中心間の距離
- h 点状突起の高さ
- b 有効幅
- p 有効奥行き

敷設方法、素材、色彩は [P.173 (3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起床材] 参照、視覚障害者の歩行と注意喚起方法は [P.175 (3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起床材] 参照]

1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

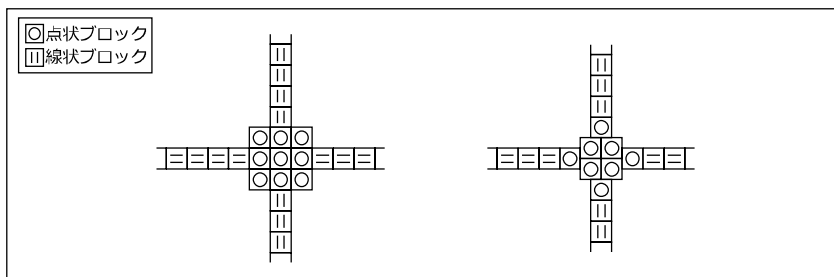
▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

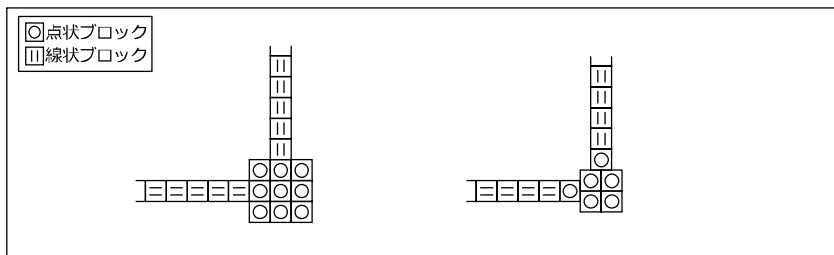
● 共通部分（歩道、廊下、通路等）

① 十字路

▲ 街路や敷地内通路など歩行速度が速くなる部分では、点状ブロックを3枚以上連続させることが望めます。（以下、同じ）

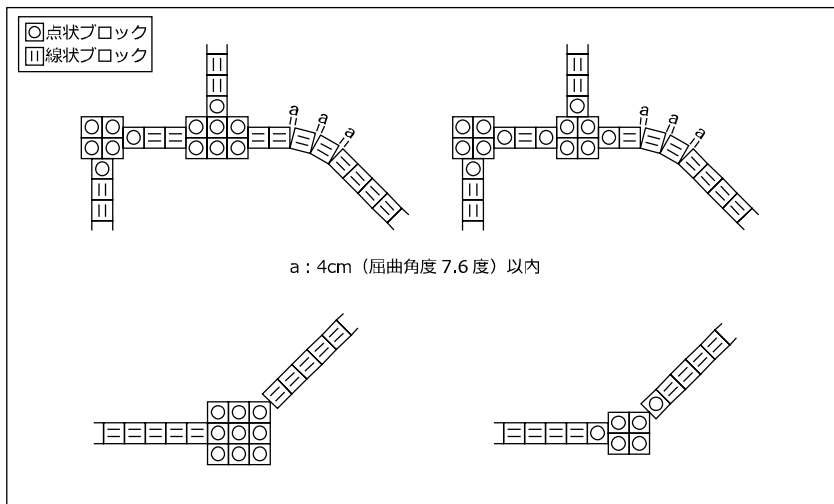


② 直角の曲がり角



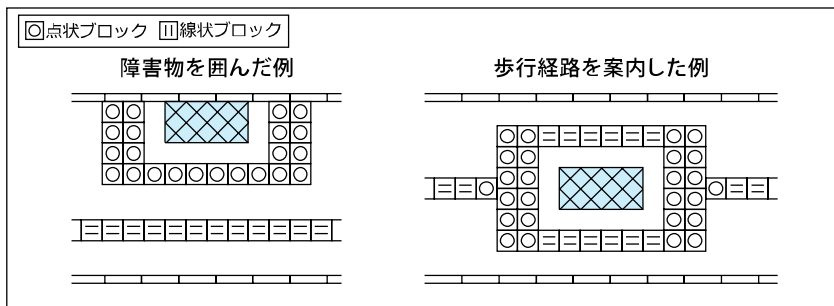
③ ゆるやかな曲がり角

▲ 線が連続するようにします。



④ 通路の障害物

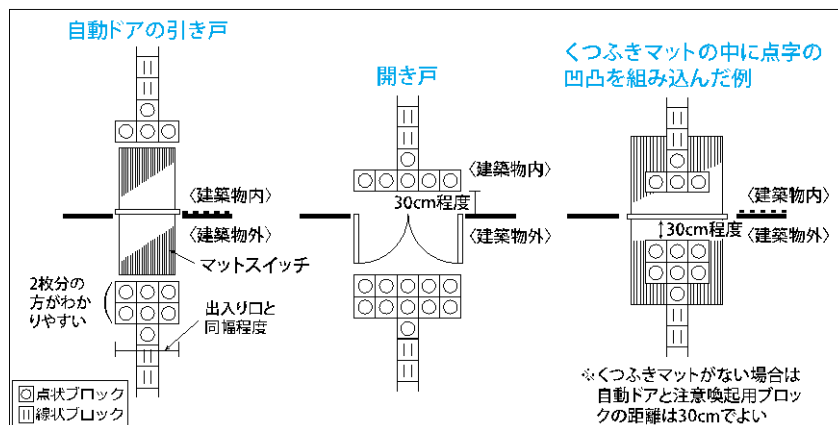
▲ 通路上に車止め、電柱その他障害物が設置されている場合は、衝突を防止するため、必要に応じてその手前に点状ブロックを敷設します。



● 建築物

① 出入口

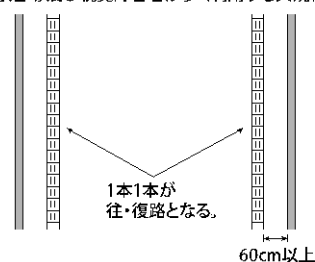
- ⚠ 点状ブロックは、出入口の幅と同幅程度に敷設します。
- ⚠ 扉の前後に自動ドアのマットスイッチやくつふきマットを設ける場合は、その直前部分に点状ブロックを敷設します。



② 廊下

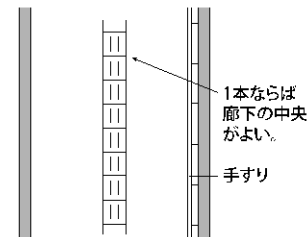
通路の幅が広く、両側に利用施設がある場合

例：駅舎等及び視覚障害者が多く利用する大規模施設



- ⚠ 廊下の両側に敷設します。(それぞれ往・復路で使用するため、壁面から60cm以上離す。)
- ⚠ 必要に応じて壁面等に点字表示を設置します。

一般廊下

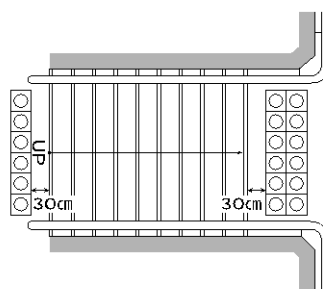


- ⚠ 廊下に手すりがある場合でも手すりとは併用することはないため、手すりとは近接させる必要はありません。
- ⚠ 廊下の中央部分に敷設します。(障害物をよけやすい。)

③ 階段

- ⚠ 階段の昇り口や降り口（踊場を含む）の床に点状ブロックを設け、視覚障害者に注意を促します。
- 敷設の方法は、段の上端と下端から30cm離れた部分に階段の幅と同幅程度で敷設します。

点状ブロック

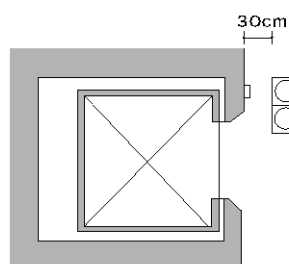


- ⚠ 階段の上端部分が広い場所に面している場合は2列とします。

④ エレベーター

- ⚠ 操作盤の壁面から30cm離れた部分に点状ブロックを2枚程度敷設します。

点状ブロック



- ⚠ 押しボタン側に設置します。

- ⚠ 押しボタンを探すことが困難なため、押しボタンよでの誘導が必要です。

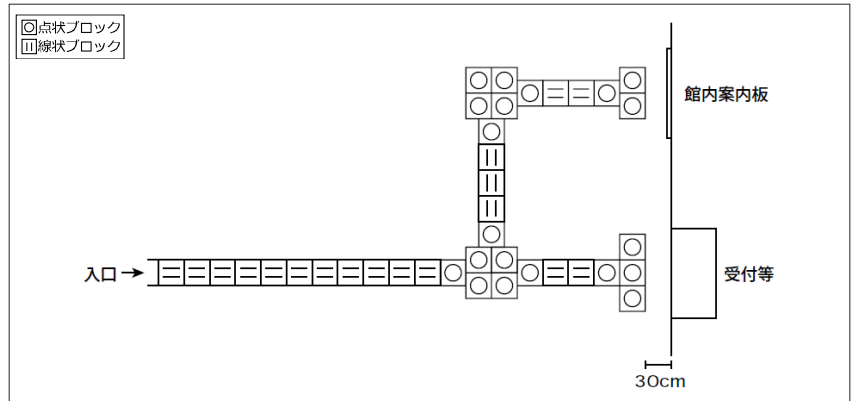
1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置③

⑤ 受付カウンター、館内案内板等

⚠ 受付カウンター、視覚障害者に対応した館内案内板、インターホン等を設置する場合は、出入口等からわかりやすい位置に設置するとともに、その位置まで誘導します。

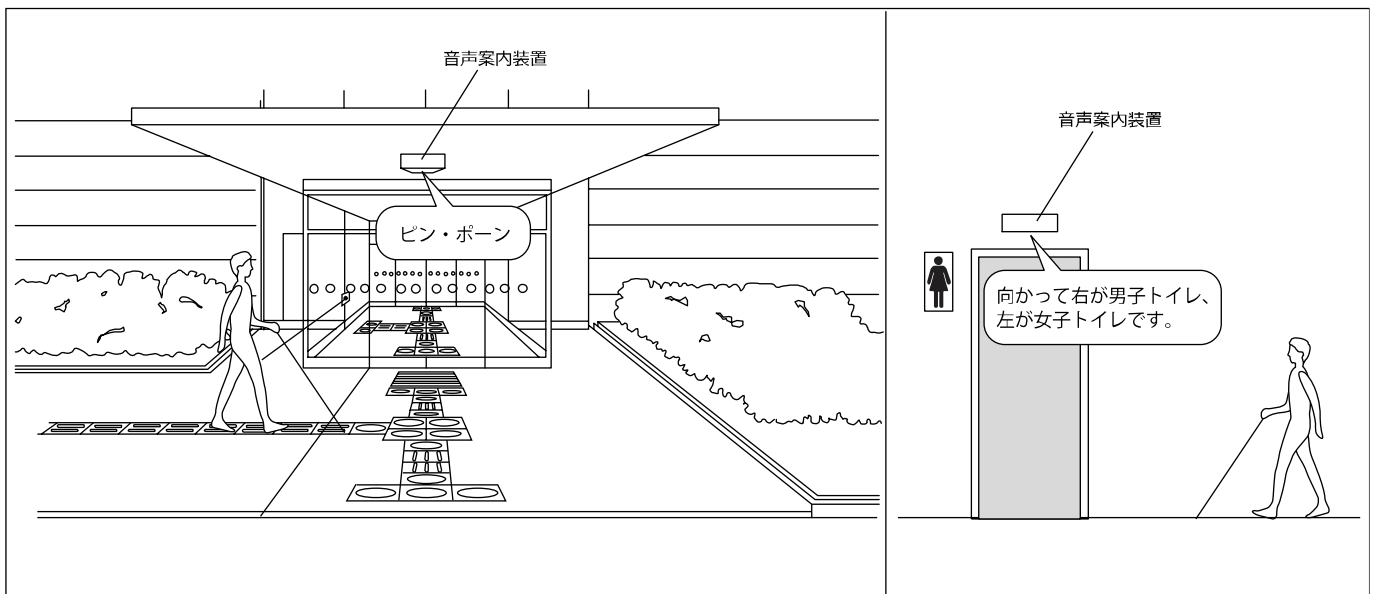
⚠ 点状ブロックは、目標物の 30cm 手前に敷設します。



移動支援用音案内

駅、空港などの公共交通施設や、官公庁、図書館などの公共施設など日常的に多様な人が利用する施設では、音声や非音声により、誘導、注意喚起、位置及び状態に関する情報提供を行う移動支援用音案内の機器を設置することが望まれます。

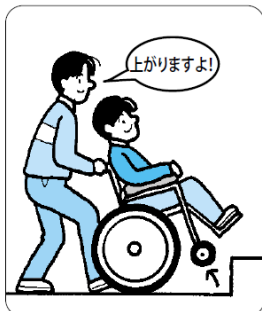
参考：「高齢者・障害者配慮設計指針 — 公共空間に設置する移動支援用音案内」（JIS T0902）



4 手足の不自由な人への配慮③

■車椅子の介助方法

●段差を上がる（車椅子は前向きで、「上がりますよ」と声をかけてから）



①ティッピングレバーを片足で踏み、ハンドグリップを手前に引くとキャスターが持ち上がります。



②持ち上げたキャスター（前輪）を段にのせ、後輪を段差に押し付けます。



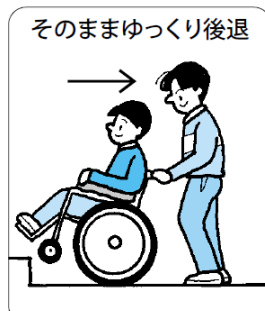
③後輪は無理に持ち上げずに、段差に沿ってタイヤの接地部を支点に半円を描くように後輪を押し上げます。



●段差を下りる（車椅子は後ろ向きで、「下りますよ」と声をかけてから）



①ハンドグリップをしっかり握り、後輪を段に沿って下ろします。ハンドグリップを持ち上げながら下ろすとかなりの力が必要です。



②キャスター（前輪）を上げたまま、後ろに引きまします。



③足もとが段に当たらないところまでバックしてから、ティッピングレバーを軽く踏みゆっくりとキャスターを下ろします。

《注意!!》

- ①車椅子を使用する人には上体の力が弱い人もいますので、段差や下り坂等で前かがみになる場合は、ずり落ちないように注意して介助しましょう。
- ②車椅子を使用する人には下半身の感覚がない人が多いので、足をどこかにぶつけてけがをしたり、フットサポートから外れて地面を引きずっていても本人は気がつかない場合があります。動き出す前に、フットサポートに足が乗っているかどうか必ず確認してください。



●階段

車椅子は、4人又は3人で運ぶのが安全です。（電動車椅子の場合は6人程度必要です。）
車椅子の向きは、車椅子使用者の希望を聞いて決めることを原則としますが、基本的に上がる場合は前向き、下りる場合は後ろ向きとします。
階段の上げ下ろしは危険なため、実際に介助する場合は、介助熟練者と一緒にするか、体験会等で介助体験をしてから行うことが望まれます。

4人で前向きに運ぶ場合

- ①ブレーキを完全にかけます。
- ②前の2人はそれぞれフットサポートの付け根やキャスター付近の横バーを持ち、後ろの2人はそれぞれハンドグリップやアームサポートの後部を両手で持ちます。
- ③前部分を持ち上げ気味にして、4人が「1, 2, 1, 2・・・」などと声をかけながらゆっくり運びます。



●車椅子の寸法、各部の名称等はP.39〔車椅子の基本寸法〕、P.40〔車椅子各部の名称と考慮すべき点、特徴〕参照

次のコラム P.114

1 建築物

(9) エレベーター①

設計のポイント

エレベーターは、高齢者、障害者等を含む全ての人にとって最も便利で安全な垂直移動の手段であり、高齢者、障害者等が円滑に操作できて目的の階へ移動できるよう、案内や表示操作盤などに配慮する必要があります。

- エレベーターの籠の寸法は、車椅子が 180°転回できるよう配慮する必要があります。
- エレベーターのうち少なくとも 1 台は、視覚障害者が使用できるような点字等の表示のある制御装置や、音声による誘導が必要です。
- 大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、籠の大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮します。
- 病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮した籠形状とします。

整備基準

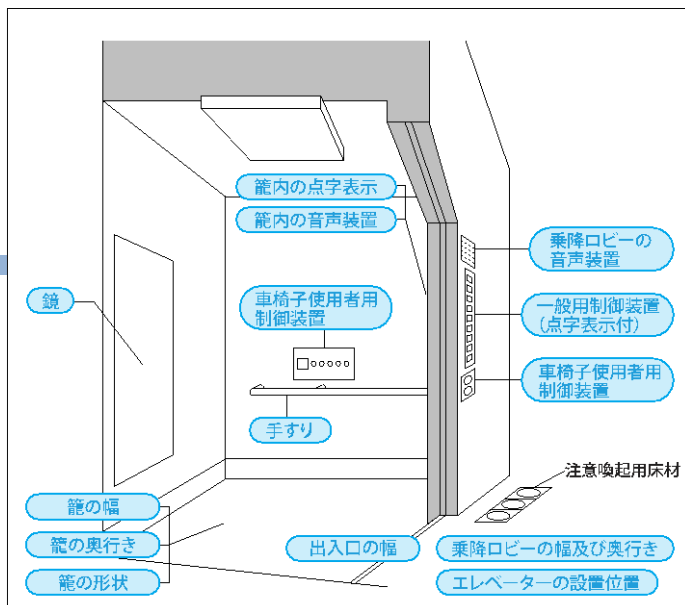
【適用施設／建築物（教育施設を除く。）】

■ 整備基準

- 1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、籠が当該階（専ら駐車施設の用に供される階にあつては、当該駐車施設に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合^①は、この限りでない。
- 2 1 に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。
 - イ 籠の幅は、内法を **140cm 以上^②**とすること。
 - ロ 籠の奥行きは、内法を **135cm 以上^②**とすること。
 - ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
 - ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡^③を設けること。
 - ホ 籠内には、**手すり^④**を設けること。
 - ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を**表示する装置^⑤**及び籠の現在位置を**表示する装置^⑤**を設けること。
 - ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を**音声により知らせる装置^⑥**を設けること。
 - チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ**内法を 80cm 以上^⑦**とすること。
 - リ 籠内及び乗降口ビーには、**車椅子使用者が利用しやすい位置^⑧**に制御装置を設けること。
 - ヌ 籠内及び乗降口ビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように**点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置^⑨**（リに掲げる制御装置を除く。）を設けること。
 - ル 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ**内法を 150cm 以上^⑩**とすること。
 - ヲ 乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - ワ 乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に**籠の昇降方向を音声により知らせる装置^⑪**が設けられている場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

- ① 2 階で行っている窓口業務を適宜 1 階で行える体制を整えている場合や特殊構造昇降機等により、車椅子使用者が 2 階へ上がることができる場合など、代替えの措置が講じられていることを指します。
- ② 車椅子の転回が可能な最低限度の大きさです。
- ③ 転回が不可能な場合など、車椅子が後ろ向きに降りる場合に利用するものです。
- ④ 車椅子の転回や杖使用者等が体を支える際に使用するものです。
- ⑤ 聴覚障害者への配慮です。
- ⑥ 視覚障害者への配慮です。
- ⑦ 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ⑧ 車椅子使用者が容易に操作できる高さ、場所とします。
- ⑨ [P.185 〔(4) 点字などの表示〕 参照]
- ⑩ 車椅子が回転できる寸法です。
- ⑪ 視覚障害者への配慮です。



さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

エレベーター

- 1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定建築物には、籠が当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。
- 2) 1) に規定するエレベーターのうち 1 以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。
 - イ 籠の幅は、160cm 以上とすること。
 - ロ 籠の奥行きは、内法を 135cm 以上とすること。
 - ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。
 - ニ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヘ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を 90cm 以上とすること。
 - ト 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - チ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - リ 乗降ロビーは高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ内法を 180cm 以上とすること。
 - ヌ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- 3) 1) に規定するエレベーターのうち 2) に定める構造のエレベーター以外のものは、次に定める構造とすること。（バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準第 7 条第 4 項）
 - イ 籠の奥行きは、135cm 以上とすること。
 - ロ 籠の幅は、140cm 以上とすること。
 - ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとすること。
 - ニ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ 籠及び昇降機の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。

1 建築物

(9) エレベーター②

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

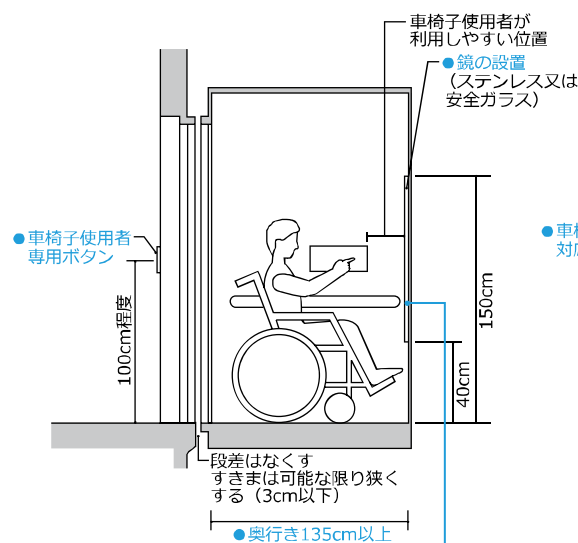
⚠ 注意マーク

エレベーターの整備例

▲ エレベーターは、玄関や主要な室の出入口からわかりやすい場所に設置します。

▲ 乗降口のドアは、乗降が確認できるまで閉鎖しない構造とします。また、開閉時間が短いものは危険性を伴うので、ドアの開放時間に配慮します。

▲ 車椅子使用者も一般の利用客と同様に、前進してエレベーターに乗り込み、中で向きを変えて前進して降りることが基本となります。車椅子の転回可能な大きさは、通常 11 人乗り以上のものとなります。



鏡の設置

- 龍内には、後進でも降りられるように後方確認用鏡（龍内鏡）、手すりなどを設けます。（床上40cm～150cm程度）

▲ その他の規格は、（一社）日本エレベーター協会による「車いす兼用エレベーターに関する標準」、及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の基準に適合させるものとします。

館内案内板

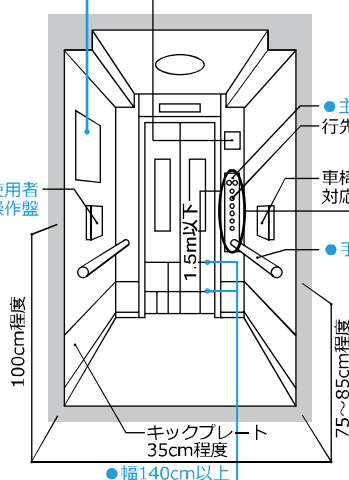
▲ 館内案内板は点字と併記することが望めます。

● 昇降方向が分かる表示

▲ 聴覚障害者等の利用に配慮し、龍内には緊急時及び過負荷時（定員超過）に情報提供を行う表示装置等を自動放送装置に併せて設けることが望めます。

▲ 表示装置は、龍出入口の枠又は龍正面壁等の見えやすい位置に設けることが望めます。

● 車椅子使用者
対応主操作盤

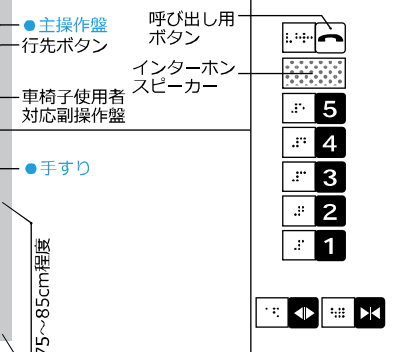


光電装置

▲ 利用者の乗降を確認するための光電装置は、床面から 20cm と 50cm 程度の高さの 2 か所に設置します（この 2 か所は車椅子のフットサポート部分の高さと身体の一部の高さです）。

▲ 雨天時の利用に困難が生じないよう、屋外に面するエレベーターの出入口には、屋根又は庇を設けます。

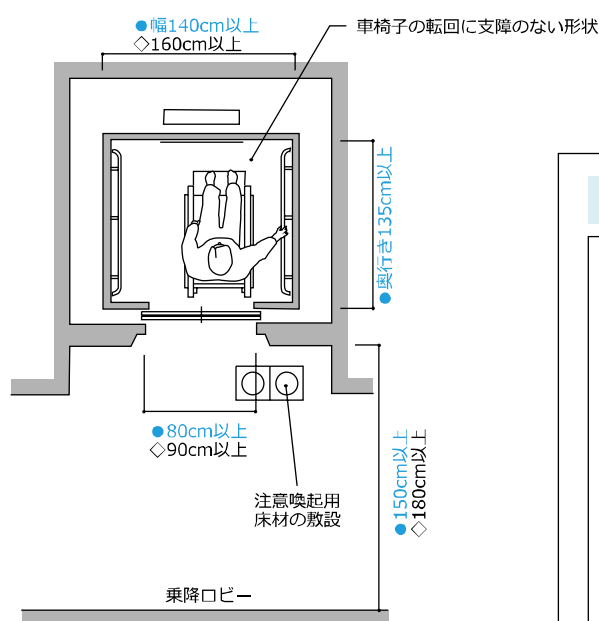
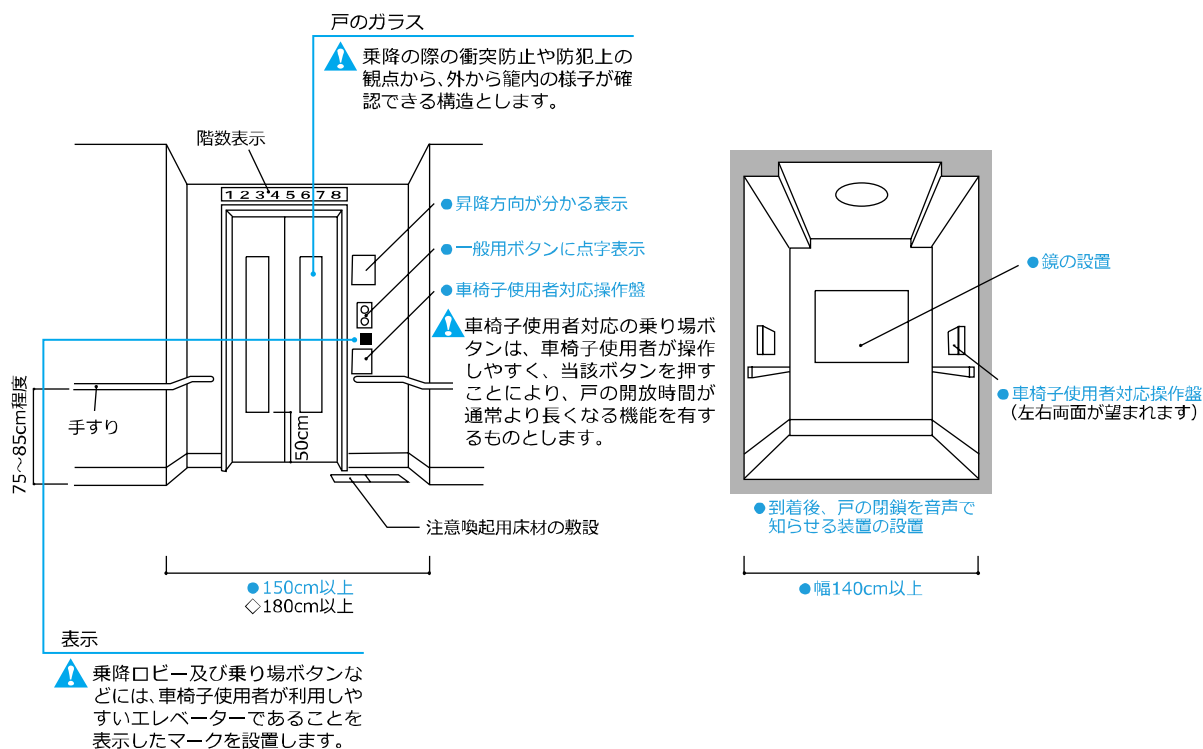
主操作盤の点字表示例



● 主操作盤はドアの両側又はドアの向かって右側に設け、ボタンの左側に点字又は浮き彫りで階数を表示することが望めます。[P.185〔4〕点字などの表示]参照]

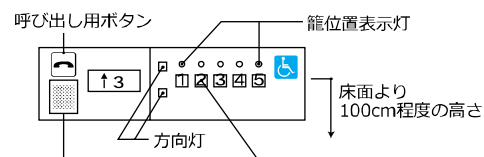
▲ タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があります。

▲ ボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望めます。

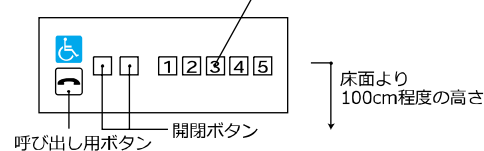


車椅子使用者等対応操作盤の例

専用主操作盤



専用副操作盤



▲ 主操作盤、副操作盤の行き先ボタンは、ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有することが望まれます。

1 建築物

(10) 特殊構造昇降機

(特殊な構造又は使用形態のエレベーター、エスカレーター)

設計のポイント

段差解消機は、車椅子を乗せたまま床面が昇降し、車椅子使用者の垂直移動を可能にするもので、スロープを設置するスペースがない場合やスロープでは上がれない場合等に設置します。

エスカレーターは、多人数の垂直移動手段として有効であり、高齢者、障害者等が支障なく接近でき、利用できるよう配慮が望まれます。

- 段差解消機の設置にあたっては、落下防止等安全性に十分注意する必要があります。
- 車椅子用階段昇降機は、階段にレールを敷設して、車椅子ごと台に乗せて昇降するものです。設置にあたっては、階段の有効幅を確保する必要があります。
- 車椅子対応のエレベーターがない場合、車椅子用ステップ付エスカレーターを設置することが望まれます。
- 高齢者や歩行困難者は、階段の上りより下りの方が転倒や転落の危険性が高いため、エスカレーターを設ける場合は、下りのエスカレーターを優先して設置することが望まれます。
- 昇降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高めます。

整備基準

【適用施設／建築物（教育施設を除く。）】

■ 整備基準

特殊構造昇降機（バリアフリー法施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 18 条第 2 項第 6 号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機をいう。）を設置する場合においては、同号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

■ バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 6 号

6 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

■ バリアフリー法施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件(平成 18 年 12 月 15 日 国土交通省告示第 1492 号)

■ 基準の解説

第 1 バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

1 車いすに座ったまま使用するエレベーター^①で、籠の定格速度が 15m/分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m²以下のものであって、昇降行程が 4m 以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

2 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m/分以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第 2 令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

1 第 1 第 1 号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

イ 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号^②に規定するものとする。

ロ 籠の幅は 70cm 以上とし、かつ、奥行きは 120cm 以上とすること。

ハ 車いす使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

2 第 1 第 2 号に掲げるエスカレーターにあつては、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書^③に規定するものであること。

① 段差解消機又は階段昇降機です。

② 建築基準法施行令第 129 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく告示「特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件」です。(P.94 参照)

③ 建築基準法施行令第 129 条の 12 第 1 項第 1 号の規定に基づく告示「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件」です。

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

- 1) 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

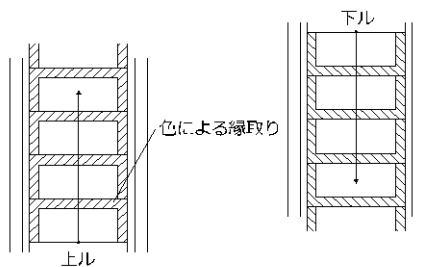
⚠ 注意マーク

エスカレーター

エスカレーターの整備例

- ▲ 乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくします。
- ▲ 踏段の表面は、滑りにくい材料で仕上げます。
- ▲ くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げます。
- ▲ くし板は、くし板と踏段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするのが望まれます。

ステップ部の縁取りの例



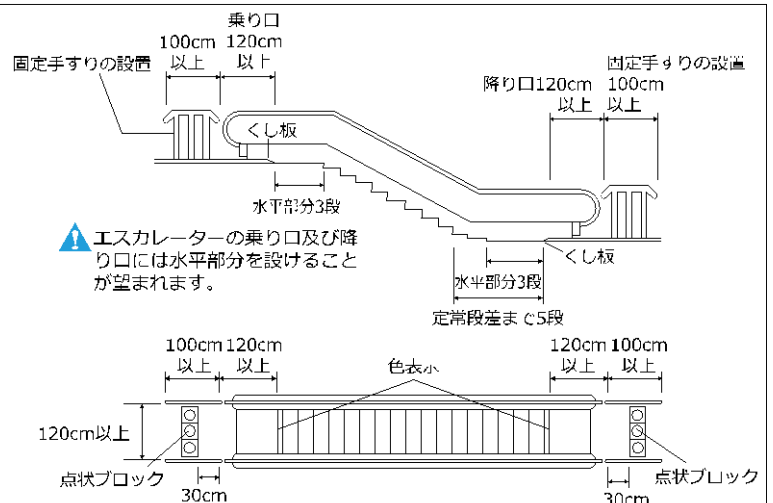
- ▲ 高齢者や弱視者がステップの切れ目をわかりやすくするため、色による縁取りをすることが望まれます。

車椅子用ステップ付きエスカレーター例

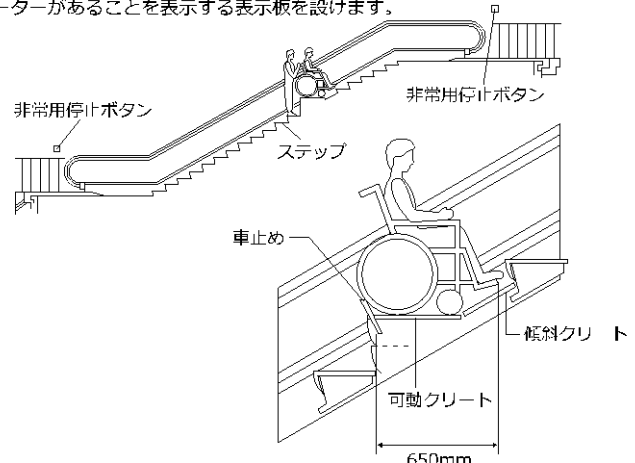
【車椅子用ステップ付きエスカレーターの手順】

- ①係員にエスカレーターを利用する旨を伝える。
- ②係員がエスカレーターを操作し、車椅子や電動三輪車が乗れるようにする。
- ③係員と共にエスカレーターに乗る。
- ④エスカレーターを降りる。
- ⑤係員がエスカレーターを操作し、通常運転に戻る。

- ▲ 車椅子用ステップ付きエスカレーターは、係員によるステップの切り替えが必要であり、車椅子使用者が自分で自由に昇降できるものではありません。



- ▲ 複合的商業施設、百貨店等の大規模建築物等では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設けることが望まれます。
- ▲ エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設けます。
- ▲ 車椅子使用者対応エスカレーターの付近には、車椅子使用者対応エスカレーターがあることを表示する表示板を設けます。



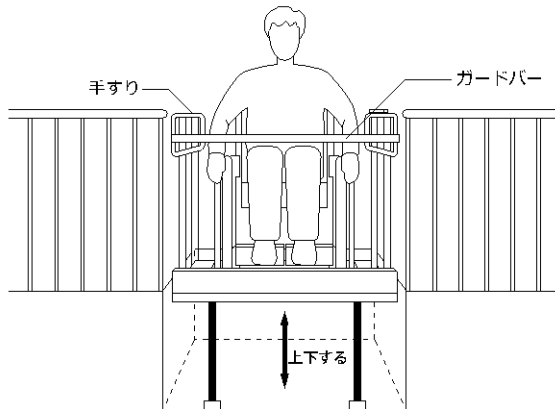
- ▲ ステップを3枚使用し、車椅子を運ぶ構造となるエスカレーターです。

段差解消機

▲ 段差解消機は、玄関や主要な室の出入口からわかりやすい場所に設置します。

▲ 乗降口のドアは、乗降が確認できるまで閉鎖しない構造とします。また、開閉時間が短いものは危険性を伴うので、ドアの開放時間に配慮します。

段差解消機



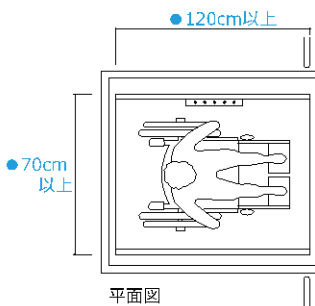
▲ 籠の床面積は十分に確保します。(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合は150cm 角以上)

● 段差解消機は、昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものとします。

▲ 使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望まれます。

▲ 機器を据え付ける場合、段差ができないようにします。やむを得ず段差ができる場合は、スロープを付けて車椅子が移乗出来やすいようにします。

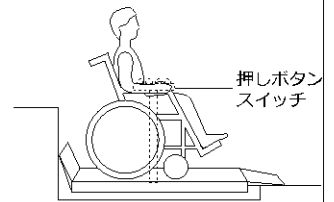
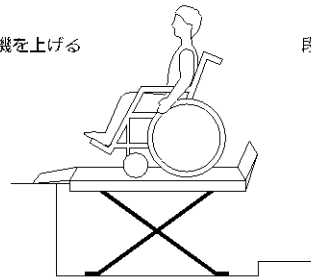
▲ 操作ボタンは、床側と昇降機上、それぞれに手の届きやすい位置の設置します。



乗降スペース

段差解消機を上げる

段差解消機を下げる

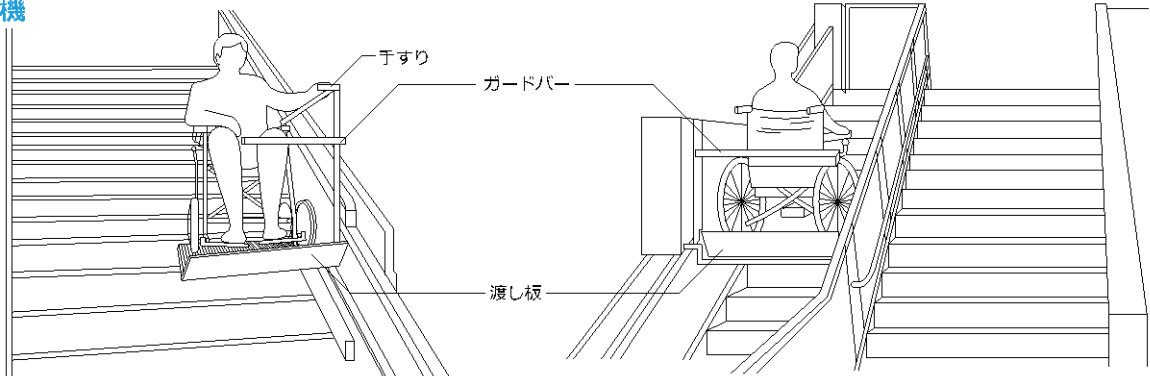


▲ 乗降スペースは、水平とし、150cm 角以上とすることが望まれます。

▲ 乗降スペース周辺には、車椅子使用者が転落する可能性のある段を設けません。

- 段差解消機は、平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定するものとします。
- 平成12年建設省告示第1413号、第1415号、第1423号等の基準による「構造上主要な部分」、「制御装置」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることとできます。

階段昇降機



椅子式階段昇降機

● 関連規格・関連法規

1. ISO/TC178 国際標準 ISO9386-2〔2000〕
2. 平成12年建設省告示第1413号第一第十号（構造方法）
第1415号第五（積荷荷重）
第1423号第七（制動装置）等

● 構造安全基準等

- ・ 定格速度 9m/分以下

椅子

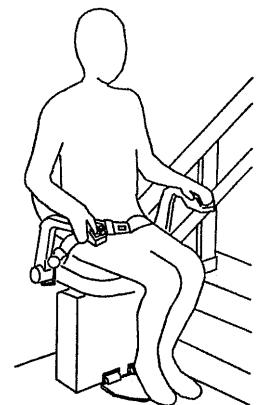
- ・ 定員 1名、積載荷重 900N（約 90kg）

安全装置

- ・ 昇降はボタン等により行い、ボタンを押している間だけ昇降できるものであること
- ・ 人等が階段または床との間に挟まれた場合、籠の昇降を停止する装置
- ・ 椅子からの転落防止用シートベルト

制御装置

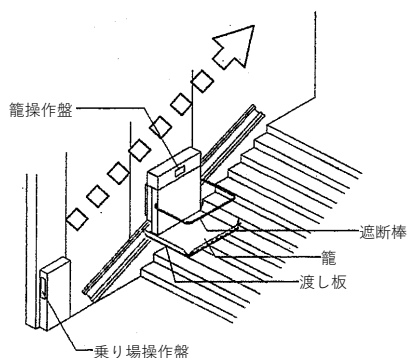
- ・ 操作をやめた場合、操縦器が停止させる状態に自動的に復する装置
- ・ 主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置
- ・ 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を制止する装置
- ・ 主索または鎖が切れた場合、籠の降下を自動的に制止する装置
- ・ 籠又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突するのを自動的に防止し、制御する装置（終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ）



段差解消機

段差解消機

斜行型



●関連規格・関連法規

1. ISO/TC178 国際標準 ISO09386-1〔2000〕
2. 平成 12 年建設省告示
第 1413 号第一第九号（構造方法）
第 1415 号第五（載積荷重）
第 1423 号第六（制動装置）等

●構造安全基準等

- ・定格速度 15m/分以下、かつ、籠床面積 2.25 m²以下

車椅子に座ったまま使用する一人乗りのエレベーター（籠内の人がエレベーターの昇降を行うことができないタイプ）

- ・出入口の部分を除いて、高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面する籠の部分で、籠の床から 7cm（出入口の幅が 80cm 以下の場合にあっては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。

それ以外のエレベーター

- ・出入口の部分を除いて、高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面する籠の部分で、籠の床から高さ 15cm 以上の立ち上りを設け、かつ、高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。

積載量

- ① 籠の床面積が 1 m²以下で住戸内に設置されるもののうち、車椅子に座ったまま使用ができないもの
→900N（約 90kg）
- ② 籠の床面積が 1 m²以下で住戸内に設置されるもの（①を除く）
→床面積 1 m²につき 1800N（約 180kg）として計算した数値で、かつ 1300N（約 130kg）以上の数値
- ③ 籠の床面積が 2 m²以下のもの（①及び②を除く）
→1800N（約 180kg）
- ④ 籠の床面積が 2 m²を超え 2.25 m²以下のもの
→2400N（約 240kg）

昇降路

- ・高さ 1.8m の壁・囲い、出入口は戸又は可動手すりを設ける。ただし、籠の底と当該壁若しくは囲い又は床との間に、人又は物が挟まれる恐れがある場合、籠の下にスカートガード等を設けるか、又は強く挟まれたときに籠の昇降を停止する装置を設ける場合を除く。
- ・出入口の床敷居と籠床先端との隙間は 4cm 以下

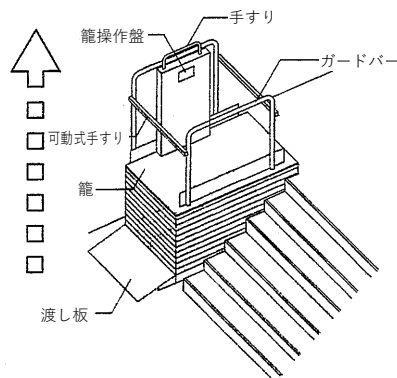
安全装置

- ・昇降行程が 1m を越える場合、戸又は手すりが閉じていなければ昇降させられない装置
- ・籠を動力で折りたたむものは、籠の開閉は鍵によるものとし、人等を挟んだ時は籠の開閉を制止する装置。籠上に人等がある時は開閉できない装置
- ・籠が着脱式の場合は、籠がレールに確実に取り付けられていなければ昇降させられない装置
- ・過積載時は警報を発し、かつ運転できない装置又は鍵を用いなければ、籠の昇降ができない装置（住戸内のみ昇降するものを除く）

制御装置

- ・動力が切れた場合、籠の降下を自動的に制止する装置
- ・主索または鎖が緩んだ場合、動力を自動的に切る装置
- ・主索または鎖が切れた場合、籠の降下を自動的に制止する装置
- ・終点スイッチ、ファイナルリミットスイッチ、油圧駆動のものにあっては、ブランジャーストッパーを設ける。
- ・昇降路低部緩衝装置
- ・乗降口及び籠内において籠の昇降を停止させる装置
- ・籠を油圧により動かす装置にあっては、
 - イ) ブランジャーのシリンダーからの離脱防止装置
 - ロ) 電動機の空転防止装置
 - ハ) 籠上運転する場合、頂部安全距離 1.2m を確保し、頂部安全距離以上の籠の上昇を自動制御する装置

鉛直型



●関連規格・関連法規

1. ISO/TC178 国際標準 ISO09386-2〔2000〕
2. 平成 12 年建設省告示
第 1413 号第一第九号（構造方法）
第 1415 号第五（載積荷重）
第 1423 号第六（制動装置）等

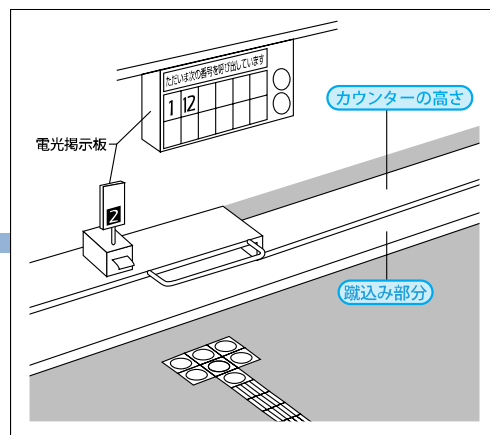
1 建築物

(11) 受付カウンター及び記載台

設計のポイント

受付カウンター及び記載台は、下部に車椅子のひざや足先が入るスペースを設けるなど、車椅子使用者の利用に配慮した構造とする必要があります。

□利用者の呼び出しを行う受付カウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者の利用に配慮した文字による呼び出し装置を設けることが望まれます。



整備基準

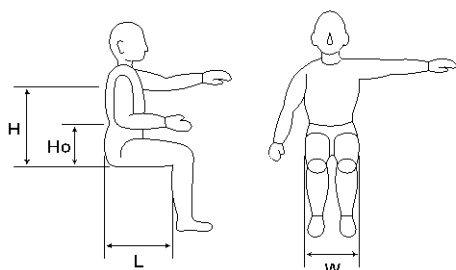
【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ及び蹴込みに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。

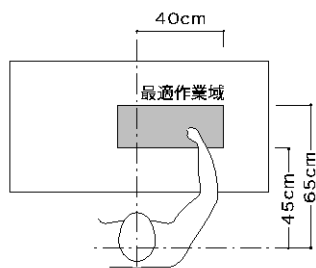
【参考】身体値に基づく作業台等の寸法の目安 身体値と車いす寸法の関係



車いす寸法	身体値との関係
座幅	W(腰幅)+5cm
座長	L(背面～膝窩長)-5cm
背もたれ高	H(座面～膝窩長)-10cm
肘当て高	Ho(座面～肘高)+2cm

※膝窩:しつか(膝の裏のこと) ※腋窩:えきか(腋の下のこと)

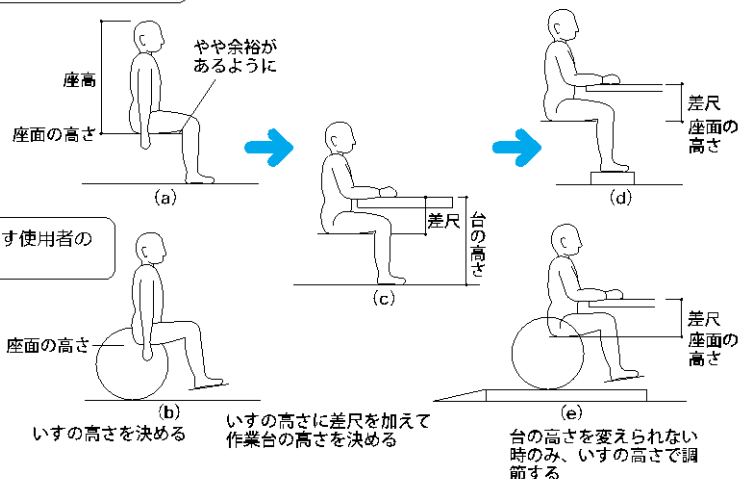
平面からみた最適作業域(右上肘側)



作業台といすの関係

- ・一般の場合
- ・車いす使用者以外の下肢障害者などの場合

$$[\text{差尺} = \frac{\text{座高 (cm)}}{3} - 1\text{cm}]$$



作業内容と差尺の関係

作業内容	差尺
組立作業	差尺のまま
キーボード操作	差尺のまま
一般事務	差尺+1～2cm

キーボード操作における高さは、キートップ(キーボタンの上面)とする。

出典:作業療法ジャーナルvol.27 No.10 1993年 三輪書店

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

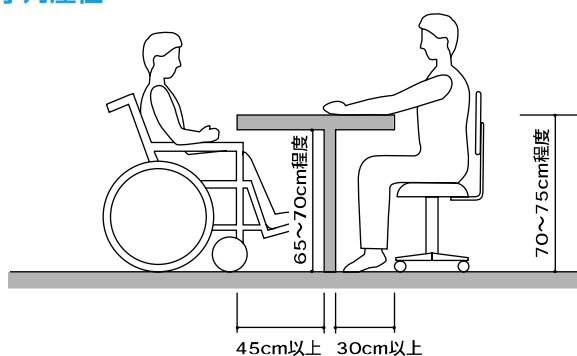
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

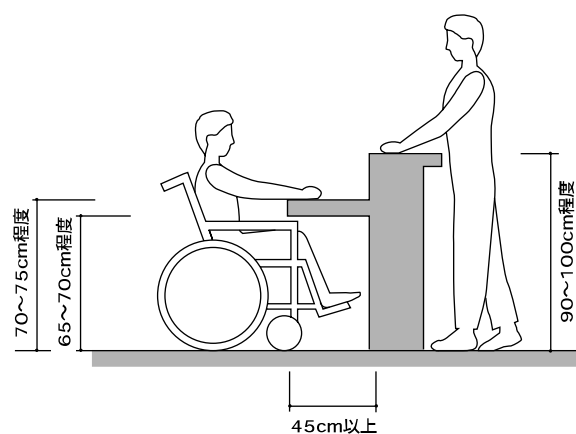
⚠ 注意マーク

受付カウンター及び記載台

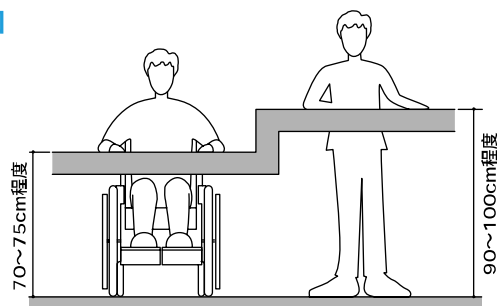
車椅子対座位



車椅子対立位



正面図



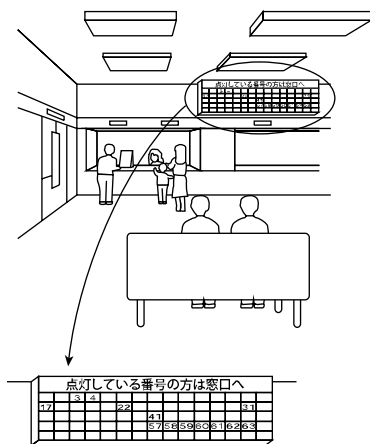
▲ 車椅子が利用しやすい高さは、座位でも対応しやすく、高齢者や妊産婦、子供等の利用にも有効です。

その他

呼出掲示板

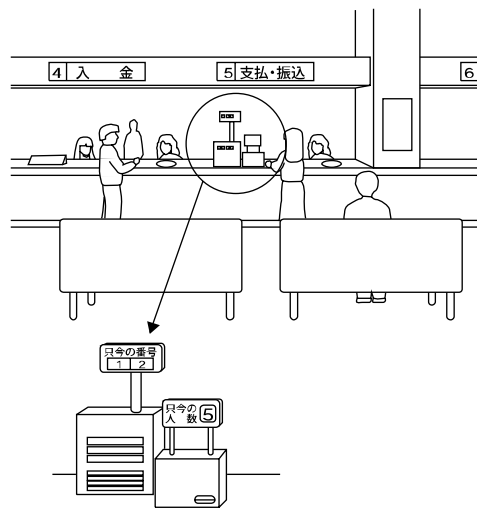
▲ 音声と文字の両方による案内が望まれます。

官公庁等の例



▲ 聴覚障害者の利用に有効です。

銀行等の例



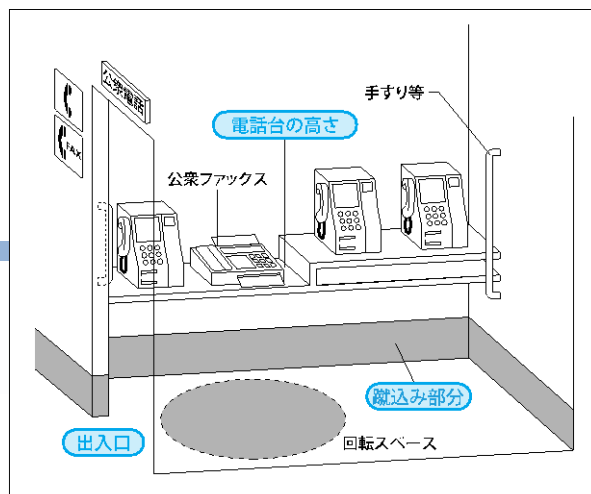
1 建築物

(12) 公衆電話所

設計のポイント

公衆電話を設置する場所は、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、構造や高さについて配慮が必要です。

- 車椅子使用者が円滑に操作できるよう、電話台の高さや蹴込みに配慮が必要です。
- 必要に応じて、聴覚障害者に配慮した公衆ファクシミリも設置が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 公衆電話所を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込み等に配慮した公衆電話所を 1 以上設けること。
- 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、
(1) [出入口]の項に定める構造とすること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

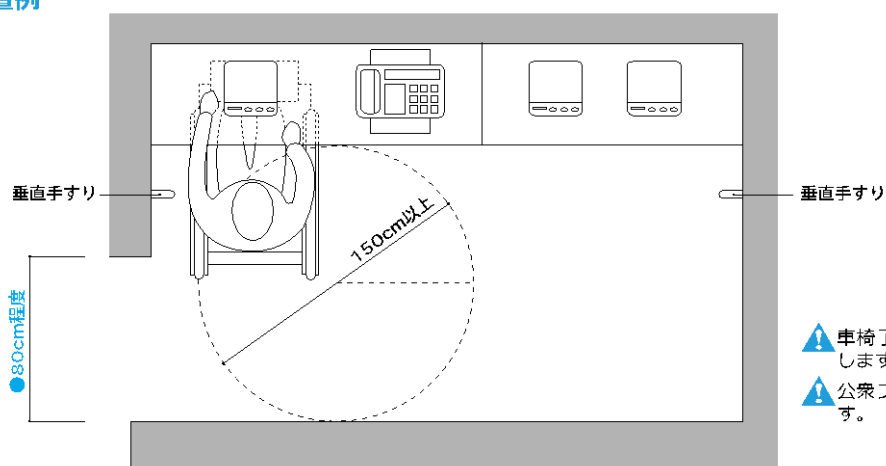
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

公衆電話所

電話台の設置例

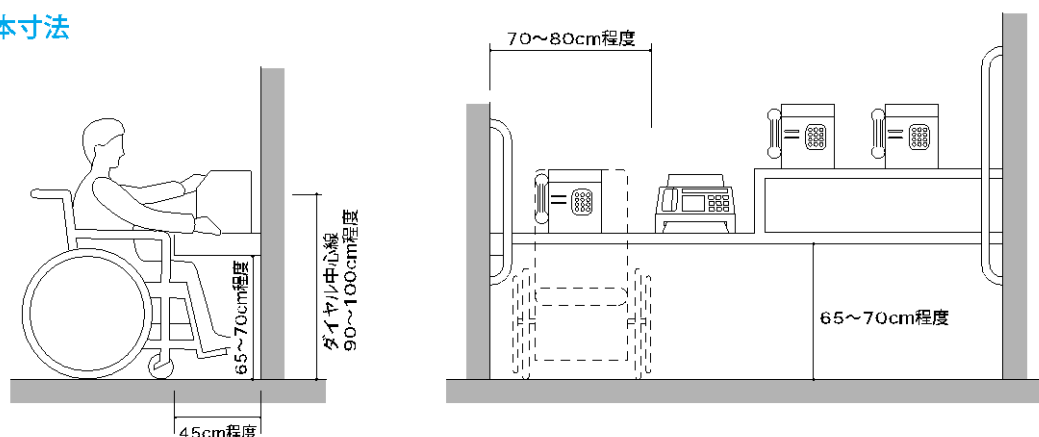


▲ 車椅子が回転できるスペースを確保します。

▲ 公衆ファクシミリが設置が望まれます。

電話台の構造

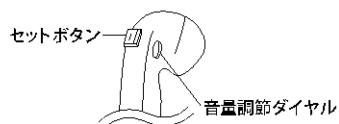
電話台等の基本寸法



▲ 杖使用者等の歩行困難者が体を支えることができるよう、手すり又は壁面を設けます。

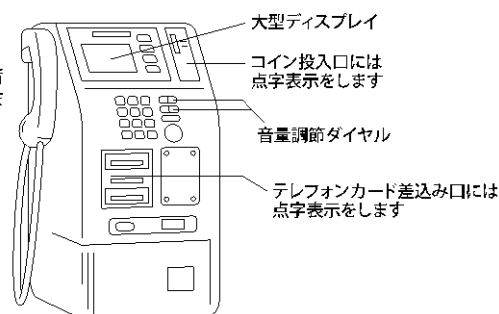
音声増幅装置付受話器

▲ セットボタンや音量調節ダイヤルを使用することにより、相手の声を大きくでき、聴覚障害者に有効です。



公衆電話

▲ 視覚障害者や聴覚障害者に使いやすい配慮が望まれます。



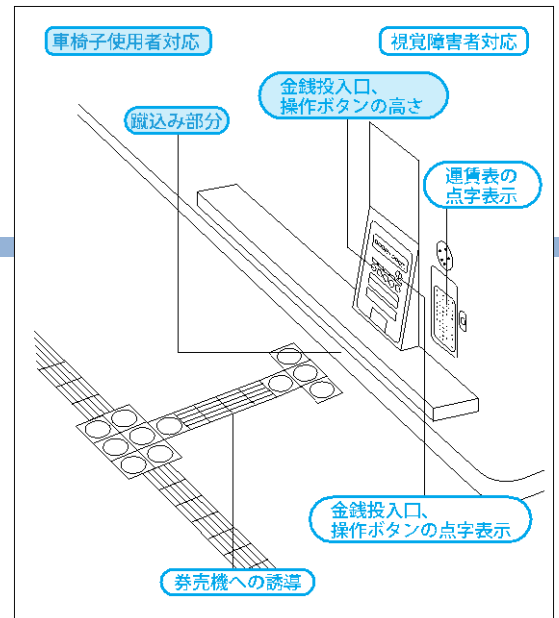
1 建築物

(13) 券売機

設計のポイント

券売機の金銭投入口や案内表示は、車椅子使用者や視覚障害者の利用に配慮が必要です。

- 金銭投入口や操作ボタンの位置は、車椅子使用者が円滑に操作できるように、高さや蹴込みに配慮が必要です。
- 視覚障害者に配慮して、視覚障害者用床材の設置や点字表示、音声による案内、呼び出し装置の設置等が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を 1 以上設けること。

- イ 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。
- 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。

■ 基準の解説

整備例

● 条例による整備基準

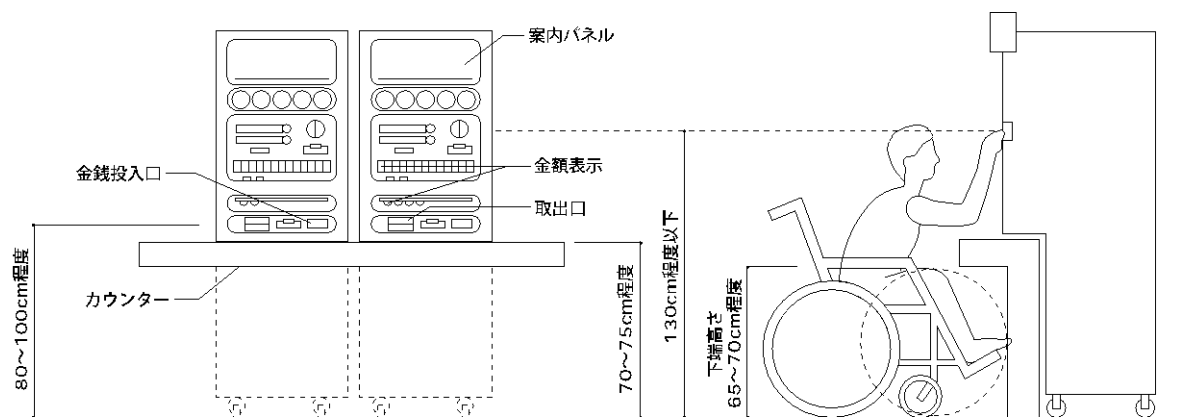
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

車椅子使用者への対応

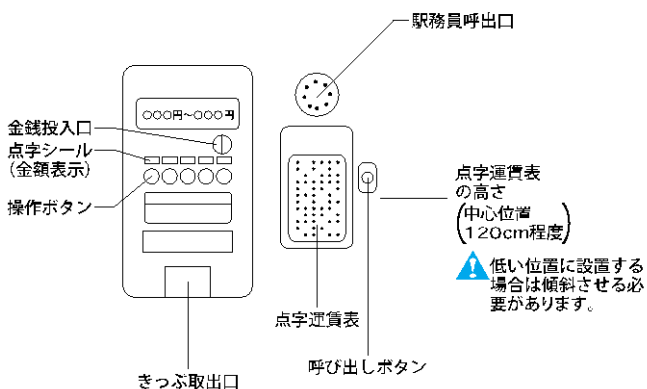


▲ 金銭投入口は、上肢不自由者に利用しやすいように投入口を大きくすることが望まれます。

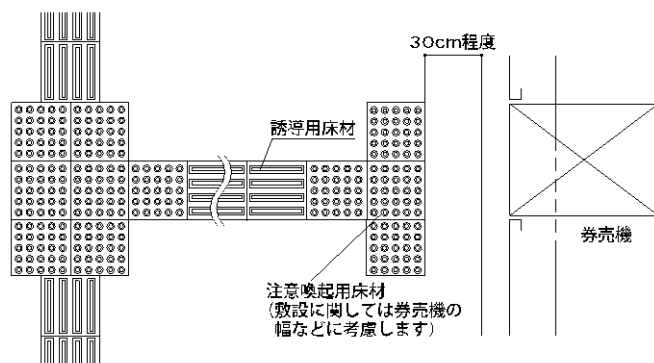
▲ インターホンや呼び出しボタン等は、車椅子使用者にとって使用しやすい高さ・構造とします。

視覚障害者への対応

券売機



券売機への誘導



▲ 点字表示付の券売機の横には点字運賃表、行先(路線)表示の設置が望まれます。

▲ タッチパネル式は、視覚障害者の利用に不便であるため、1カ所以上の券売機はボタン式にすることが望まれます。

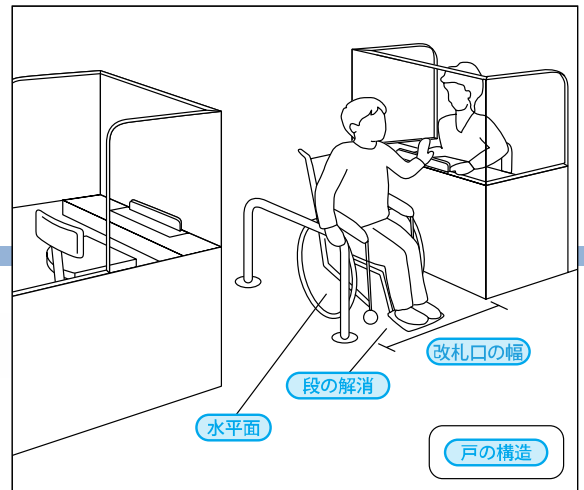
1 建築物

(14) 改札口及び レジ通路

設計のポイント

改札口及びレジ通路は、高齢者、障害者等が支障なく通過できるよう配慮が必要です。

□ 高齢者、障害者等が利用しやすいよう、幅員や視覚障害者の誘導等に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

改札口（公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。）及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、1 以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、内法を **80cm 以上**^①とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造**^②とすること。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる**段**^③を設けないこと。
- ニ 床面は、水平とすること。

■ 基準の解説

① 車椅子が通過できる寸法です。

② 引き戸や引き分け戸、開き戸です。但し、引き戸の方が開き戸よりも開閉が容易です。車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分でない開き戸等は設置しないようにします。

③ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものをいいます。
[P.48 [(1) 出入口] 参照]

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

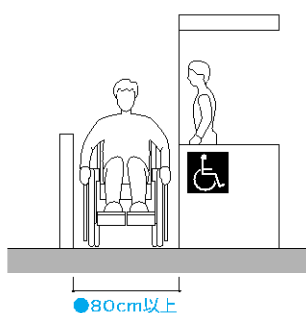
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

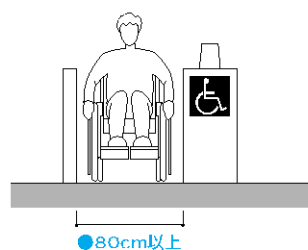
有効幅

有人改札

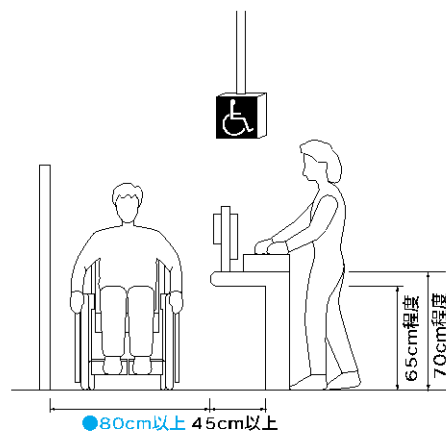
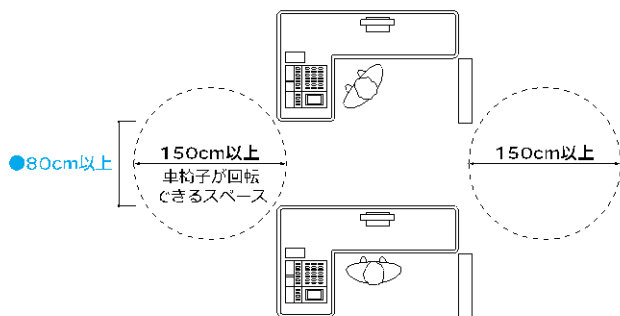


▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の併設が望めます。

自動改札



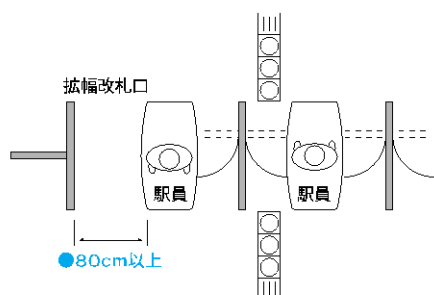
レジ通路



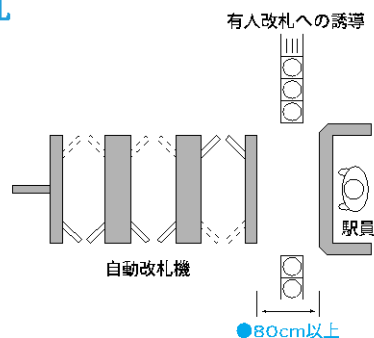
▲ 車椅子が通過できるレジであることの表示が望めます。

視覚障害者用床材

有人改札



自動改札



▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の併設が望めます。

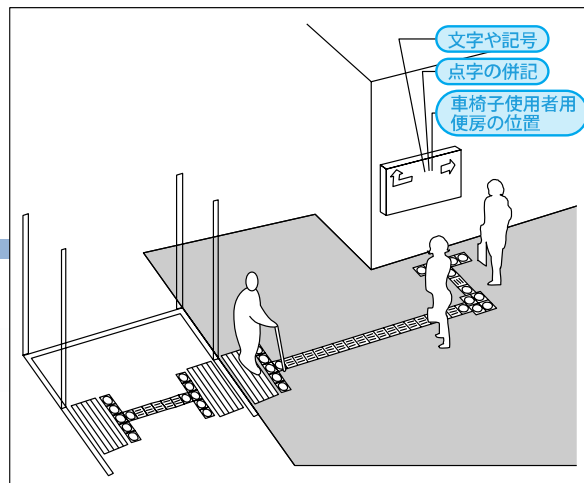
1 建築物

(15) 案内設備

設計のポイント

館内の案内板は、高齢者、障害者等が支障なく目的地に到達できるよう、施設の利用や移動などに関する情報を的確に伝達することが必要です。

- 案内板の設置位置は、わかりやすい位置に設置するとともに、案内板の向きに配慮が必要です。
- 案内板のほか、視覚障害者用床材、サイン、音や光による誘導を効果的に組み合わせるよう配慮が望めます。
- 視覚障害者の利用の多い施設では、携帯できる館内案内用の触知図等を作成し、貸出しや配布することも効果的です。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

- 1 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を 1 以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

イ **文字又は記号^①**は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。

□ **車椅子使用者用便房^②**がある場合は、その位置を表示すること。

■ 基準の解説

① 高齢者や弱視者にもわかりやすい配慮が必要です。[P.197 [(8) ピクトグラム・絵文字等] 参照]

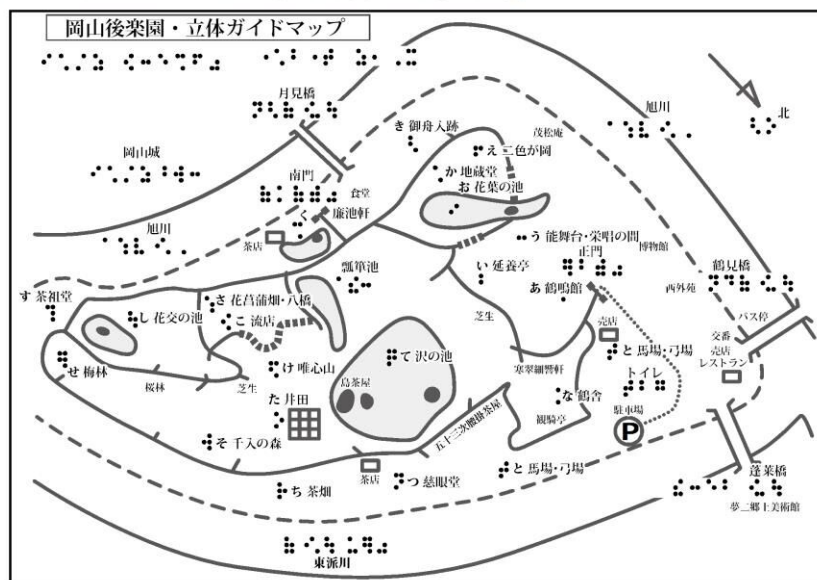
② 車椅子使用者用便房は数が少ないため、面積の大きい大規模施設等で位置をわかりやすくするための配慮です。

- 2 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を**点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの^③**により視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。

③ 視覚障害者が建物の位置や各室の配置などの情報を得るための配慮です。[P.185 [(4) 点字などの表示] 参照]

- 3 用途面積が 2000 m²未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1 及び 2 に定める構造に準じたものとする。

【参考：岡山後楽園 触知案内図(来園者案内用)】



⚠ 携帯用(館内案内用)の触知図等を作成し、貸出しや配布することも効果的です。

(注) 実物は触知案内図と、その上に重ねられる文字(墨字)入りの透明なシートの 2 枚に分かれています。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

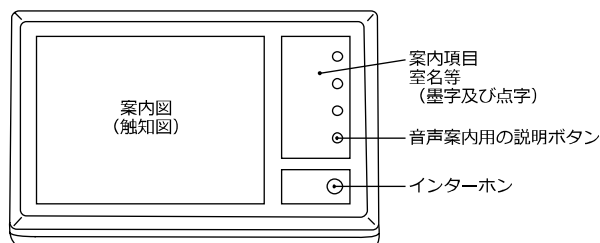
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

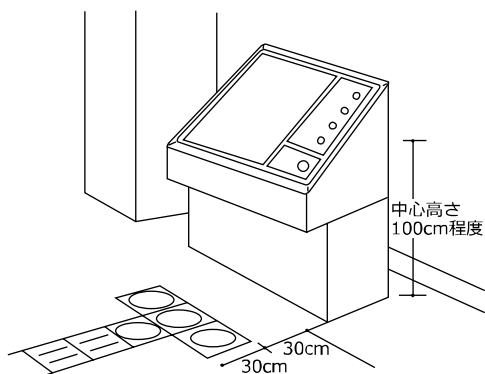
設置位置及び仕様

音声・触知図案内板



▲ 音声案内板を設置する場合は、騒音などに注意し、利用者が聞きとりやすい場所に設置します。

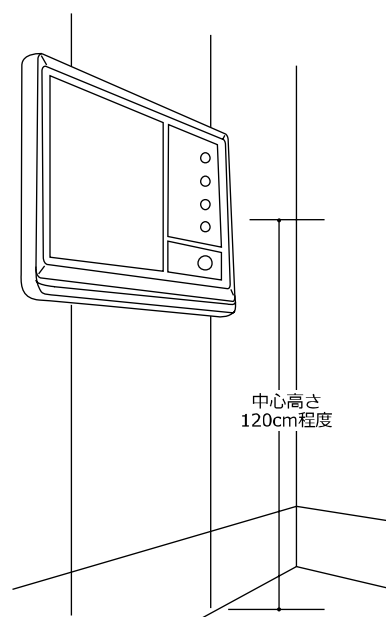
▲ 点字表示と墨字(通常の文字)を併記します。



▲ 触知図を傾けることで点字案内が読みやすくなります。

▲ 低いものであれば、車椅子利用者も見やすくなります。

▲ 傾斜型の場合は通路等に突き出さないようにします。



▲ 有人の受付等がある場合はその付近に設置し、無い場合は出入口付近に設置することが望めます。

▲ 逆光や反射グレアが生じないよう案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮します。

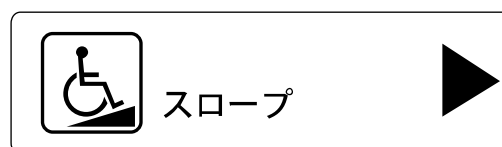
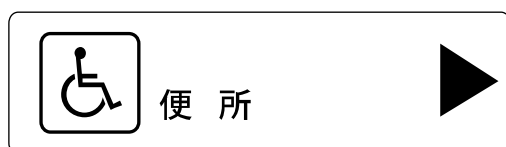
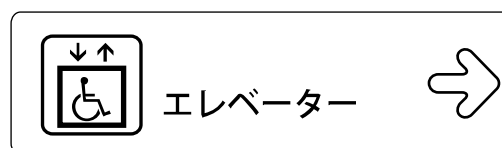
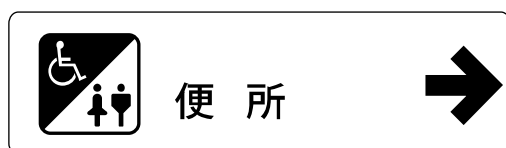
▲ 案内板には、空間全体や各空間の用途、エレベーター、便所、駐車施設等の位置及び順路等を表示します。

▲ 大きめの文字を用い、ひらがな・点字・図記号等を併記し、高齢者、障害者等に配慮したデザインとします。

▲ 文字の読めない子どもや絵の方が理解しやすいといった障害を持つ人への配慮も必要です。

▲ 同一建築物内においては、案内板、表示板等のデザインは、統一することが望めます。

車椅子対応施設の案内例



▲ 廊下等の曲がり角ごとの、わかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望めます。

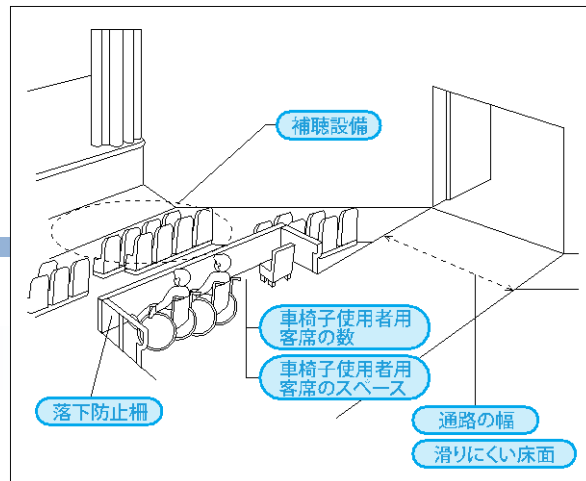
1 建築物

(16) 観客席

設計のポイント

劇場や観覧場、集会場等は、出入口から容易に到達できる場所に、車椅子使用者が利用できる客席のスペースが必要です。

- 車椅子使用者が出入口から席まで容易に到達できるよう通路を確保し、席では、安定して観覧できるスペースを設けます。
- 聴覚障害者に配慮した補聴設備等の設置が望まれます。
- 車椅子使用者が、舞台上へ支障なくアプローチできることが望まれます。
- 通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとします。
- 楽屋・控室（便所、更衣室・シャワー室を含む。）は、高齢者、障害者等（車椅子使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものとします。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 **固定式の客席^①**を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車椅子使用者用区画」という。）を1以上（客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数（当該数が10を超える場合は、10とする。）以上）設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあっては、車椅子使用者用区画を2以上（客席数が400席を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数以上）設けること。

イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を90cm以上及び135cm以上とすること。

ロ 床面は、水平とし、かつ、**滑りにくい仕上げ^②**とすること。

ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。

① 画面と連動して動く席などは客席に含まれません。

② [P.169〔(1) 床（路面）仕上げの目安〕参照]

- 2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を**120cm以上^③**とすること。

③ 人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法です。

- 3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の**特殊構造昇降機^④**その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

④ [P.91〔(10) 特殊構造昇降機〕参照]

さらに望ましい基準

■ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

劇場等の客席

劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分（車椅子使用者用部分であって、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が 100 以下の場合 2
 - 二 当該客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に $2/100$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - 三 当該客席に設ける座席の数が 200 を超え、2,000 以下の場合 当該座席の数に $1/100$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数
 - 四 当該客席に設ける座席の数が 2,000 を超える場合 当該座席の数に $75/10,000$ を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 7 を加えた数
- 2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2 箇所以上に分散して設けなければならない。

整備例

● 条例による整備基準

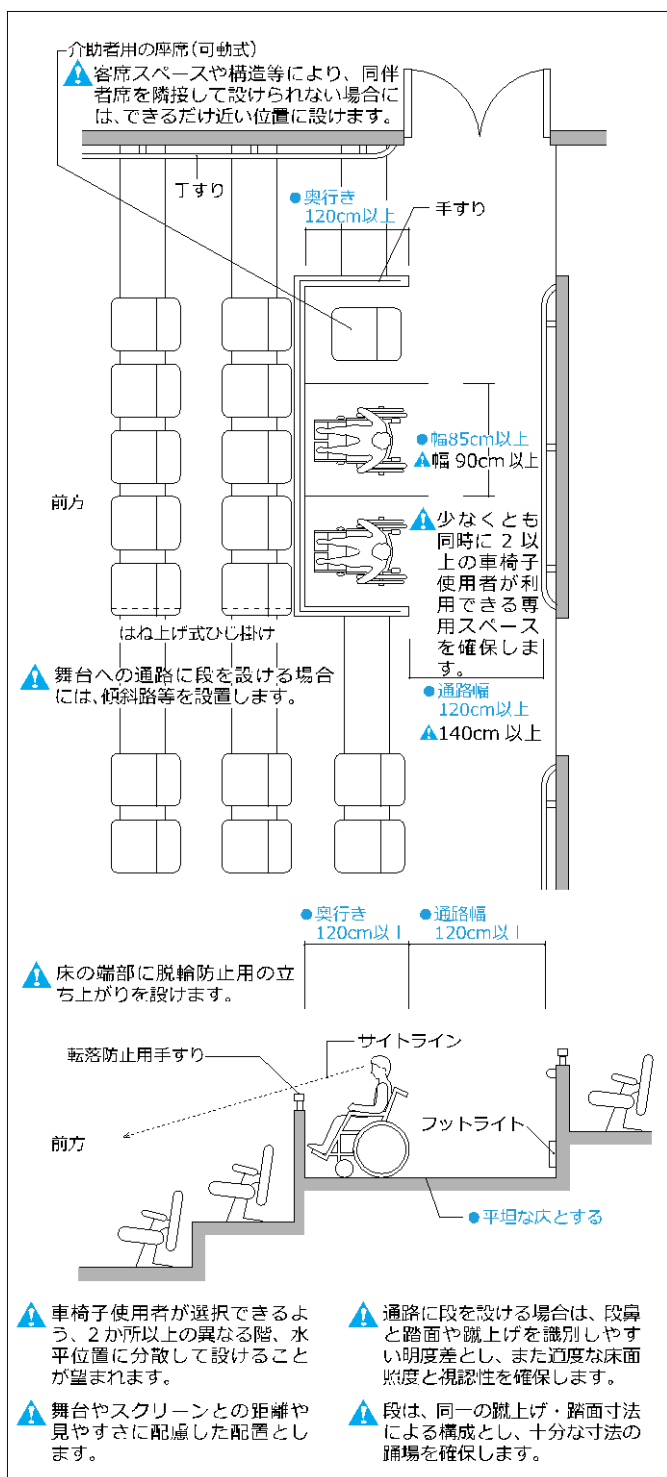
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

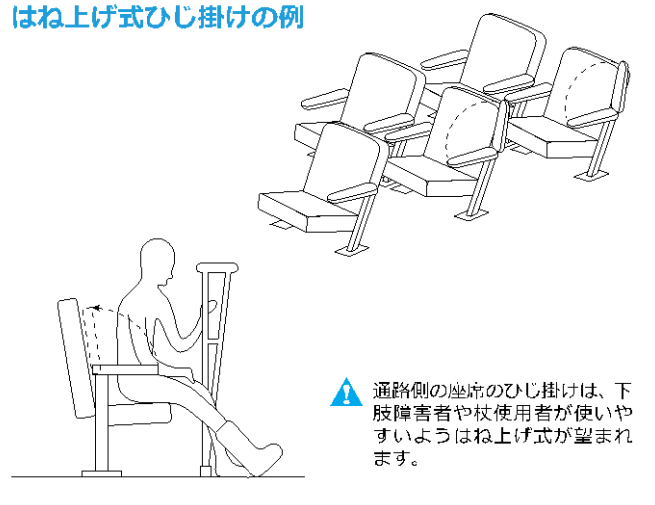
⚠ 注意マーク

車椅子使用者用客席スペース



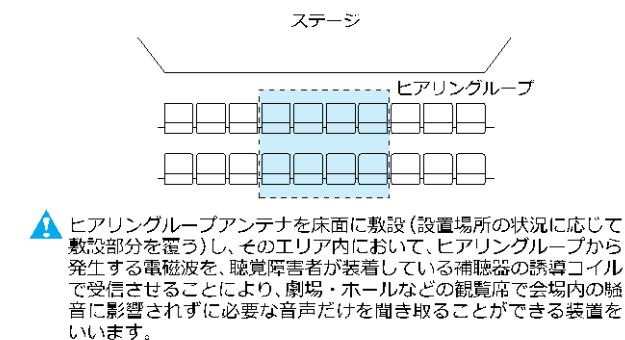
その他

はね上げ式ひじ掛けの例

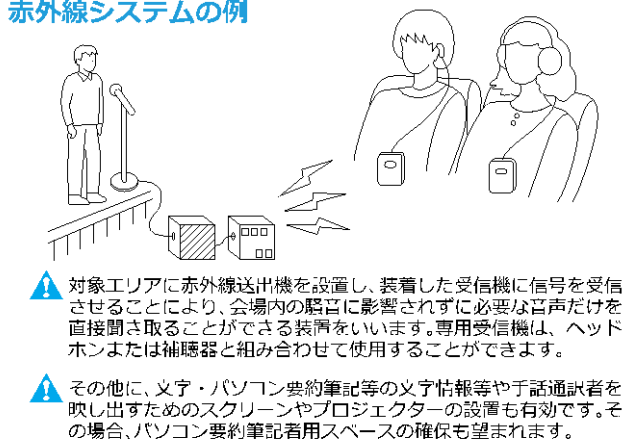


補聴設備

聴覚障害者用ヒアリンググループの例



赤外線システムの例



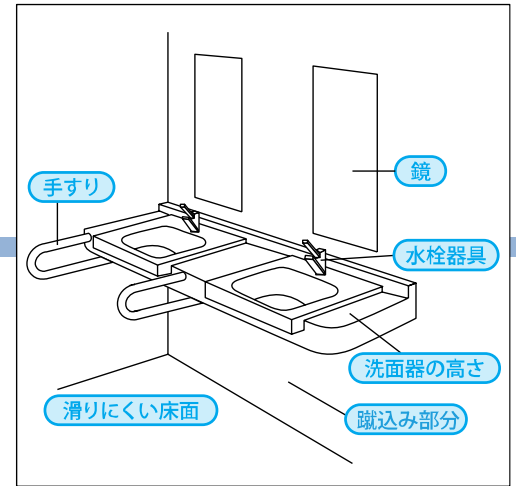
1 建築物

(17) 洗面所

設計のポイント

洗面所は、高齢者、障害者等を含む全ての人が利用しやすいよう配慮が必要です。

- 洗面所に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 洗面器は、車椅子使用者のひざや足先が入るスペースや、位置及び高さに配慮した鏡が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に洗面所の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

■ 基準の解説

多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。ただし、口及び二については、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない。

- イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- ロ 車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。
- ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用できるような位置及び高さに配慮した鏡^②が設けられていること。

① [P.169 〔(1) 床(路面) 仕上げの目安〕 参照]

② 車椅子使用者が全身の身づくりを確認できるように設置します。[P.73 〔(6) 車椅子使用者用便所〕 参照]

整備例

● 条例による整備基準

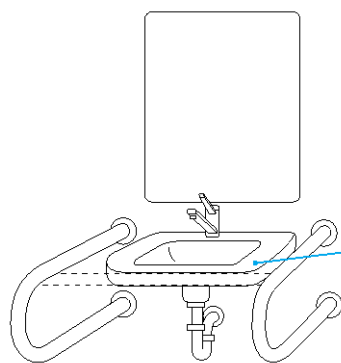
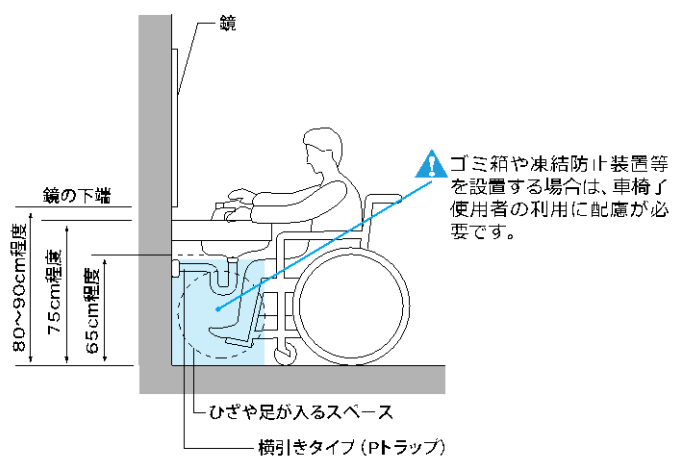
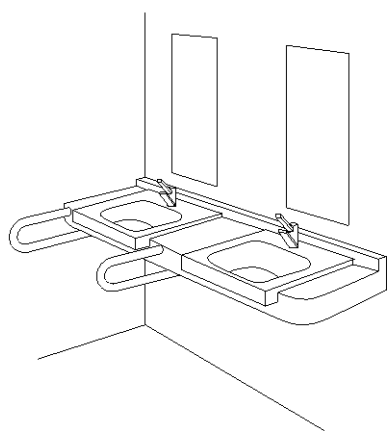
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

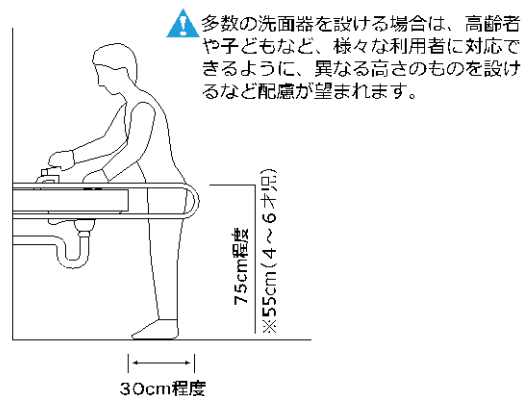
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

洗面所

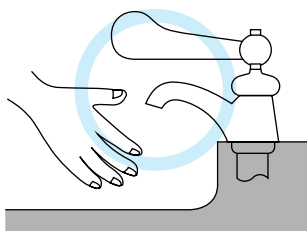


▲ 歩行困難者は、手すりや洗面器に寄り掛かりながら洗面するため、洗面器は耐荷重型を使用します。
(耐荷重型でない場合は前面に横手すりを入れます。)

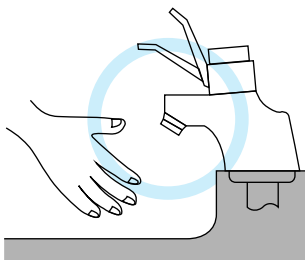


水栓器具

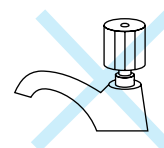
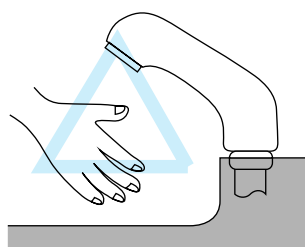
レバー式立水栓



レバー式混合栓



光感知式



▲ 同一の建築物内では同一仕様の水栓器具とすることが望まれます。

▲ 光感知式は、視覚障害者の利用には不便な場合があります。

⊗ 手の不自由な人にとっては握って回すことが困難です。

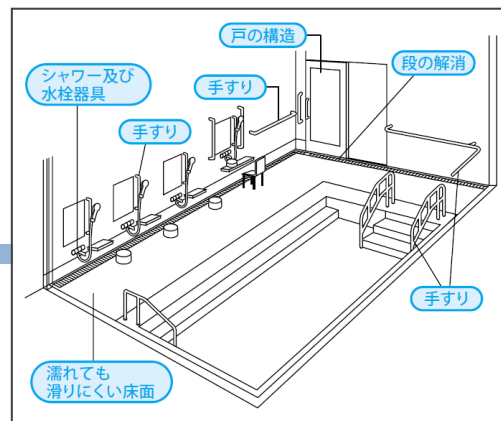
1 建築物

(18) 浴室

設計のポイント

浴室を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮が必要です。

- 浴室に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 洗面器は、車椅子使用者のひざや足先が入るスペースや、位置及び高さに配慮した鏡が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に浴室の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■ 整備基準

多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。

- イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法を **80cm 以上^①** とすること。
- ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる **段^②** を設けないこと。
- ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が **円滑に開閉して通過できる構造^③** とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。
- ホ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^④** とすること。
- ヘ 洗い場及び脱衣室の **水栓器具^⑤** は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に1以上設けること。

■ 基準の解説

- ① 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ② 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48〔(1) 出入口〕参照]
- ③ 引き戸や引き分け戸です。重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は該当しません。
- ④ [P.169〔(1) 床（路面）仕上げの目安〕参照]
- ⑤ [P.108〔(17) 洗面所〕、P.112〔(19) 更衣室等〕参照]

【参考】

浴室・シャワー室の手すりについて

車椅子使用者が浴槽に入る場合、シャワーチェア等から浴槽の縁の乗り移り台に腰を掛け、身体の向きを変えて片足ずつ浴槽に入り、浴槽の縁や横の手すり支えながら身体を洗います。このため、乗り移りの際の立ち座り用の縦手すりや浴槽へ入る際に使用する横手すりが必要です。

浴室やシャワー室の洗い場では、手すりにつかまって立ち上がった姿勢で身体を洗うことがあるため、鏡の両側に縦手すりを設置した場所を設けることが望まれます。

また、手すりを伝って浴槽や洗い場まで移動する人のために、出入口からの経路には横手すりを設置することが望まれます。

整備例

● 条例による整備基準

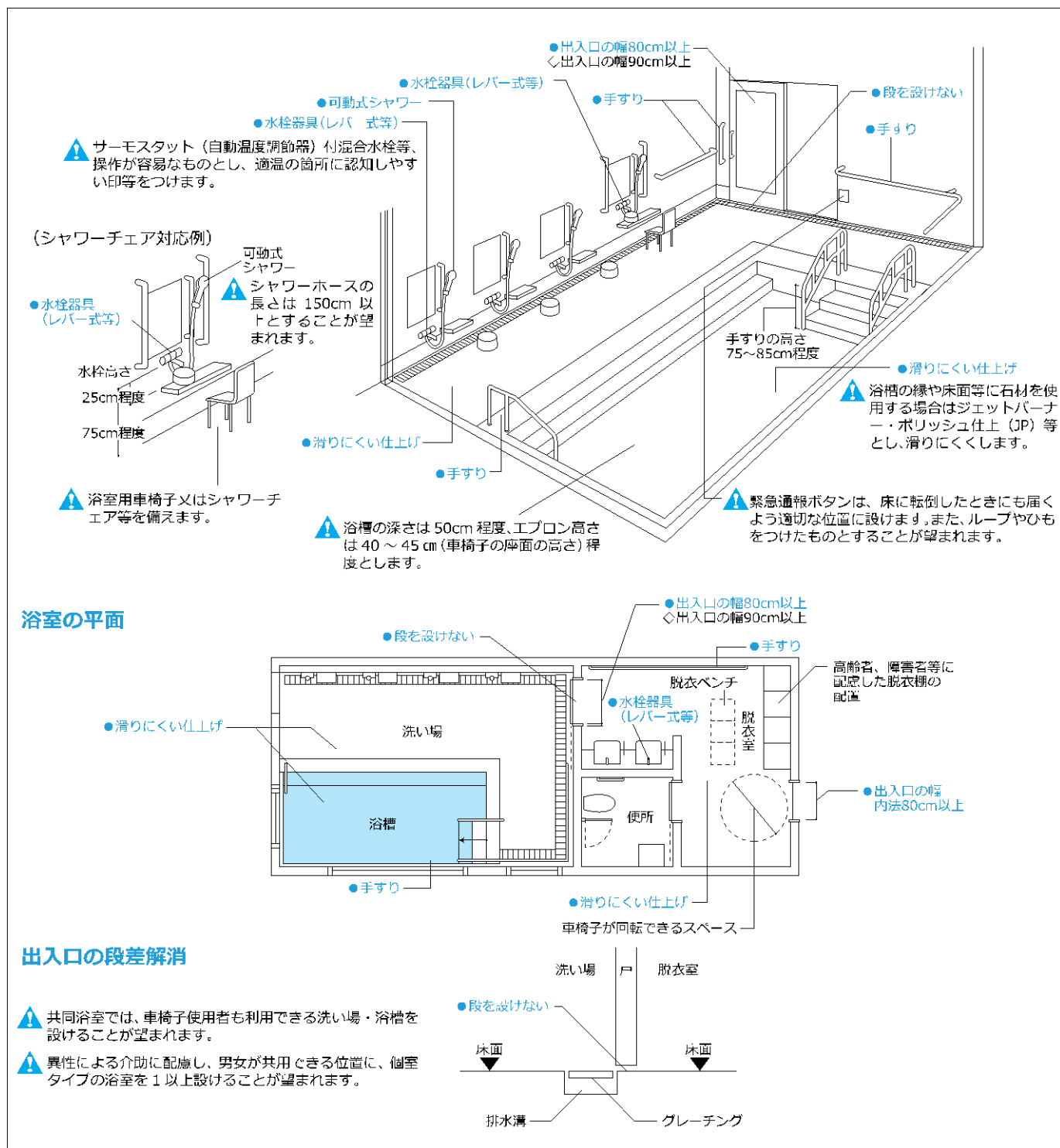
◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

共同浴室



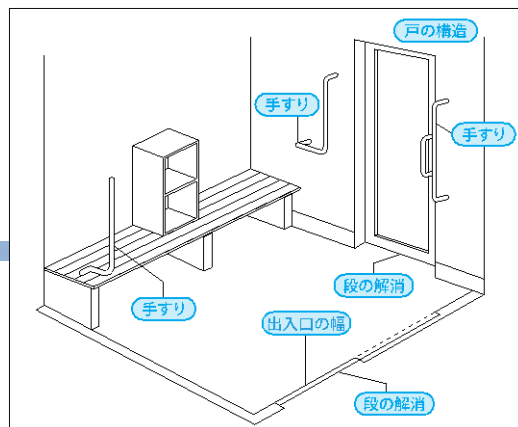
1 建築物

(19) 更衣室等

設計のポイント

更衣室を設置する場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮が必要です。

- 更衣室に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に更衣室の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

■整備基準

■基準の解説

多数の者が利用する更衣室等（更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。

- イ 出入口の幅は、内法 **80cm 以上^①**とすること。
- ロ 床には、車椅子使用者が利用する際に支障となる**段^②**を設けないこと。
- ハ 出入口の戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^③**とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^④**とすること。
- ホ 手すりを適切な位置に配置すること。
- ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。

①車椅子が通過できる最低の寸法です。

②高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48 [(1) 出入口] 参照]

③引き戸や引き分け戸です。重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は該当しません。

④ [P.169 [(1) 床（路面）仕上げの目安] 参照]

【参考】

更衣室の手すりについて

更衣室では、車椅子から一度脱衣用のベンチに乗り移り、脱衣後に浴室用のシャワーチェア等に移り換えるため、立ち座りに使う縦手すりと脱衣時の座位を保持する横手すりが必要です。

また、手すりを伝って浴室に移動する人のために、脱衣用のベンチから浴室の入口まで横手すりを設置することが望まれます。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

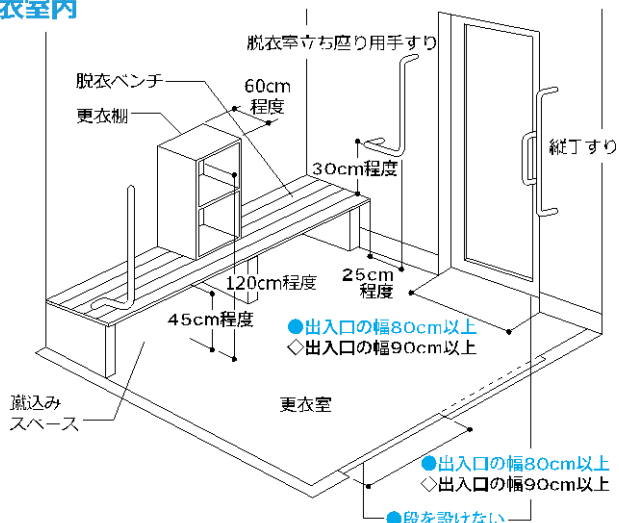
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

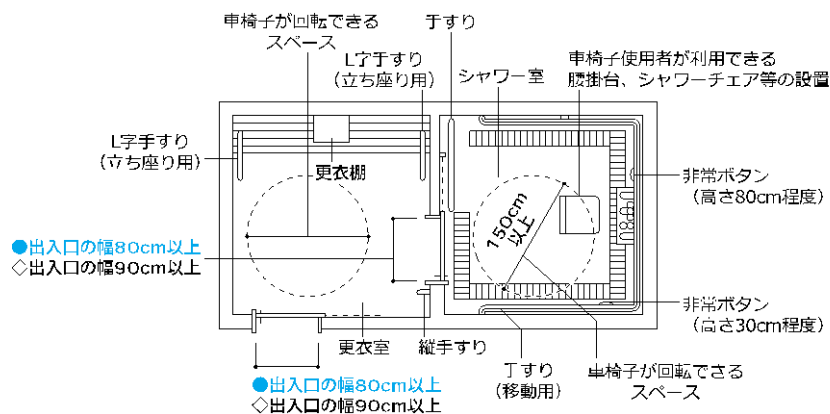
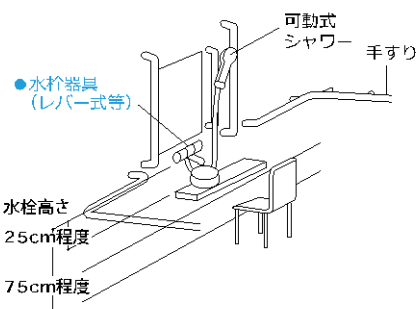
更衣室・シャワー室

更衣室内



シャワー室内

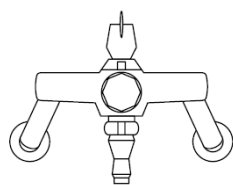
(シャワーチェア対応例)



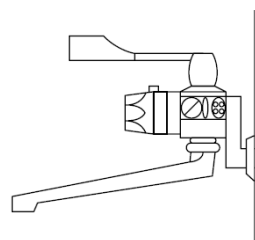
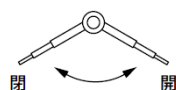
▲ 異性による介助に配慮し、男女が共用できる更衣室・シャワー室を1以上設けることが望まれます。

▲ 更衣ベンチや腰掛等は、車椅子からの移乗しやすい高さ(45cm程度)の配慮が必要です。

容易に操作できる水栓器具



レバーハンドル平面図



▲ レバーが長過ぎるとわずかな力で大きく動くので細かい調節が難しくなります。

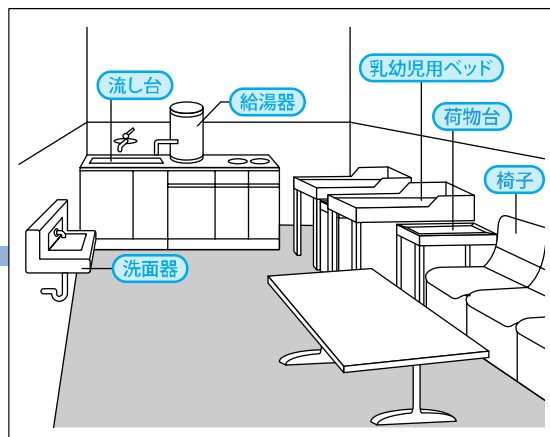
1 建築物

(20) 授乳場所

設計のポイント

育児中の人の利用が考えられる施設には、授乳やおむつ替え、休憩等ができるよう、授乳場所等の設備を設ける必要があります。

- 授乳場所は、落ち着いた清潔な場所づくりに配慮する必要があります。
- 廊下等からの視線の遮蔽に留意が必要です。
- 授乳場所の位置や授乳場所の出入口には、わかりやすい表示をすることが望まれます。
- 流し台や給湯器の設置が望まれます。



整備基準

【適用施設／第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 5,000 平方メートル以上のもの】

■ 整備基準

■ 基準の解説

授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及び椅子その他これらに類するものを設けること。

整備例

● 条例による整備基準

◇ バリアフリー法による
建築物移動等円滑化誘導基準

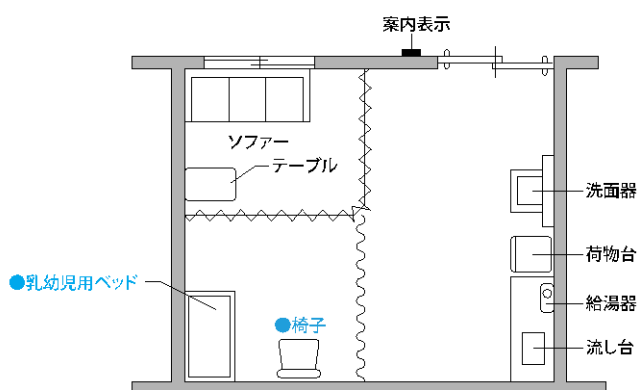
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

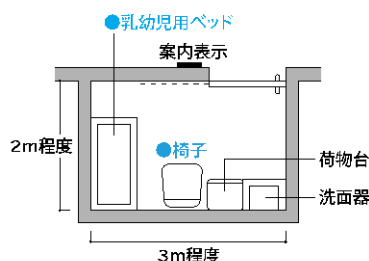
⚠ 注意マーク

授乳場所・授乳コーナー

授乳室の整備例



小規模な例



案内表示例



5 目の不自由な人への配慮①

■エチケット

●ひと声かけて

目の不自由な人には全盲と弱視の人がおり、介助の仕方などがそれぞれ異なります。

白い杖を持った人や盲導犬同伴の人が困っている様子を見かけたら、ひと声かけて、何をしてほしいか聞いてからお手伝いしましょう。

●あいさつ

あいさつをするときは、目の見えている人から先に声をかけてください。



●方向や場所の教え方

街角で白い杖を持った人が立ち止まって考え込んでいるのは、方向がわからなくなっている場合によくある姿です。

方向や場所を教える時は、左、右、前、後とか、何メートル先に〇〇というように具体的な情報を言ってください。（例えば、「100メートル先に噴水があるのでそこを左に曲がる」というと、相手は距離だけでなく音やにおいなどでもその場所を認知できます。）

「あっち」「こっち」「あれ」「それ」「これ」といった抽象的な表現は使わないようにします。

●杖や手に急に触れない

目の不自由な人は、歩行中にアンテナの役割をしている白杖や手を急に引っ張られたり、腕を抱きかかえられたり、後ろから身体を押されたりすると大変不安を感じ、先へ進めなくなります。

また、点字を読む人にとって、指先は目と同じ役割をする大切な部分です。



●盲導犬への配慮

盲導犬はペットではなく、目の不自由な人が安全に歩行できるように厳しく訓練された犬であり、吠えたり噛みついたりすることはありません。

盲導犬は、ハーネス（胴輪）をしている時は「工作中」なので、かわいいからといって、撫でたり食べ物を与えたりしてはいけません。仕事に集中できなくなり事故を起こすもとになります。

盲導犬をかわいいと思ったり、盲導犬のことを知りたいと思ったときは、同伴する視覚障害者に気軽に話しかけてください。

■介助の方法

●基本的な誘導

- ①介助をする人は、介助を受ける人の白杖を持つ手と反対側の半歩前に立ち、ひじの上を軽く握ってもらいます。このとき、ひじは力を抜いて、腕や脇を不自然に広げないようにします。（実際の介助では杖を使わない人もいます。）
- ②歩く速さは、介助を受ける人に合わせてください。
- ③歩くときは、まわりの様子などを説明しながら歩いてください。立ち止まったり、曲がったりするときは、「止まりますよ」「右に曲がりますよ」などとあらかじめ声をかけてください。
- ④前方に障害物や段差があるときは、「〇メートルほど前に、〇〇がありますよ」と声をかけてください。
- ⑤狭いところ、混雑しているところでは、介助をする腕を後ろにまわし、介助をする人が前に立って一列に並んで進みます。



1 建築物

(21) おむつ交換台

設計のポイント

育児中の人の利用が多い施設には、おむつ替えができるよう、おむつ交換台等の設備を設ける必要があります。

- おむつ交換台は、便所の付近や便房内に設置されることが望まれます。
- おむつ交換台の設置の有無や位置等をわかりやすく表示することが望まれます。

整備基準

【適用施設／第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積2,000 平方メートル以上のもの】

■ 整備基準

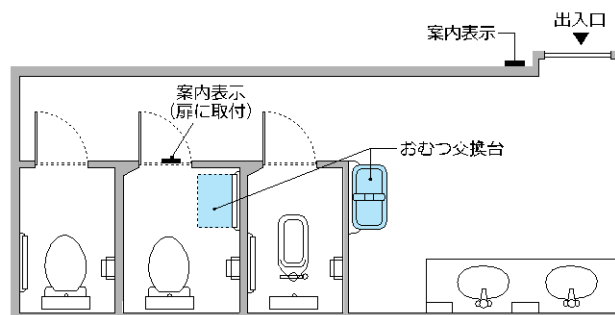
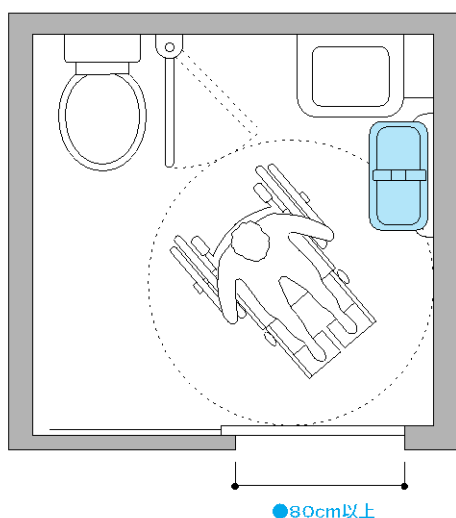
■ 基準の解説

おむつを交換できる台その他これに類するものを1 以上設けること。

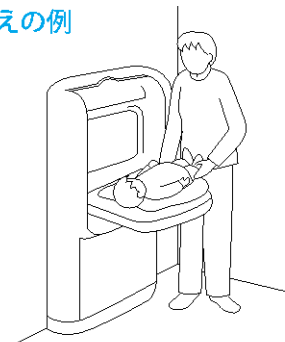
整備例

おむつ交換台

配置例



おむつ替えの例



案内表示例



成人用おむつ交換台の例は、
[P.74(6)車椅子使用者用便房]参照]

1 建築物

(22) 乳幼児椅子

設計のポイント

育児中の人の利用が多い施設の便所には、乳幼児を座らせることができるよう、乳幼児椅子を設ける必要があります。

□乳幼児椅子の設置の有無や位置等をわかりやすく表示することが望まれます。

整備基準

【適用施設／第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積2,000平方メートル以上のもの】

■ 整備基準

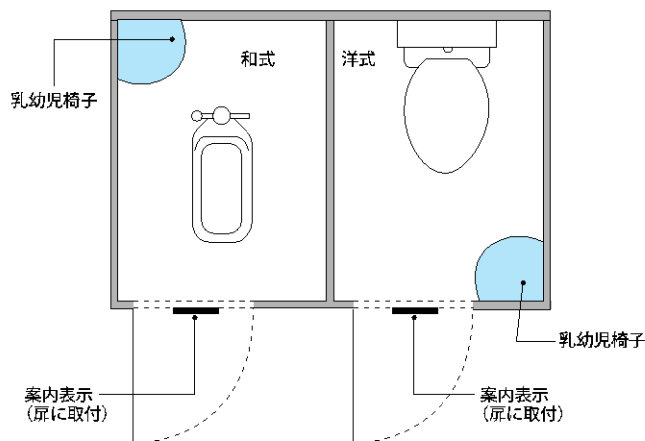
■ 基準の解説

乳幼児椅子その他これに類するものを備えた便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。

整備例

乳幼児椅子

便房内の配置例



案内表示例



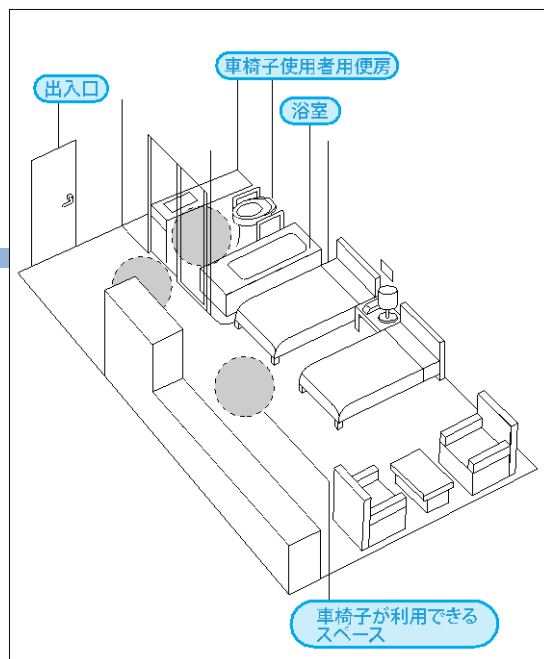
1 建築物

(23) 客 室

設計のポイント

宿泊施設においては、車椅子使用者の利用に配慮した客室の整備が必要です。

- 室内は、車椅子使用者の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けないなどの配慮が必要です。
- 車椅子使用者に配慮した便所及び浴室の整備が必要です。
- 客室の総数が 50 未満の場合であっても、車椅子使用者用客室を 1 以上設けることが望まれます。
- 車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望まれます。
- 一般の客室も同様に高齢者等に配慮した整備が望まれます。



整備基準

【適用施設／宿泊施設で 50 室以上の客室を有するもの】

■ 整備基準

次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）以上設けること。

- イ 出入口は、**(1) [出入口] の項に定める構造^①**とすること。
- ロ 室内には、**(6) の項 2 イから二までに定める構造の車椅子使用者用便房^②**を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ハ 室内には、**(18) の項に定める構造の浴室^③**を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に（18）の項に定める構造の浴室が 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けられている場合は、この限りでない。
- ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。

■ 基準の解説

① [P.45 [(1) 出入口] 参照]

② [P.67 [(6) 車椅子使用者用便房] 参照]

③ [P.109 [(18) 浴室] 参照]

整備例

●条例による整備基準

◇バリアフリー法による 建築物移動等円滑化誘導基準

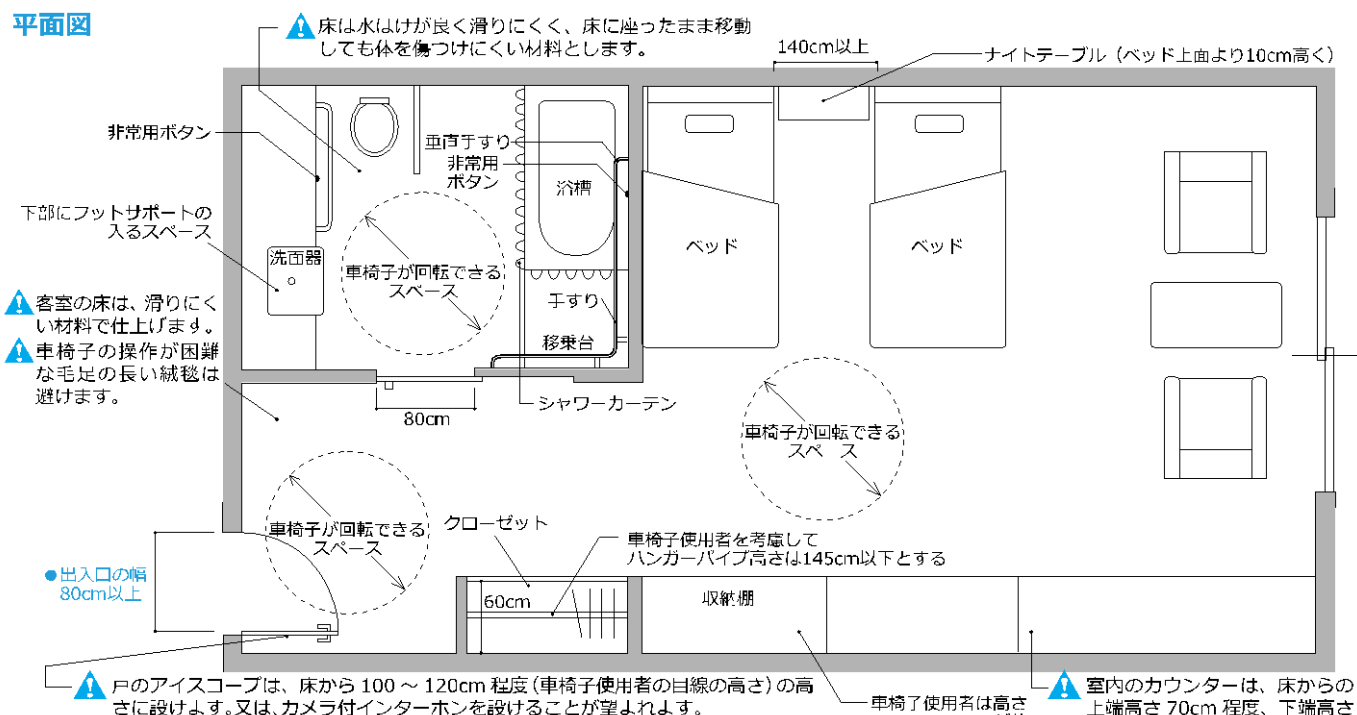
無印 標準的な寸法や配慮の例

 参考事例等

⊗ 注意マーク

車椅子使用者に対応した客室

平面图



断面图



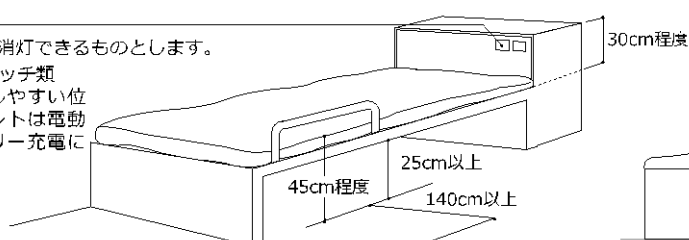
▲ 車椅子が 180 度方向転換できるよう、ベッドとベッドの間は 140cm 以上が望まれます。

客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避けよう。

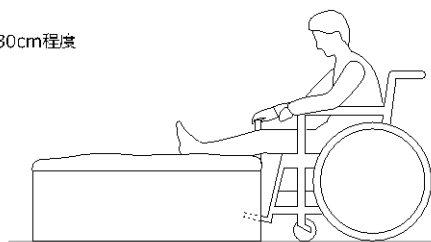
ベッドの構造

照明
ベッド上で点灯・消灯できるものとします。

 **コンセント、スイッチ類**
スイッチは操作しやすい位置とし、コンセントは電動車椅子のバッテリー充電にも配慮します。



⚠ 車椅子からの移乗しやすい高さ(45cm 程度)の配慮が必要です。



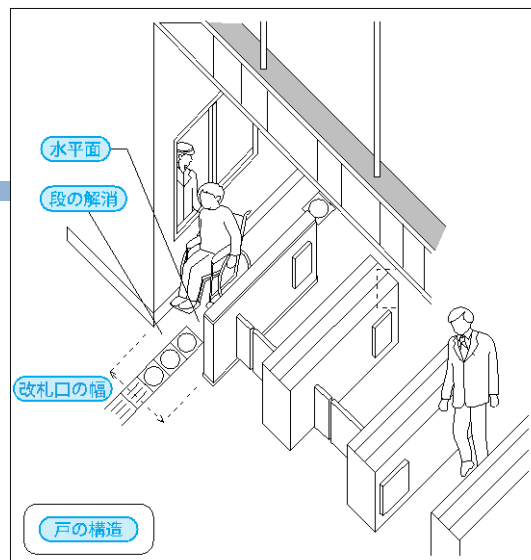
2建築物以外の公共交通機関の施設

(1) 改札口

設計のポイント

改札口は、高齢者、障害者等が支障なく通過できるよう配慮が必要です。

□ 高齢者、障害者等が利用しやすいよう、幅員や視覚障害者の誘導等に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

■ 整備基準

改札口を設ける場合においては、1 以上の改札口は、次に定める構造とすること。

- イ 幅は、**内法を 80cm 以上^①**とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^②**とすること。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる**段^③**を設けないこと。
- ニ 床面は、水平とすること。

■ 基準の解説

① 車椅子が通過できる最低の寸法です。

② 車椅子使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉や重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。

③ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものをいいます。
[P.48 [(1) 出入口] 参照]

整備例

● 条例による整備基準

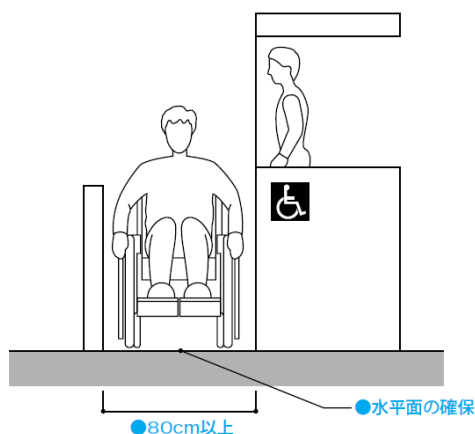
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

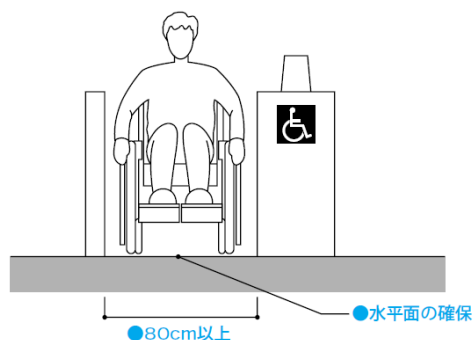
⊗ 注意マーク

有効幅員

有人改札



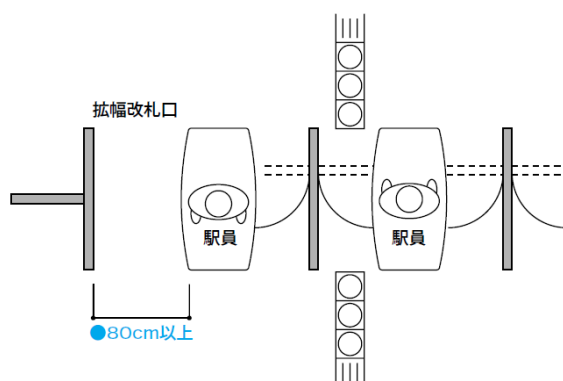
自動改札



▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の設置が望まれます。

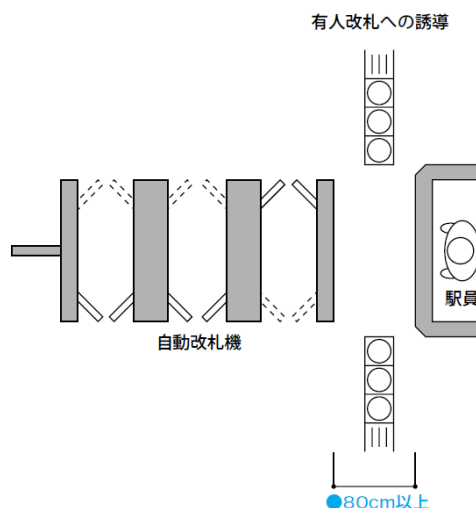
視覚障害者用床材

有人改札



▲ 改札口の前後に、誘導用床材を3枚程度連続します。
▲ 視覚障害者は、できるだけ有人改札へ誘導します。

自動改札



▲ 自動改札の場合、高齢者、障害者等にとって利用が困難な場合があるため、有人改札口の併設が望まれます。

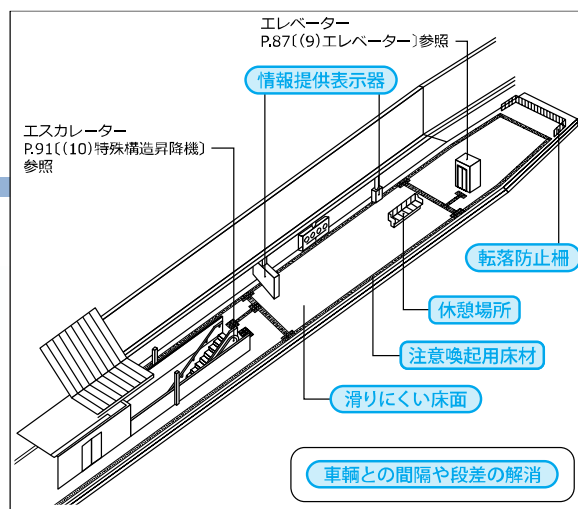
2建築物以外の公共交通機関の施設

(2) 乗降場（プラットフォーム）

設計のポイント

乗降口は公共交通機関における乗降の接点となる部分であり、高齢者、障害者等が支障なく移動や乗降ができるように配慮する必要があります。

- 視覚障害者の転落を防ぐため、縁端及び両端に危険表示を明確にするほか、転落防止の柵が必要です。
- 視覚障害者、聴覚障害者等の利用に配慮した、放送による案内や文字による案内装置を設けることが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

■ 整備基準

- 1 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- 2 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設^②すること。
- 3 両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設^③し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。
- 4 乗降場付近には、必要に応じて^④、椅子を設ける場所を確保すること。
- 5 乗降場と公共車両等との間隔及び段差は、できる限り小さく^⑤すること。

■ 基準の解説

- ① [P.169 [(1) 床（路面）仕上げの目安] 参照]
- ② 視覚障害者がホームから転落することを防止するための配慮です。
- ③ 視覚障害者にホームの末端部であることを知らせるための配慮です。
- ④ 休憩需要や待合いの利便性の向上等に配慮して、必要と考えられる場合とします。
- ⑤ 車椅子使用者や歩行困難者等のための配慮です。

整備例

● 条例による整備基準

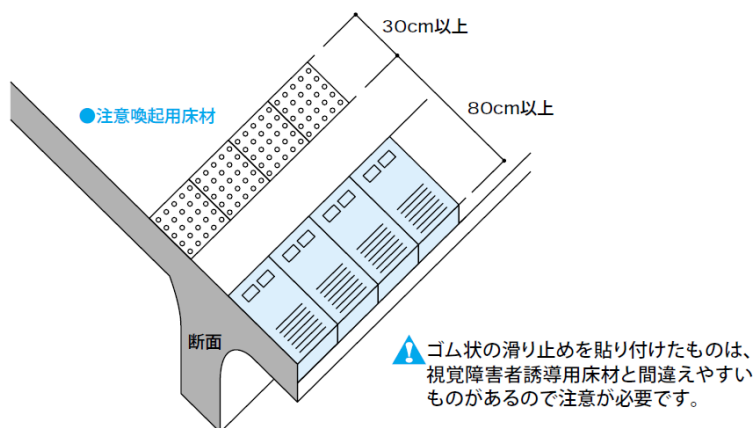
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

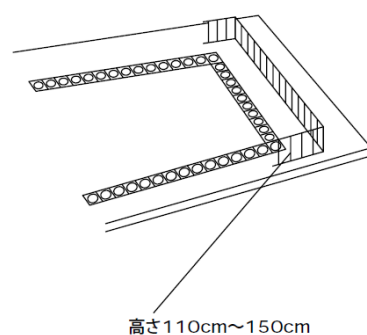
⊗ 注意マーク

転落防止

注意喚起用床材敷設例

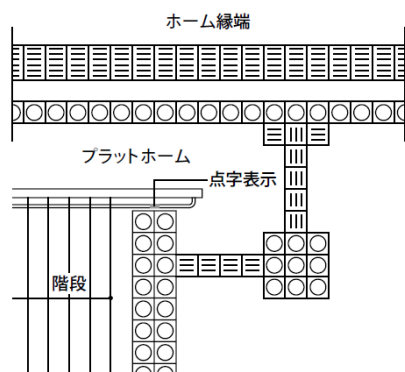


転落防止柵設置の例

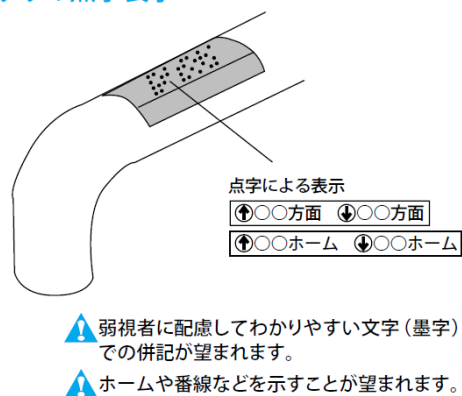


視覚障害者の誘導

ホーム・階段の表示



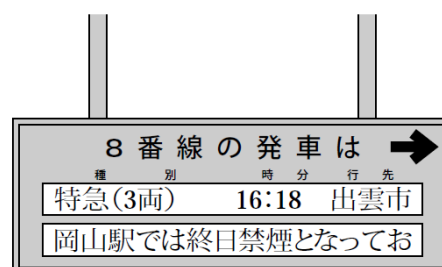
階段手すりの点字表示



エスカレーターの表示



情報提供表示器例



2建築物以外の公共交通機関の施設

(3) 通路

設計のポイント

高齢者、障害者等が支障なく通行できるよう配慮する必要があります。

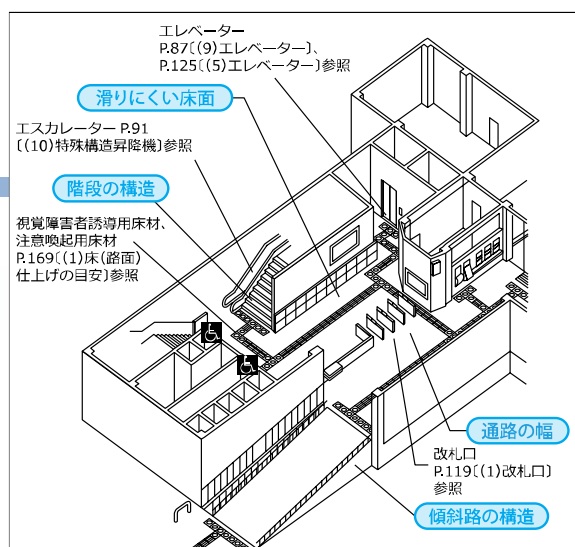
- 利用者が容易に目的の場所まで到達できるように動線はなるべく短く、複雑にならないよう配慮が必要です。
- 視覚障害者に配慮し、視覚障害者用床材を敷設し、突起物や柱などできるだけ設けないことが必要です。

整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

■ 整備基準

- 1 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造^②に準じたものとする。
- 3 (1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る1以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(5)の項に定める構造のエレベーター^③が設置されるときは、当該1以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
 - イ 幅は、120cm以上^④とすること。
 - ロ 高低差がある場合においては、4に定める構造の傾斜路及び踊場又は1【建築物】の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑤その他これに準じた構造の昇降機を設けること。
 - ハ (1)の項に定める構造の改札口、(5)の項に定める構造のエレベーター及び1【建築物】の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑤その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。
 - ニ 誘導用床材及び注意喚起用床材^⑥を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置^⑦その他これに代わる装置を設けること。
- 4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上^⑧とすること。
 - ロ 勾配は、1/12(高低差が16cm以下の場合は、1/8)以下とすること。
 - ハ 高低差が75cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合においては、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
 - ニ 高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超える傾斜がある部分又は高低差が16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^⑨で仕上げること。
 - ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。



■ 基準の解説

- ① [P.169 〔(1) 床(路面) 仕上げの目安〕 参照]
- ② [P.124 〔(4) 階段〕 参照]
- ③ [P.125 〔(5) エレベーター〕 参照]
- ④ 通路を車椅子が通行しやすく、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法です。
- ⑤ [P.91 〔(10) 特殊構造昇降機〕 参照]
- ⑥ [P.173 〔(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材〕 参照]
- ⑦ [P.85 〔(8) 視覚障害者を誘導する装置〕 参照]
- ⑧ 通路を車椅子が通行しやすく、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法です。
- ⑨ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦になる仕上げとします。[P.169 〔(1) 床(路面) 仕上げの目安〕 参照]

整備例

[P.53 〔1. 建築物 (3) 廊下等及び各室の出入口〕 参照] 及び [P.59 〔1. 建築物 (4) 階段〕 参照]

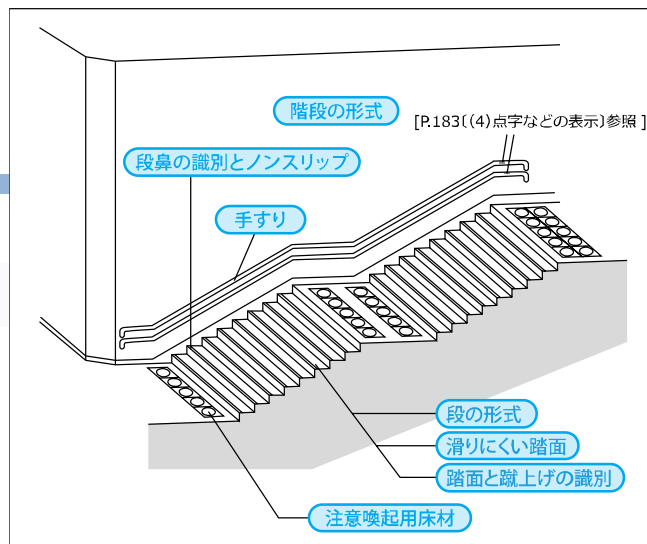
2建築物以外の公共交通機関の施設

(4) 階 段

設計のポイント

階段は、高齢者、障害者等にとって大きな負担であるとともに、転落などの危険性が高い場所であり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮することが必要です。

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上がりやすい勾配であるとともに、松葉杖の使用や介助等の可能な幅員の確保が必要です。
- 上下運動と回転運動が重ならないように回り段はさけ、直階段や折れ階段とします。さらに、つまずいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置が必要です。
- また、視覚障害者への配慮から、階段手前には段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すりの端部には点字表示などの触覚表示が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

■ 整備基準

(1) の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。

- イ 手すりを設けること。
- ロ **主たる階段^①**には、**回り段^②**を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが**困難な場合^③**は、この限りでない。
- ハ 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料^④**で仕上げること。
- ニ 踏面と蹴上げとの色の**明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑤**又は**踏面の先端部^⑥**とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の**明度、色相又は彩度の差が大きいこと^⑤**により段を容易に識別できるものとし、かつ、**つまずきの原因となるものを設けない構造^⑦**とすること。
- ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

■ 基準の解説

- ① 主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいいます。
- ② 回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設け、踏面の幅が異なるものをいいます。回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏みはずす危険があります。また、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失うことがあるため危険です。
- ③ 構造及びスペースの関係上やむを得ないような場合をいいます。
- ④ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。[P.169〔(1) 床(路面)仕上げの目安〕参照]
- ⑤ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。[P.174〔(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材〕参照]
- ⑥ 段鼻のことです。
- ⑦ 蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいいます。[P.62〔(4) 階段〕参照]

整備例

[P.59〔1. 建築物(4) 階段〕参照]

2建築物以外の公共交通機関の施設

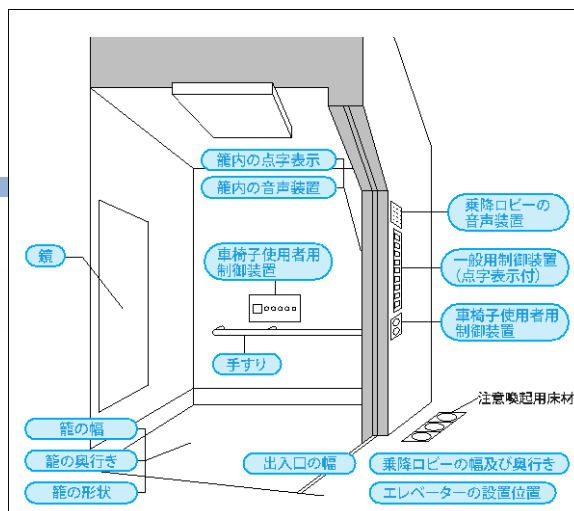
(5) エレベーター

設計のポイント

エレベーターは、高齢者、障害者等を含む全ての人にとって最も便利で安全な垂直移動の手段であり、高齢者、障害者等が円滑に操作できて目的の階へ移動できるよう、案内や表示操作盤などに配慮する必要があります。

□エレベーターの籠の寸法は、車椅子が180°転回できるよう配慮する必要があります。

□エレベーターのうち1台は、視覚障害者が使用できるような点字等の表示のある制御装置や音声による誘導が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設のうち停車場】

■ 整備基準

道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で1[建築物]の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあつては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設けること。

- イ 籠の幅は、内法を **140cm 以上^①** とすること。
- ロ 籠の奥行きは、内法を **135cm 以上^①** とすること。
- ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
- ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる **鏡^②** を設けること。
- ホ 籠内には、 **手すり^③** を設けること。
- ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を **表示する装置^④** 及び籠の現在位置を **表示する装置^④** を設けること。
- ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を **音声により知らせる装置^⑤** を設けること。
- チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ **内法を 80cm 以上^⑥** とすること。
- リ 籠内及び乗降口ビーには、 **車椅子使用者が利用しやすい位置^⑦** に制御装置を設けること。
- ヌ 籠内及び乗降口ビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように **点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置^⑧** (リに掲げる制御装置を除く。) を設けること。
- ル 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ **内法を 150cm 以上^⑨** とすること。
- ヲ 乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- ワ 乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に **籠の昇降方向を音声により知らせる装置^⑩** が設けられている場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

- ① 車椅子の転回が可能な最低限度の大きさです。
- ② 転回が不可能な場合など、車椅子が後ろ向きに降りる場合に利用するものです。
- ③ 車椅子の転回や杖使用者等が体を支える際に使用するものです。
- ④ 聴覚障害者への配慮です。
- ⑤ 視覚障害者への配慮です。
- ⑥ 車椅子が通過できる最低の寸法です。
- ⑦ 車椅子使用者が容易に操作できる高さ、場所とします。
- ⑧ [P.185 〔(4) 点字などの表示〕 参照]
- ⑨ 車椅子が回転できる寸法です。
- ⑩ 視覚障害者への配慮です。

整備例

[P.87 〔1. 建築物 (9) エレベーター〕 参照]

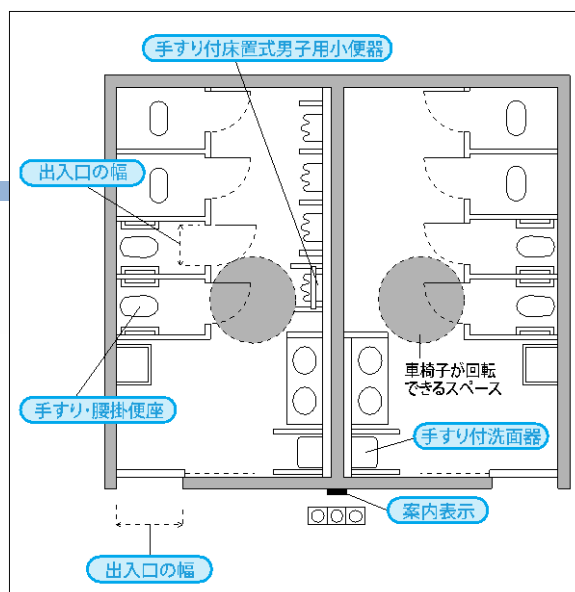
2建築物以外の公共交通機関の施設

(6) 便 所

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。公共交通機関の乗降場等に設置される便所は高齢者、障害者等への配慮が必要です。

- 便房に至る経路は、高齢者や杖使用者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げるなど配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児椅子などを備えた便房が必要です。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字表示することが望めます。
- 車椅子使用者の動線が確保されている便所には、車椅子使用者用便房を設置することが望めます。
- オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を設置することが望めます。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

■ 整備基準

- 1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、**腰掛便座^①**、**手すり^②**等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、**手すり^③**が配置されている**床置き式の小便器^④**、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。

■ 基準の解説

- ①腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座や立ち上がりができます。
- ②手すりは、着座時に体を支えるとともに立ち上がる時に「握る」「肘を掛ける」等の動作の補助として有効です。
[P.171 [(2) 手すり] 参照]
- ③男子用小便器の手すりは、歩行困難者が前や横に体を預けるために利用されます。
- ④床置き式の小便器は、尿だれの汚れ防止や装着尿器の使用者、子供の使用等、様々な人の使い勝手を考慮したものです。
※装着尿器：脊髄損傷などによって排尿障害を起こした場合の補助具。採尿器と畜尿器でできており、畜尿器は腰や足に固定し、ひざ下の高さで排出するものが多い。

整備例

[P.63 [1. 建築物 (5) 便所] 参照]

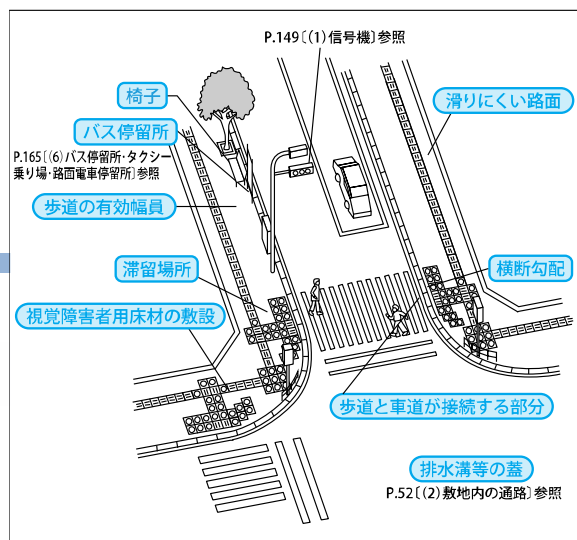
3道 路

(1) 歩 道①

設計のポイント

歩道は、高齢者、障害者等を含むだれもが安全かつ円滑に利用できるよう、必要な有効幅員の確保や段差、勾配等に配慮する必要があります。

- 歩道の有効幅員は、2m 以上とします。
- 歩道上の段差や勾配に配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材や注意喚起用床材を必要に応じて敷設します。



整備基準

【適用施設／道路（県が管理する道路法第 3 条第 3 号に規定する県道を除く）】

※県が管理する道路法第 3 条第 3 号に規定する県道は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例」（平成 24 年岡山県条例第 81 号）が適用されます。

■ 整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げる。
- 2 幅員は、200cm 以上^②（自転車歩行者道の場合にあつては、300cm 以上）とし、かつ、100cm 以上^③の平たん部分^④を連続して設けること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- 3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋^⑤を設けること。
- 4 横断勾配は、2%以下とすること。
- 5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。
 - イ 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるもの^⑥とするとともに、車椅子使用者の歩行に支障のないものとする。
 - すりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8%以下とすることができる。
 - ハ すりつけ部と段差との間におおむね 150cm の水平区間^⑦を設けること。

■ 基準の解説

① [P.169 〔(1) 床（路面）仕上げの目安〕 参照]

② 車椅子同士が円滑にすれ違える寸法です。

③ 車椅子等の安全な通行を確保するためです。

④ 横断勾配 2%以下です。

⑤ [P.52 〔(2) 敷地内の通路〕 参照]

⑥ 車椅子が容易に通過できるとともに、視覚障害者が車道との境界を認識できるようにするため、段差は 1cm とし注意喚起用床材を併せて敷設します。

⑦ 車椅子が安全に待機できる寸法です。

フラット形式以外の場合です。

- 6 必要に応じて^⑧誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色^⑨とすること。

⑧ 歩道が交差点、横断歩道等で車道と接する部分。視覚障害者の利用の多い施設周辺及びそれらの施設と駅舎やバス停留所等とを結ぶ区間。

⑨ [P.174 〔(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材〕 参照]

- 7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じて^⑩椅子を設ける場所を確保すること。

⑩ バスやタクシーの待合い及び歩行者の休憩等でベンチ等の設置が有効な場合です。

- 8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて^⑪歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。

⑪ 道路横断者やバス利用者と歩道歩行者の動線が交錯するのを避けるためです。

整備例

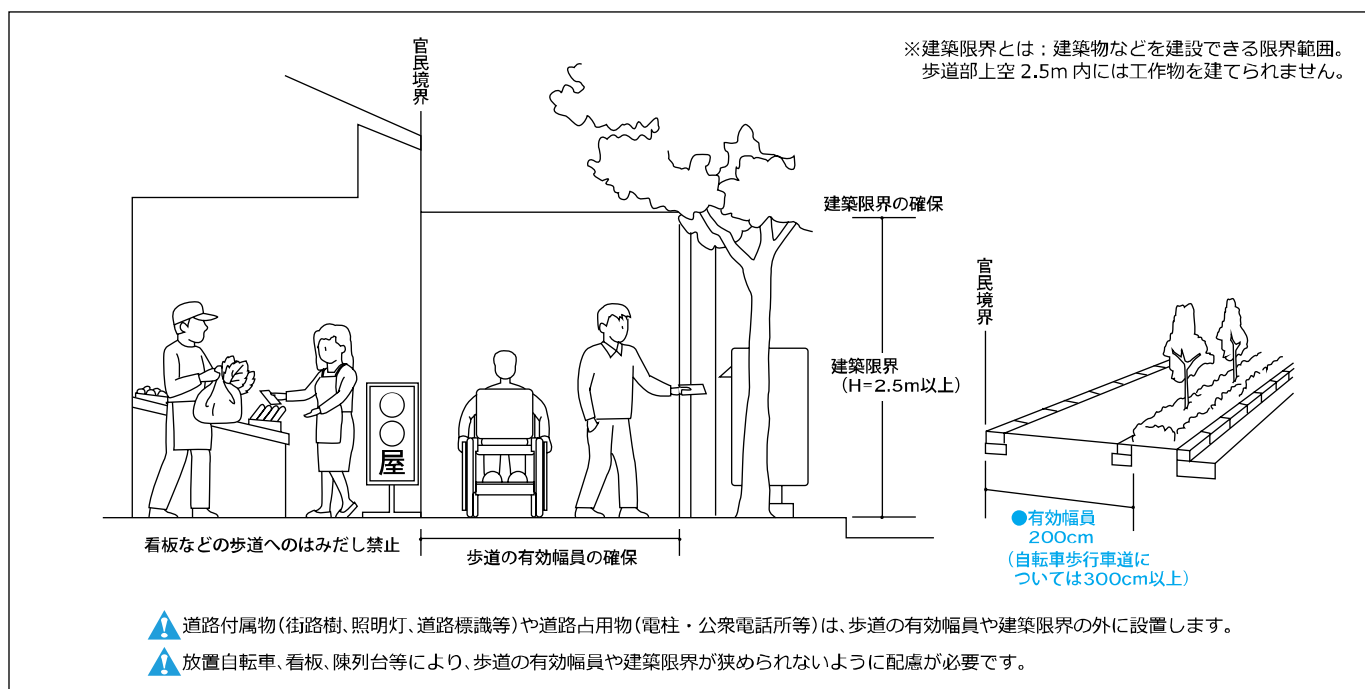
● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

歩道の有効幅員



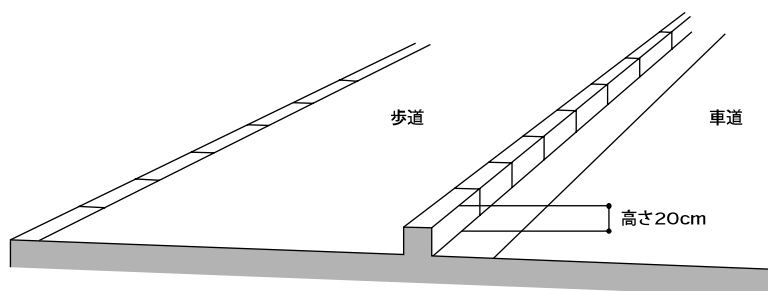
歩道の形式

▲ 歩道の形式は、フラット形式、マウントアップ形式、セミフラット形式とありますが、幅員、沿道の状況及び地域性を考慮して採用します。

▲ 縁石の高さは、20cm を標準とします。

フラット形式 歩道面と車道面を同一の高さとしたものです。

▲ 交差点部分において、車椅子等が通過しやすくなります。

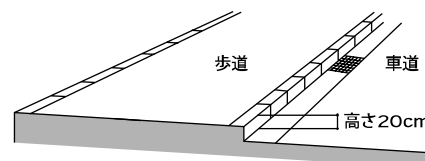


▲ 縁石部分に雨水が溜まる場合があるため排水に配慮が必要です。

マウントアップ形式

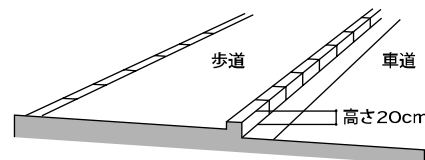
歩道面を車道面より高くしたものです。

▲ 横断歩道への接続部や駐車場等への車両乗入れ部において、歩道面の高さを切り下げなければならず、車椅子等の安全な通行に支障をきたす場合があります。



セミフラット形式

フラット形式とマウントアップ形式の中間です。



3道 路

(1) 歩 道②

整備例

● 条例による整備基準

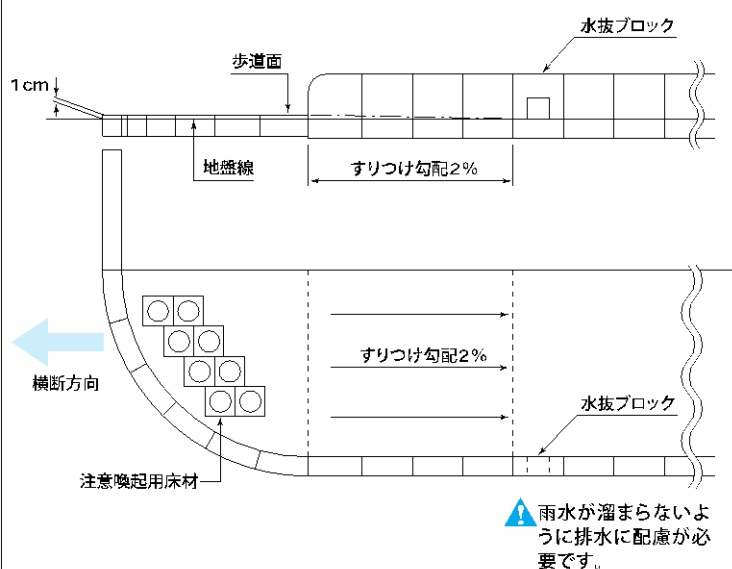
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

フラット形式とする場合のすりつけ例

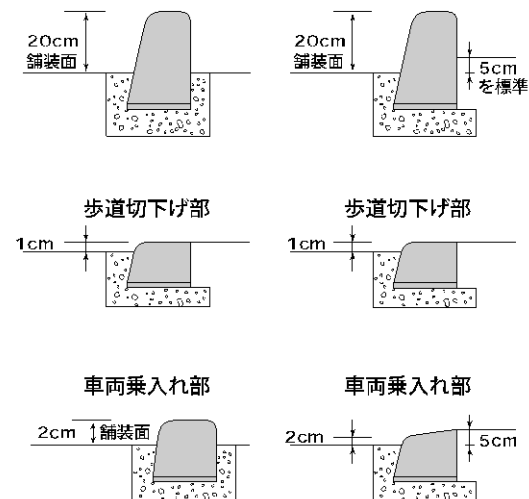
視覚障害者誘導用床材が敷設されない場合



歩車道境界ブロックの構造例

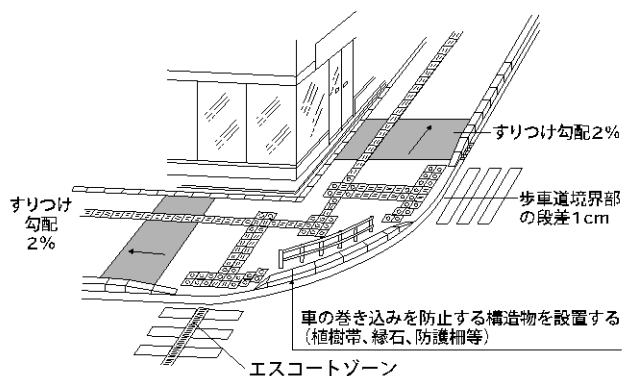
フラット形式

セミフラット形式



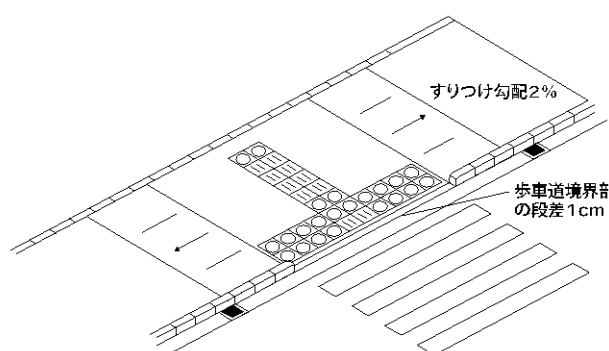
▲ 段差を1cmとする場合は、視覚障害者が車道との境界を明確に認識できるようにするため、注意喚起用床材を併設します。

交差点部の構造の例



横断歩道部のすりつけの例

(視覚障害者誘導用床材が敷設されない場合)

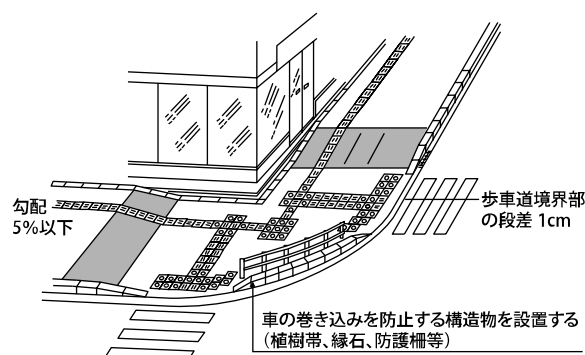


- ▲ 視覚障害者誘導用床材、注意喚起用床材については
[P.173 (3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照]
- ▲ エスコートゾーンについては
[P.179 (・歩道①横断歩道口] 参照]

沿道状況等によりやむを得ずマウントアップ形式とする場合の切下げ例

交差点部の構造の例

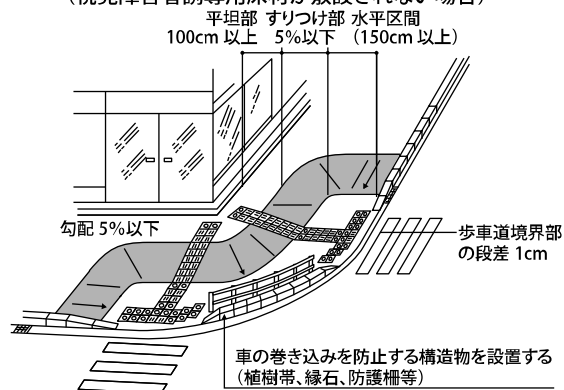
全幅にわたり切り下げた場合の例



⚠ 沿道家屋に影響のない箇所においては、交差点全域にわたり切り下げる構造とします。

一部を切り下げた場合の例

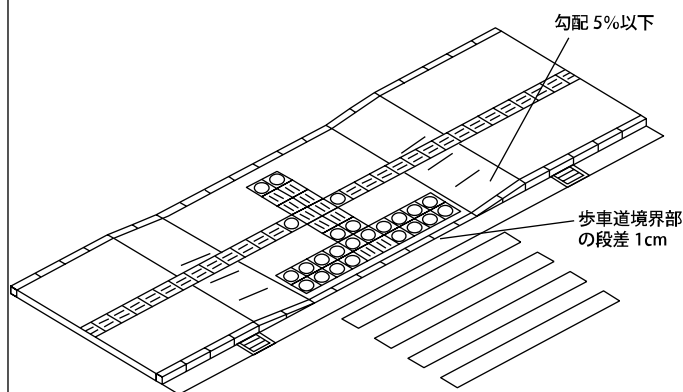
(視覚障害者誘導用床材が敷設されない場合)



⚠ 広い歩道幅員を有する歩道どうしが交差し、全域で切り下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、幅員 100cm 以上の平坦な歩行者動線を確保しながら一部を切り下げる構造とします。

横断歩道部のすりつけの例

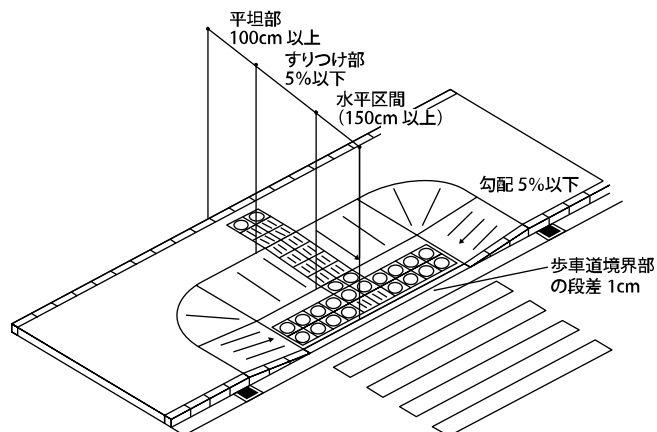
全幅にわたり切り下げた場合の例



⚠ 沿道家屋に影響のない箇所においては全幅を切り下げて、水平区間を確保する構造とします。

一部を切り下げた場合の例

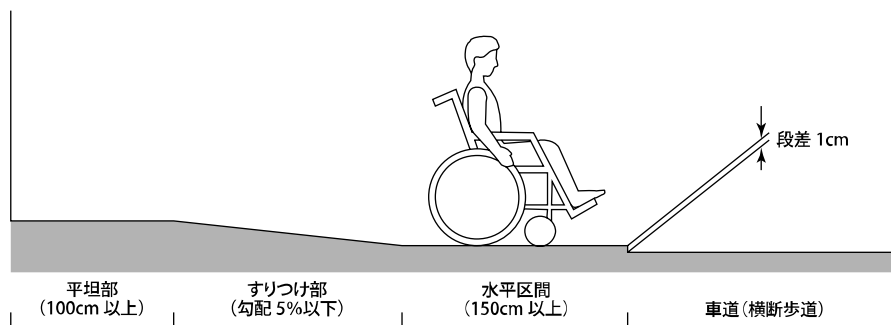
(視覚障害者誘導用床材が敷設されない場合)



⚠ 広い歩道幅員を有する歩道で、全域で切り下げた場合、沿道家屋へ影響が出るような箇所においては、幅員 100cm 以上の平坦な歩行者動線を確保しながら一部を切り下げる構造とします。

水平区間の考え方

沿道家屋



⚠ 車椅子使用者が、安定して安全に信号待ちできるよう、水平区間を設けます。

3道 路

(1) 歩 道③

整備例

● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

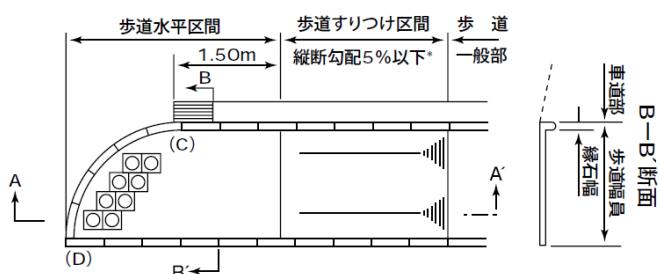
⦿ 注意マーク

沿道状況等によりやむを得ずマウントアップ形式とする場合の巻き込み部における構造の例

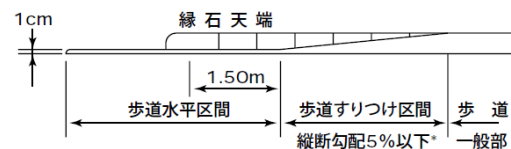
幅員が狭い場合

視覚障害者誘導用床材が敷設されない場合

歩道切下げ平面図



A-A' 断面

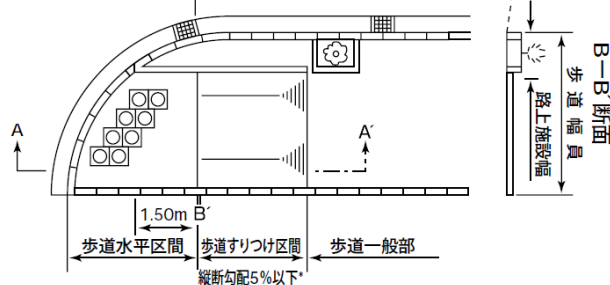


▲ 歩道水平区間については、巻込始点 (C) からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合には、巻込終点 (D) から1.5m以上設けます。

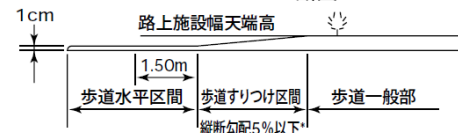
幅員が広い場合

視覚障害者誘導用床材が敷設されない場合

B 歩道切下げ平面図

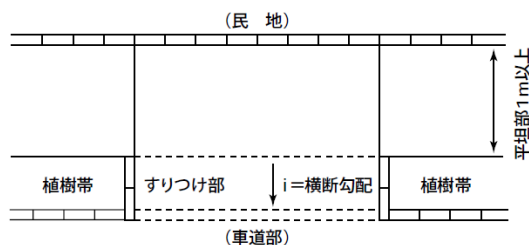


A-A' 断面

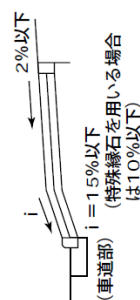
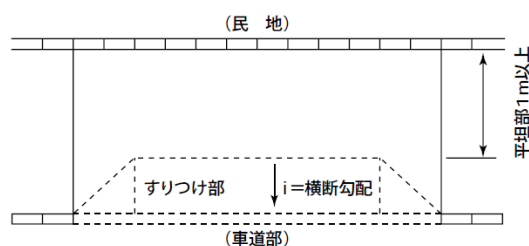


沿道状況等によりやむを得ずマウントアップ形式とする場合の車両乗り入れ部の例

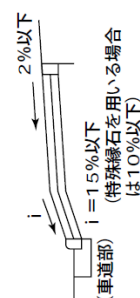
植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



歩道内においてすりつけを行う構造



▲ 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ、隅切り等を行います。



※ 特殊縁石

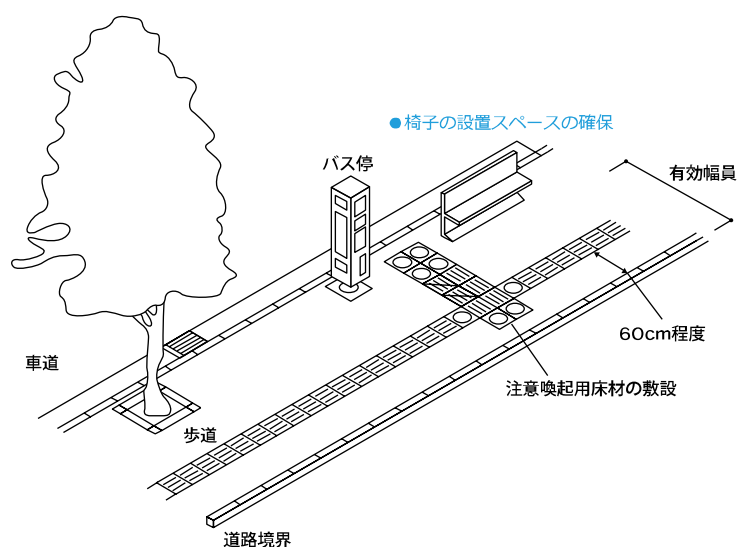
断面図

特殊縁石

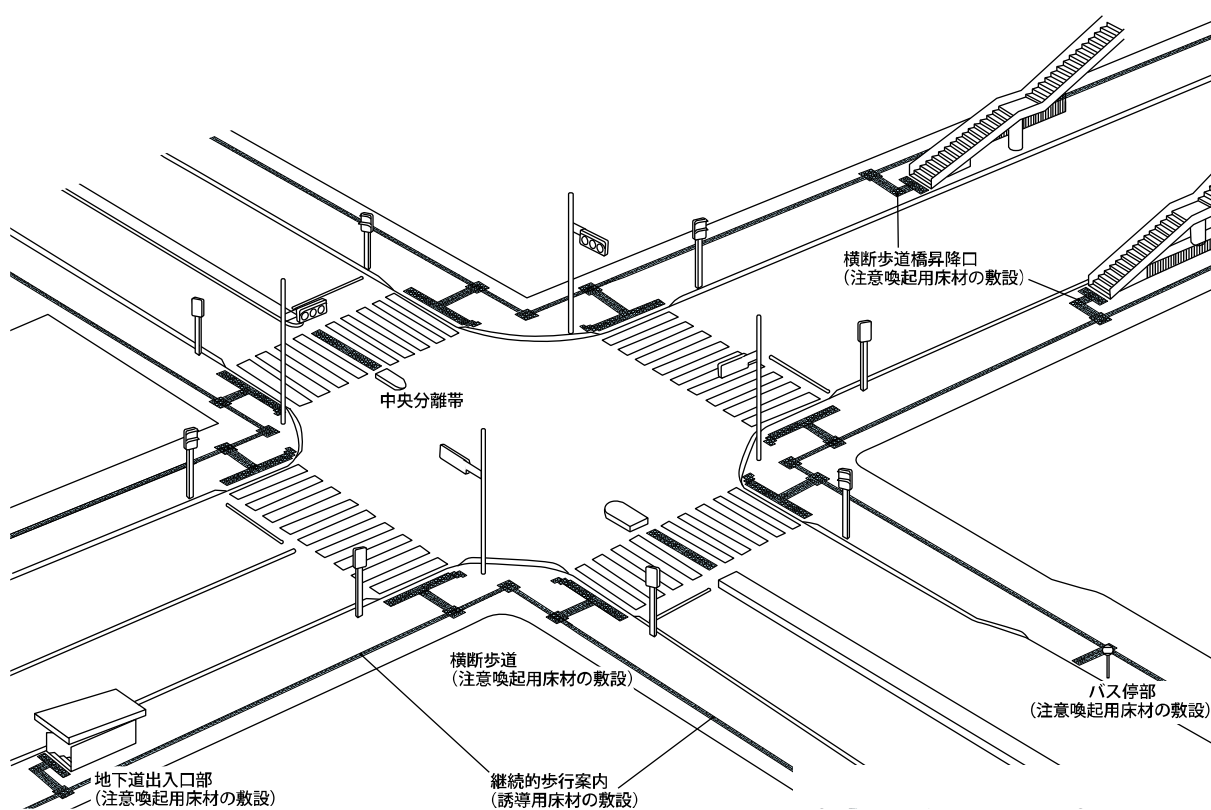
正面図



椅子及びバス停留所 [P.165 [(6) バス停留所・タクシー乗り場・路面電車停留所] 参照]



視覚障害者誘導用床材、注意喚起用床材敷設例 [P.173 [(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照]



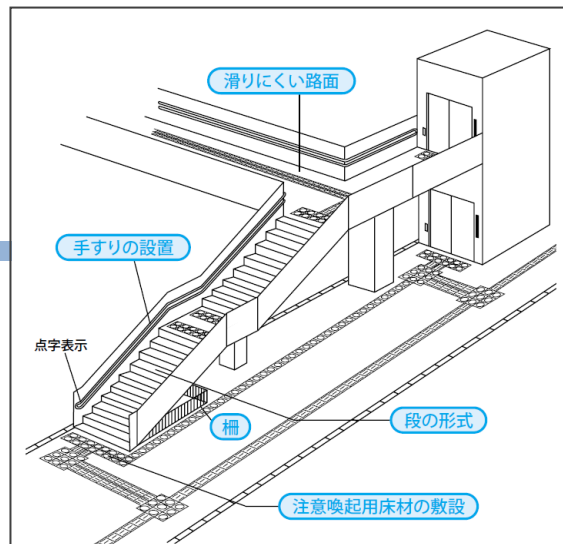
3道 路

(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道

設計のポイント

横断歩道橋や地下横断歩道などの立体横断歩道を設置する場合には、高齢者、障害者等が支障なく通行できるように配慮する必要があります。

- 階段や傾斜路、踊場には手すりが必要です。
- 階段の踏面と蹴上げは色の明度差が必要です。
- 踊場などには視覚障害者に注意を促す注意喚起用床材が必要です。
- 階段下面と歩道面の間が 2.5m 以下となる部分には、視覚障害者等が入り込まないように柵など設置が必要です。



整備基準

【適用施設／道路（県が管理する道路法第 3 条第 3 号に規定する県道を除く）】

※県が管理する道路法第 3 条第 3 号に規定する県道は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく道路の構造の基準を定める条例」（平成 24 年岡山県条例第 81 号）が適用されます。

■ 整備基準

■ 基準の解説

- 1 階段、傾斜路及びその踊場には、**手すり^①**を設けること。
① [P.171 [(2) 手すり] 参照]
- 2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- 3 表面は、粗面とし、**又は滑りにくい材料^②**で仕上げること。
② [P.169 [(1) 床（路面）仕上げの目安] 参照]
- 4 踏面と蹴上げとの色の**明度、色相又は彩度の差が大きいこと^③**又は**踏面の先端部^④**とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の**明度、色相又は彩度の差が大きいこと^③**により段を容易に識別できるものとし、かつ、**つまずきの原因となるものを設けない構造^⑤**とすること。
③ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。[P.174 [(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照]
④ 段鼻のことです。
⑤ 蹴込板があり、段鼻が突出していないものをいいます。
- 5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、**注意喚起用床材を敷設^⑥**すること。
⑥ 階段の手前で注意をうながし、つまずきや転落を防止するとともに、終端で終わりの認識をうながし、空足を踏むことを防止します。

整備例

● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

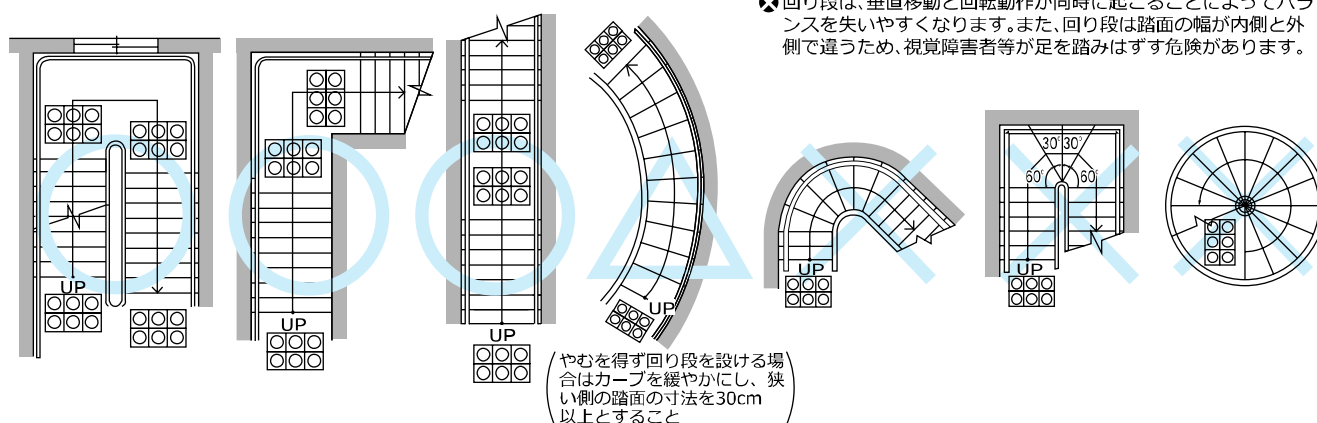
✕ 注意マーク

構造

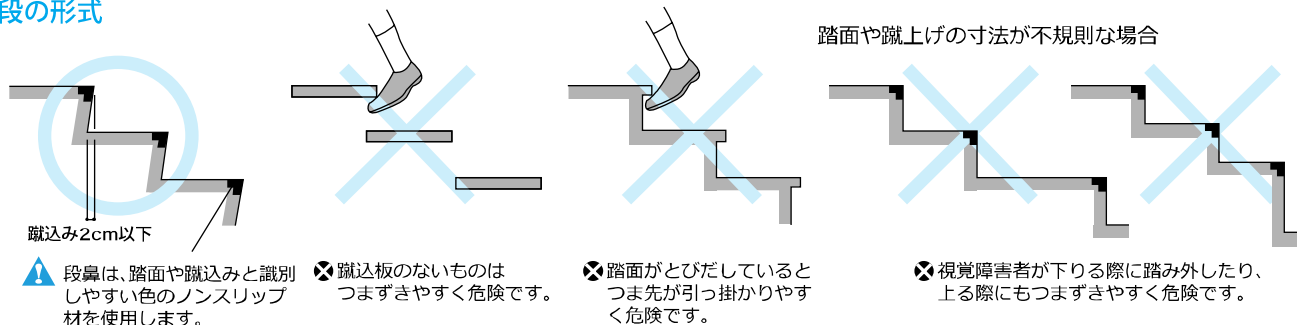
▲ 利用者の多い横断歩道橋及び地下横断歩道には、エレベーターの設置が望めます。

▲ 夜間や暗い場所、段差がある箇所では、転倒やつまずきに配慮して照明等の設置が望めます。

階段の形式



段の形式



立体横断施設技術基準 (建設省)

○ 階段の寸法

	標準	やむを得ない場合
蹴上高	15cm	18cm以下
踏み幅	30cm	26cm以上

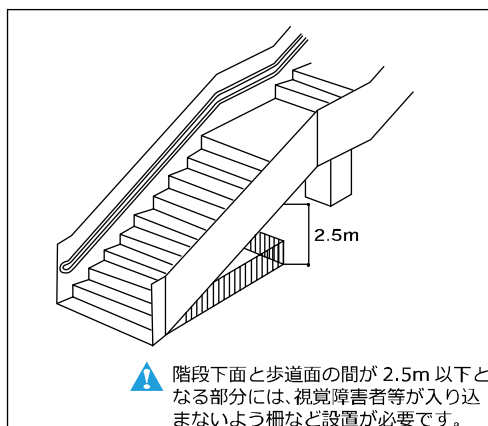
○ 踊場の踏み幅

直階段の場合	1.2m
その他の場合	階段の幅員

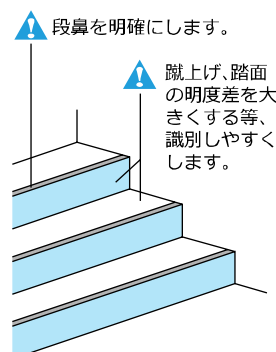
○ 横断歩道橋の最少幅員

昇降方式	通路の最小幅員	階段等の最小幅員	
		規定値	縮小値
階段	1.5m	1.5m	1.2m
斜路	2.0m	2.0m	1.7m
斜路付階段	2.0m	2.1m	1.8m

柵



階段の識別



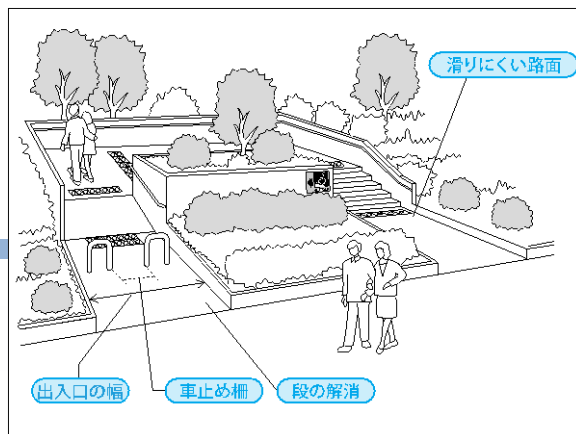
4公園等

(1) 出入口及び改札口

設計のポイント

公園の出入口及び改札口は地形的な条件を考慮しながら、高齢者、障害者等が支障なく出入りできるよう、必要な有効幅の確保や段差等に配慮する必要があります。

- 出入口は、車椅子使用者が安全かつ円滑に通過できる出入口が1カ所以上必要です。
- 改札口を設ける場合は、戸の構造に配慮が必要です。
- 車止めの柵の間隔に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／公園等】

■ 整備基準

■ 基準の解説

1 次に定める構造の出入口を1以上設けること。

- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げる。
- ロ 幅は、内法を120cm以上^②とすること。
- ハ 縦断勾配は、8%以下^③とすること。
- ニ 木に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段^④を設けないこと。
- ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ヘ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、90cm以上^⑤とすること。

- ① [P.169 [(1) 床(路面) 仕上げの目安] 参照]
- ② 車椅子と横向きの人がすれ違える寸法です。
- ③ 勾配8%は、車椅子が自力で昇降できる勾配の限度です。[P.37 [(2) 整備基準の寸法・勾配の考え方] 参照]
- ④ 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48 [(1) 出入口] 参照]
- ⑤ 屋外通路の場合、表面の凹凸や仕上の状態等により、車椅子が傾いたり、まっすぐに通行できない場合があるため、車椅子が通過できる最低の寸法[80cm]に10cmを加えたものです。

2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。

- イ 幅は、内法を80cm以上^⑥とすること。
- ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造^⑦とすること。
- ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段^④を設けないこと。
- ニ 床面は、水平とすること。

- ⑥ 車椅子が通行できる最低の寸法です。
- ⑦ 回転柵を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者に配慮して、別の出入口を設ける必要があります。

整備例

●条例による整備基準

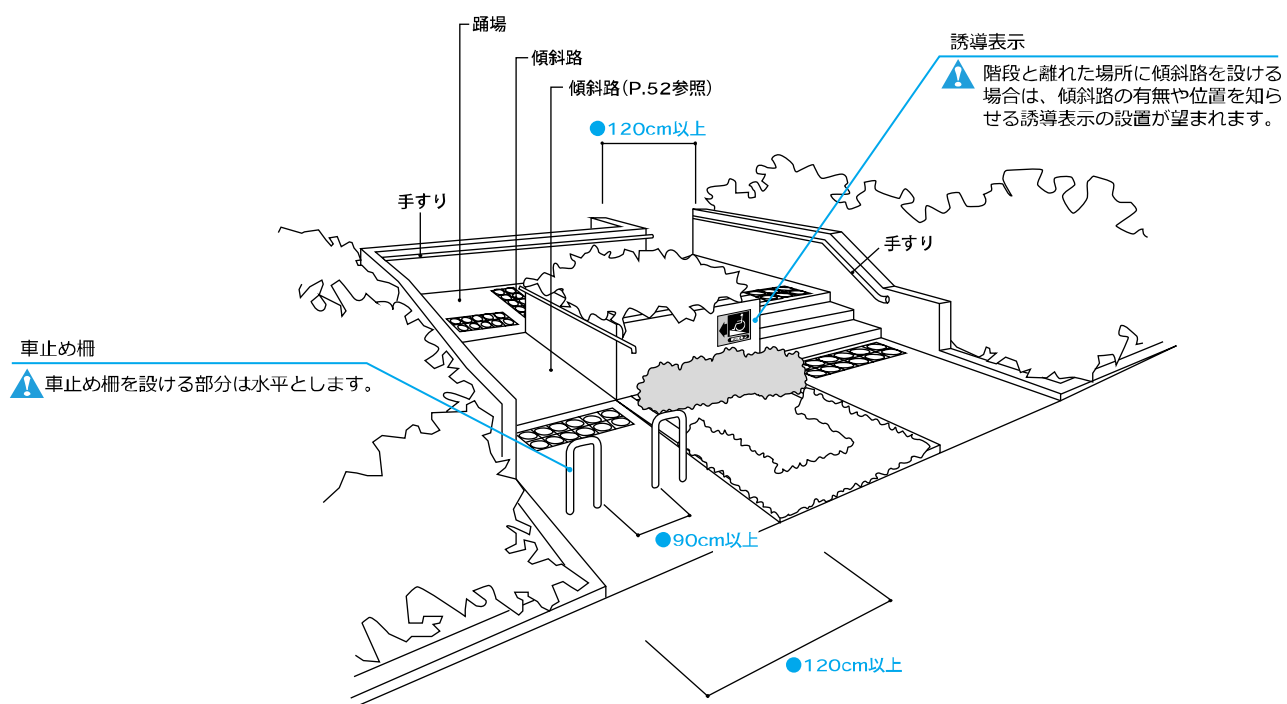
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲参考事例等

⊗注意マーク

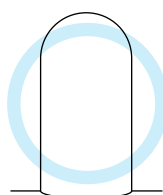
出入口

傾斜路を併設した例



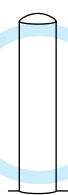
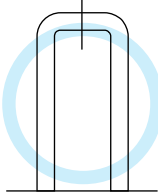
車止め柵

幅が広すぎると杖で認知できない場合があります。



円筒型

▲白杖で認知しやすい。

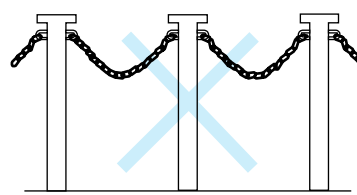


ゴム製

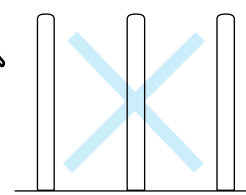
▲衝突しても倒れるため衝撃が少ない



バネ式



⊗チェーン式はチェーンの中央部が低く引っ掛かりやすく、歩く勢いで前に転倒しやすい。



⊗一本棒では、視覚障害者が白杖で認知するのが難しくぶつかりやすい。

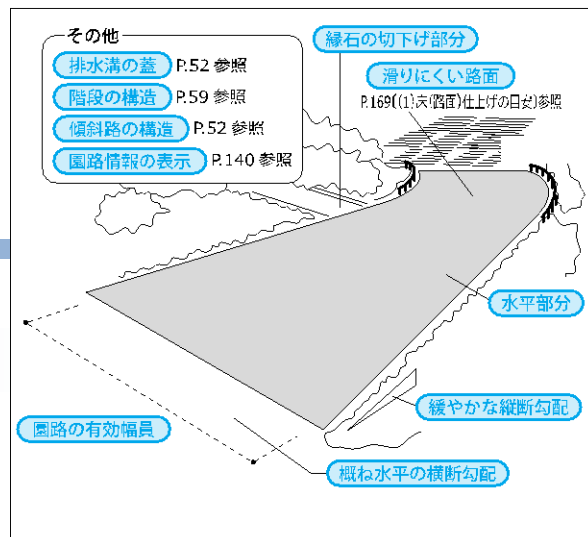
4公園等

(2) 園路①

設計のポイント

主要な園路は、高齢者、障害者等が支障なく通行できるように、必要な有効幅員の確保や段差、路面の仕上げ等に配慮する必要があります。

- 有効幅員は、120cm 以上とします。
- 段差や横断勾配に配慮が必要です。
- 縦断勾配は、出来るだけ緩やかな勾配（4%以内）が望まれます。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材が必要です。



整備基準

【適用施設／公園等（自然公園等を除く。）】

※自然公園の適用除外について

自然公園法に基づく自然公園は、自然の優れた風景地の保護を目的として指定された区域であり、当該区域内の風致を維持するために、現状の変更にかかる行為には一定の規制がかけられているため[園路]についての整備基準を除外しています。

■ 整備基準

- (1) の項に定める構造の**出入口又は改札口から便所又はあずまや若しくは休憩所に通ずる園路**^①のうち、1 以上の園路は、次に定める構造とすること。ただし、自然地形又は文化財の保護等の理由により**当該構造とすることが困難である場合**^②は、この限りでない。
 - イ 表面は、粗面とし、又は**滑りにくい材料**^③で仕上げる。
 - ロ 幅員は、120cm 以上とすること。
 - ハ 縦断勾配は、**8%以下**^⑤とし、かつ、横断勾配は、おおむね水平とすること。
 - ニ 4%以上の縦断勾配の区間の長さが 50mを超える場合は、**50m 以内ごとに踏幅 150cm 以上の水平な部分を**^④設けること。
 - ホ 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅及びすりつけ勾配は、それぞれ 120cm 以上及び **8%以下**^⑤とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる**段**^⑥を設けないこと。
 - ヘ 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、**つえ及び車椅子のキャスター等が落ち込みにくい構造の溝蓋**^⑦を設けること。
- 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。
 - イ 幅は、内法を 120cm 以上とすること。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - ニ 高低差が 300cm を超える場合は、高低差 300cm 以内ごとに踏幅 140cm 以上の踊場を設けること。
 - ホ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
 - ヘ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。
 - (1) 幅は、内法を **90cm 以上**^⑧とすること。
 - (2) 傾斜路の縦断勾配は、8%以下とすること。
 - (3) 高低差が 75cm を超え、かつ、縦断勾配が 5%を超える場合においては、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。
 - (4) 高低差が 16cm を超え、かつ、縦断勾配が 5%を超える傾斜がある部分には、**手すり**^⑨を設けること。
 - (5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (6) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、注意喚起用床材を敷設すること。

■ 基準の解説

- ① 車椅子使用者が公園を利用する場合、便所が少なくとも 1 力所以上利用できるようにするとともにあずまや又は休憩所が少なくとも 1 力所以上利用できるようにするためです。
- ② 自然地形又は文化財保護等の理由により、整備基準の適合が困難である部分（項目）のみを緩和しており、園路全体について適用除外するものではありません。
- ③ [P.140〔(2) 園路〕参照]
- ④ 車椅子で勾配のある長い距離の園路を移動することは困難であるため、50m 以内ごとに休憩可能なスペースを確保するものです。
- ⑤ [P.37〔2 整備基準の寸法・勾配の考え方〕参照]
- ⑥ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48〔(1) 出入口〕参照]
- ⑦ [P.52〔(2) 敷地内の通路〕参照]

⑧ 車椅子が通行しやすい寸法です。

⑨ [P.171〔(2) 手すり〕参照]

整備例

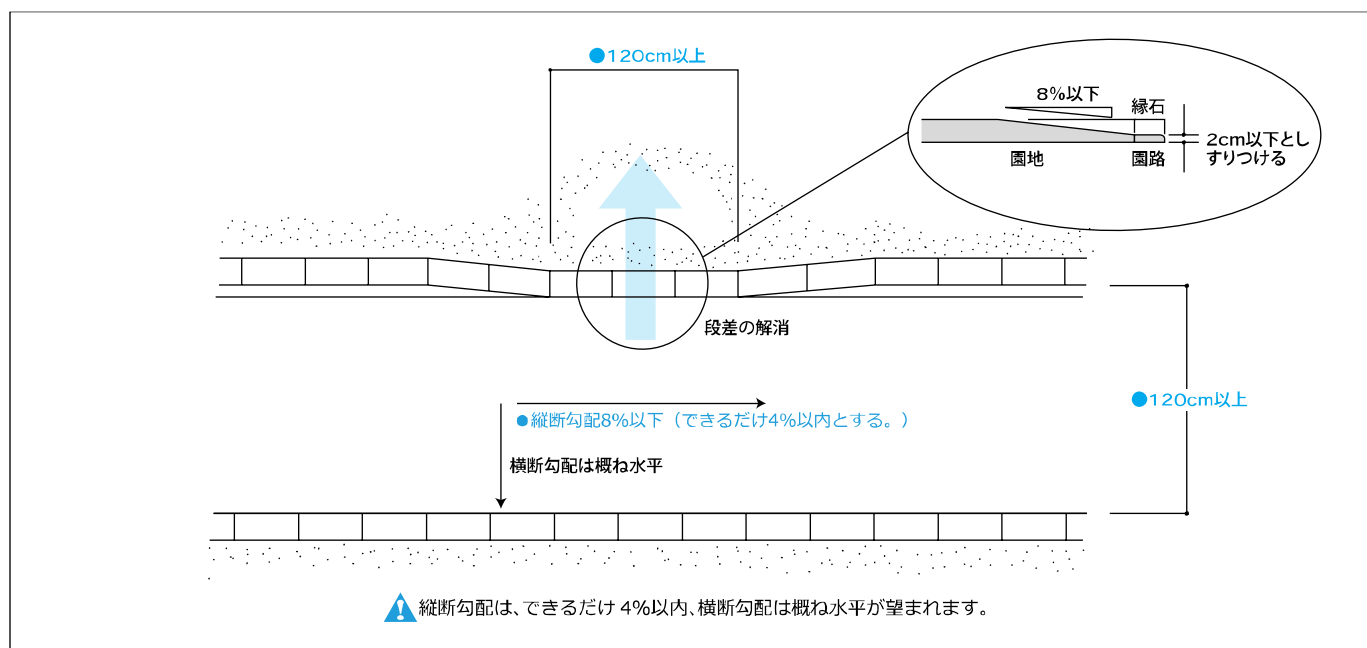
● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

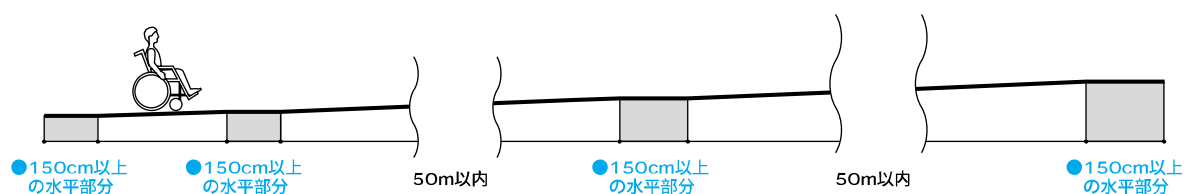
⚠ 注意マーク

勾配



水平部分

4%以上の勾配が50m以上続く場合



- ▲ 勾配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついたり、上りの時の負担になり危険です。
また、上りの時には休憩したり加速をつけるために水平部分が必要となります。
- ▲ 車椅子が通行する園路は、長い区間のスロープを設けないことが望まれます。

4公園等

(2) 園路②

整備例

●条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

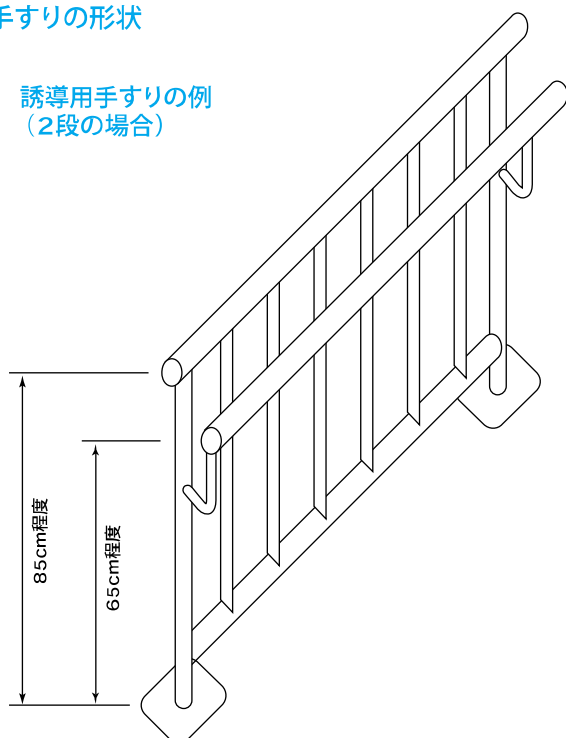
▲参考事例等

⊗注意マーク

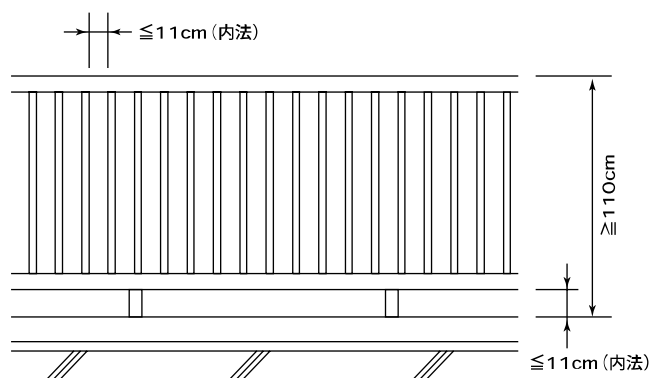
手すり

手すりの形状

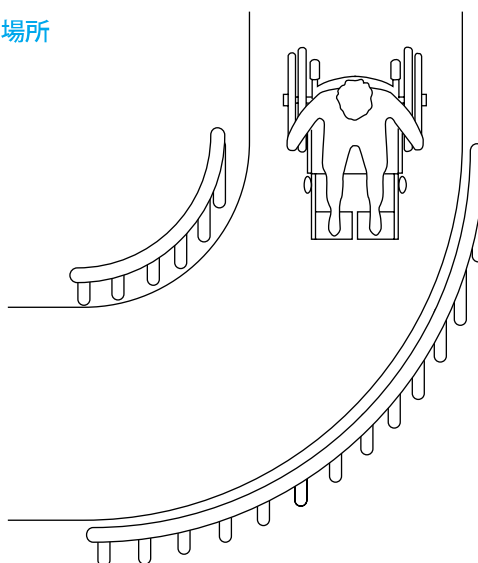
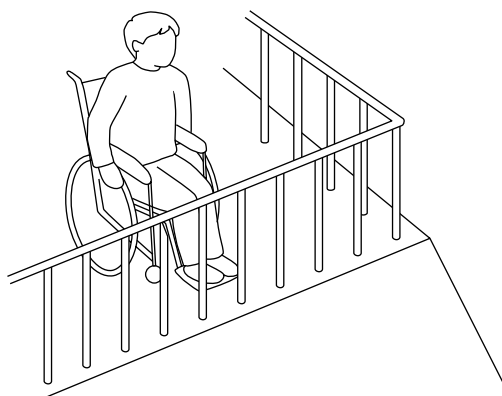
誘導用手すりの例
(2段の場合)



落下防止用柵の例



崖側や園路が折れ曲がる場所

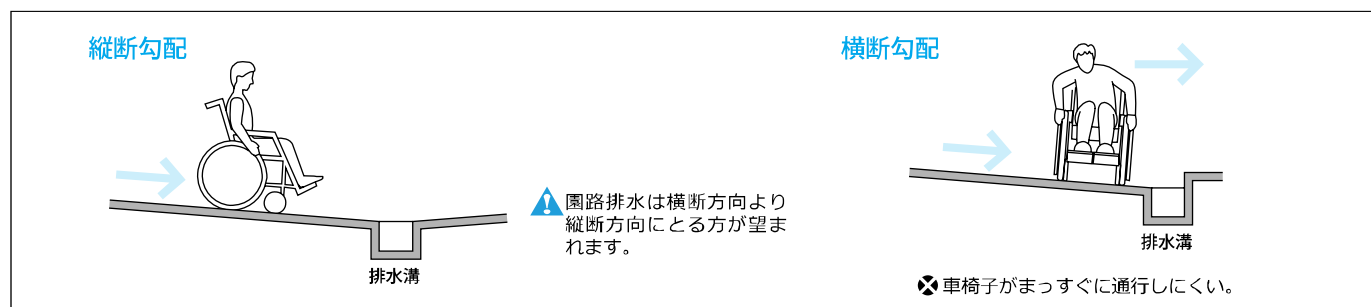


▲崖側や園路が折れ曲がる場所には柵などを設けます。

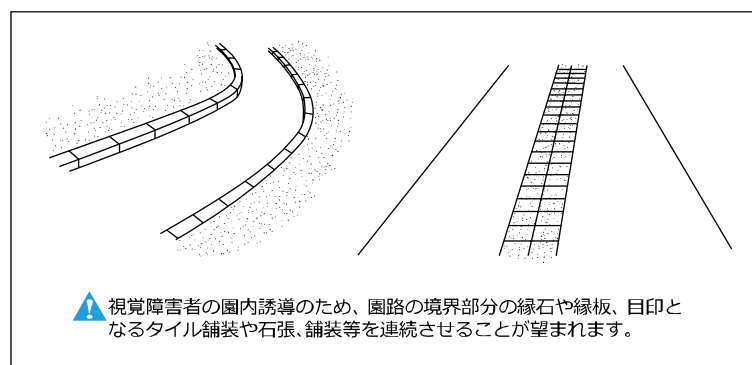
園路の仕上げと設計・施工上の配慮事項

表面仕上げ区分	通 行 性	配 慮 事 項
☐ アスファルト舗装 ☐ コンクリート舗装 ☐ 豆砂利洗い出し舗装	・一般に凹凸が少なく、滑りにくいいため通行しやすい。	・透水性に乏しいため、排水処理に配慮が必要となる。 ・透水性アスファルト舗装や透水性コンクリート舗装がある。
☐ レンガ舗装 ☐ タイル舗装 ☐ インターロッキング舗装 ☐ 木レンガ舗装	・レンガ等の目地の凹（窪み）が大きいと車椅子に振動が伝わりやすく、杖やつま先が引っ掛かりやすい。 ・路盤面が軟弱な場合、レンガ等が浮いたり傾いたりして凹凸が出来やすい。 ・素材や仕上げによっては、表面が濡れると滑りやすいものがある。	・できるだけ目地幅を詰める。 ・地盤の悪い場所や車が乗り入れる箇所等では、路盤の構造も含めて配慮が必要となる。 ・濡れても滑りくい材料を選択する。（特に傾斜面では配慮が必要。）
☐ 土系舗装	・一般に凹凸が少なく、滑りにくいいため通行しやすい。	・表面が柔らかく雨による浸食等により凹凸が出来やすいため、十分な維持補修が必要となる。 ・透水性に乏しいため、排水処理に配慮が必要となる。
☐ 芝舗装 ☐ 木チップ舗装	・表面が柔らかく、車椅子の通行は困難。	・車椅子の通行が予測される箇所には適さない。
☐ 砂利舗装	・締め固めをしない砂利敷きでは、車椅子の車輪が食い込みやすく通行は困難。	
☐ 石張舗装 （右欄の他、レンガ舗装の欄を参照）	・自然石等で表面の凹凸や目地が大きなものは杖使用者や車椅子による通行は困難。 ・磨き仕上げをしたものは、濡れると滑りやすい。	
☐ 小舗石張舗装	・表面に凹凸のある割肌のものは、車椅子に振動が伝わりやすい。	・小叩き仕上げ、ジェットバーナー・ポリッシュ仕上げ（JP）など凹凸が小さく滑りにくい仕上げとする。 ・車椅子の通行が予測される箇所には、割肌のものは適さない。 ・できるだけ目地幅を詰める。

排水勾配



縁石等の連続性の確保



園路情報の表示例



⚠ 園路の一部に高齢者、障害者等が通行しにくい箇所がある場合は、その情報を手前の分岐点や要所に表示することが望まれます。

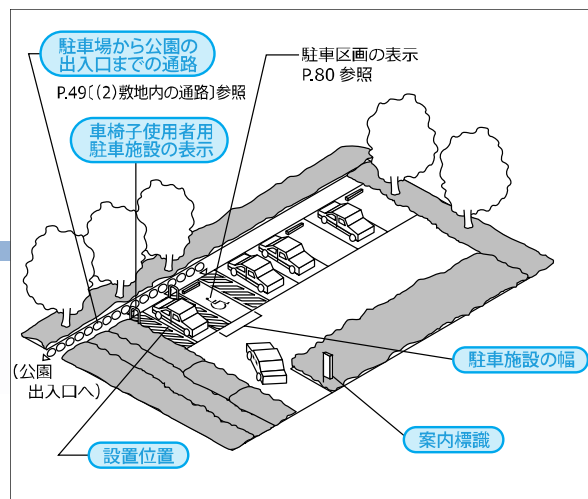
4公園等

(3) 駐車施設

設計のポイント

自動車は、高齢者、障害者等にとって有効な移動手段であるため、公園等には車椅子使用者用駐車施設の確保が必要です。また、車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口に至る通路は車椅子使用者等に配慮した整備が必要です。

□車椅子使用者用駐車スペースの設置位置や表示等に配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／公園等】

■ 整備基準

■ 基準の解説

多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を 1 以上（全駐車台数が 100 を超える場合にあっては、1 にその超える駐車台数 100 までごとに 1 を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる（1）の項に定める構造の出入口又は改札口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、（2）〔園路〕の項に定める構造のものとし、（1）の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

ロ 幅は、**350cm 以上**^①とすること。

ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

ニ 床面は、**水平**^②とすること。

①車体幅 210cm に、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（140cm）を加えた幅です。

②床面に傾斜がある場合、車椅子の乗り移りの際に滑って転倒する場合があります。

整備例

● 条例による整備基準

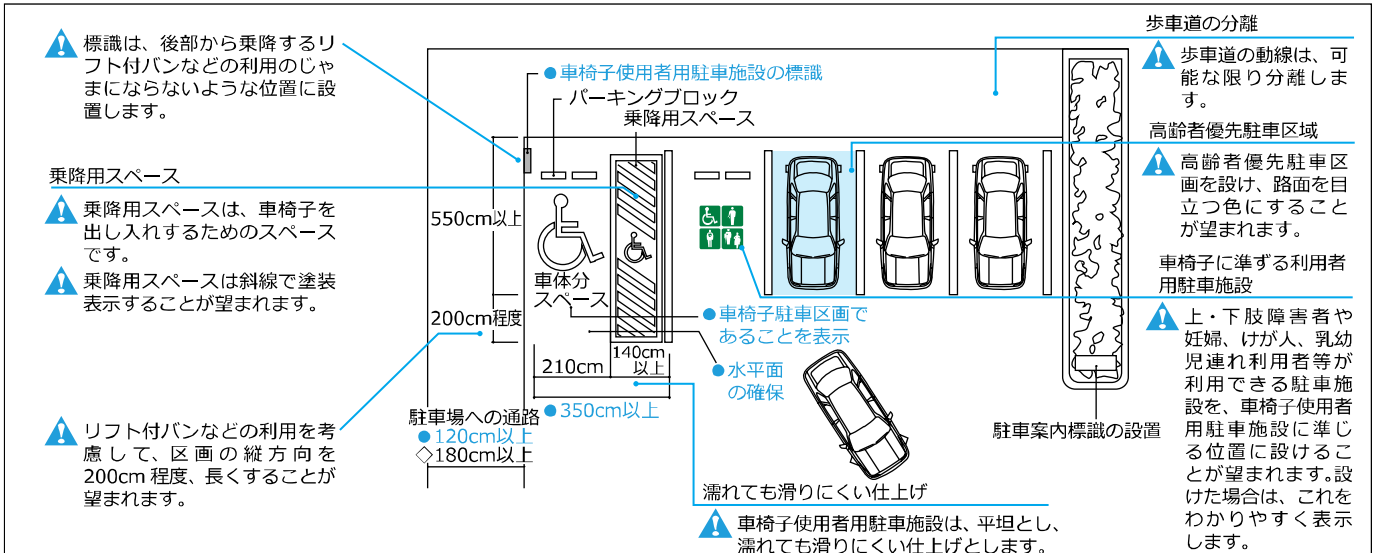
無印 標準的な寸法や配慮の例

 参考事例等

✕注意マーク

駐車場(車椅子使用者用駐車施設)の整備例

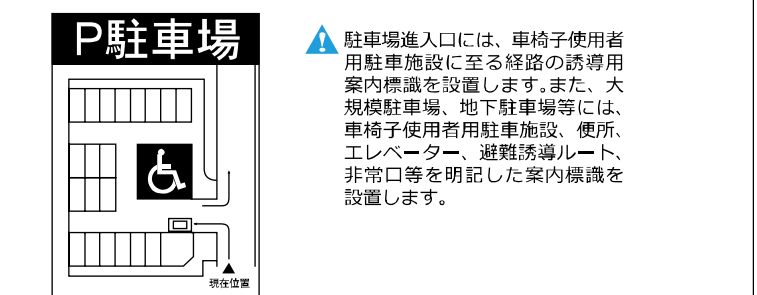
- ▲ 車椅子使用者用駐車施設の数には、公園等の利用目的、使用頻度など考慮して決定します。
- ▲ 後部から乗降するリフト付バンなどの特殊車両が利用する場合があるため、車椅子使用者用駐車施設の位置、区画面積に配慮します。
- ▲ 車椅子使用者用駐車施設は、車椅子使用者だけでなく、移動にハンディキャップのある全ての人が利用できる駐車区画とすることが望まれます。



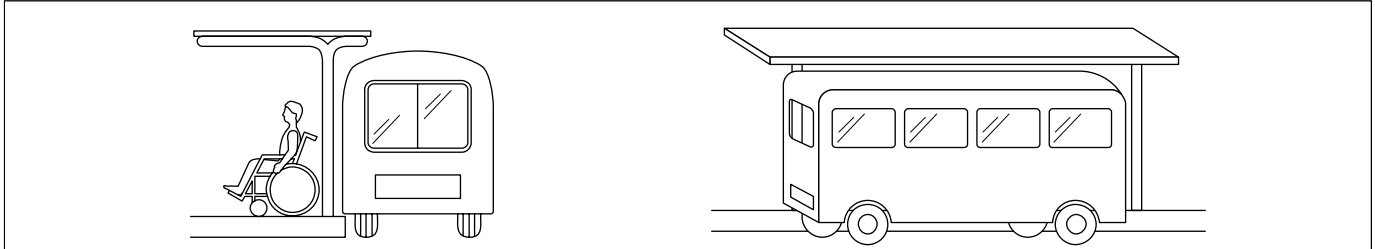
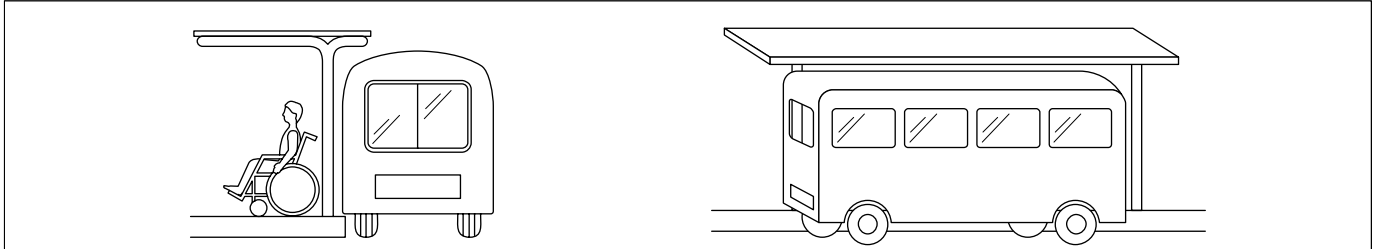
車椅子使用者用駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例



大型バスに対応した例



- ⚠ 多台数の車椅子が乗車できる大型バスが普及していることから、大規模な公園等には、大型バスの乗降場と庇の設置が望めます。

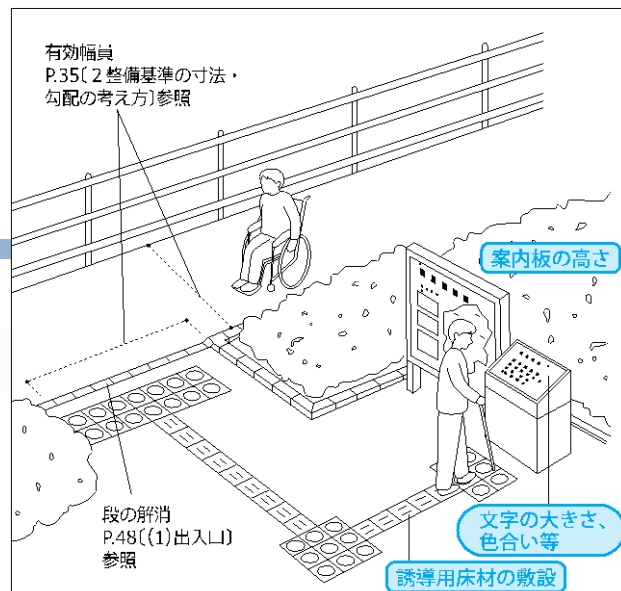
4公園等

(4) 案内表示等

設計のポイント

公園内の案内板や標識は、利用者の円滑な移動を誘導するための有効な手段であり、わかりやすく適切な位置に設置する必要があります。

- 案内板の高さや文字の大きさ、色等に配慮が必要です。
- 視覚障害者に対する配慮が必要です。
- 公園等の出入口やゲート付近など、わかりやすい場所に設置する必要があります。
- 携帯用の点字案内地図等があれば、視覚障害者の園内散歩や案内に有効です。



整備基準

【適用施設／公園等】

■ 整備基準

- 案内板を設ける場合においては、当該案内板は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、**理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等**^①のものとする。

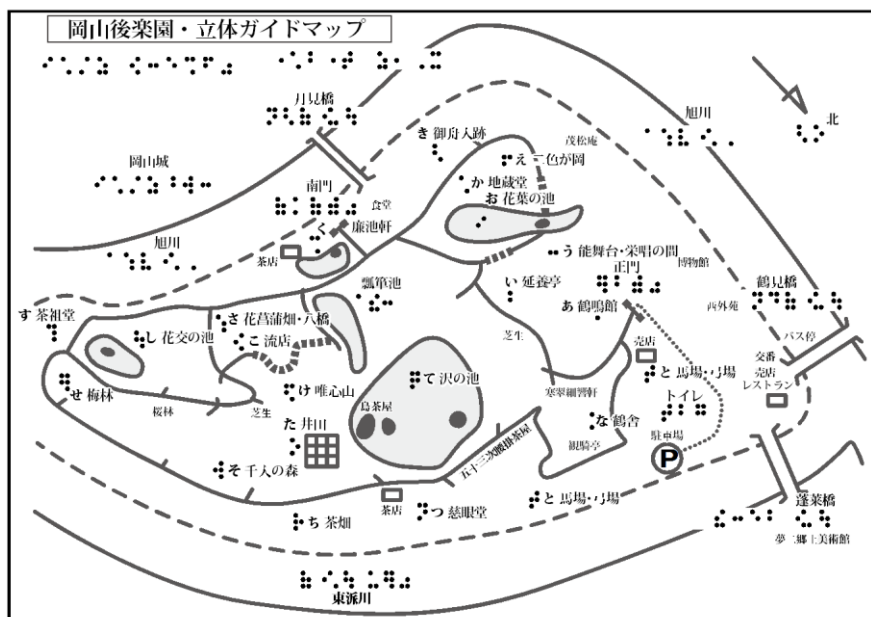
■ 基準の解説

① 車椅子使用者が見やすい高さに配慮するとともに点字表示の場合は視覚障害者が読み取りやすい高さになるように配慮する必要があります。
[P.151 [(3) 案内標識] 参照]、[P.197 [(8) ピクトグラム・絵文字等] 参照]

- 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、**必要に応じて**^②、音声により知らせる装置、誘導用床材等を敷設すること。

② 主要な出入口等から視覚障害者に対応した案内板まで誘導する必要があります。

【参考：岡山後楽園 触知案内図(来園者案内用)】



▲ 携帯用(園内案内用)の触知図等を作成し、借出しや配布することも効果的です。

(注) 実物は触知案内図と、その上に重ねられる文字(墨字)入りの透明なシートの2枚に分かれています。

整備例

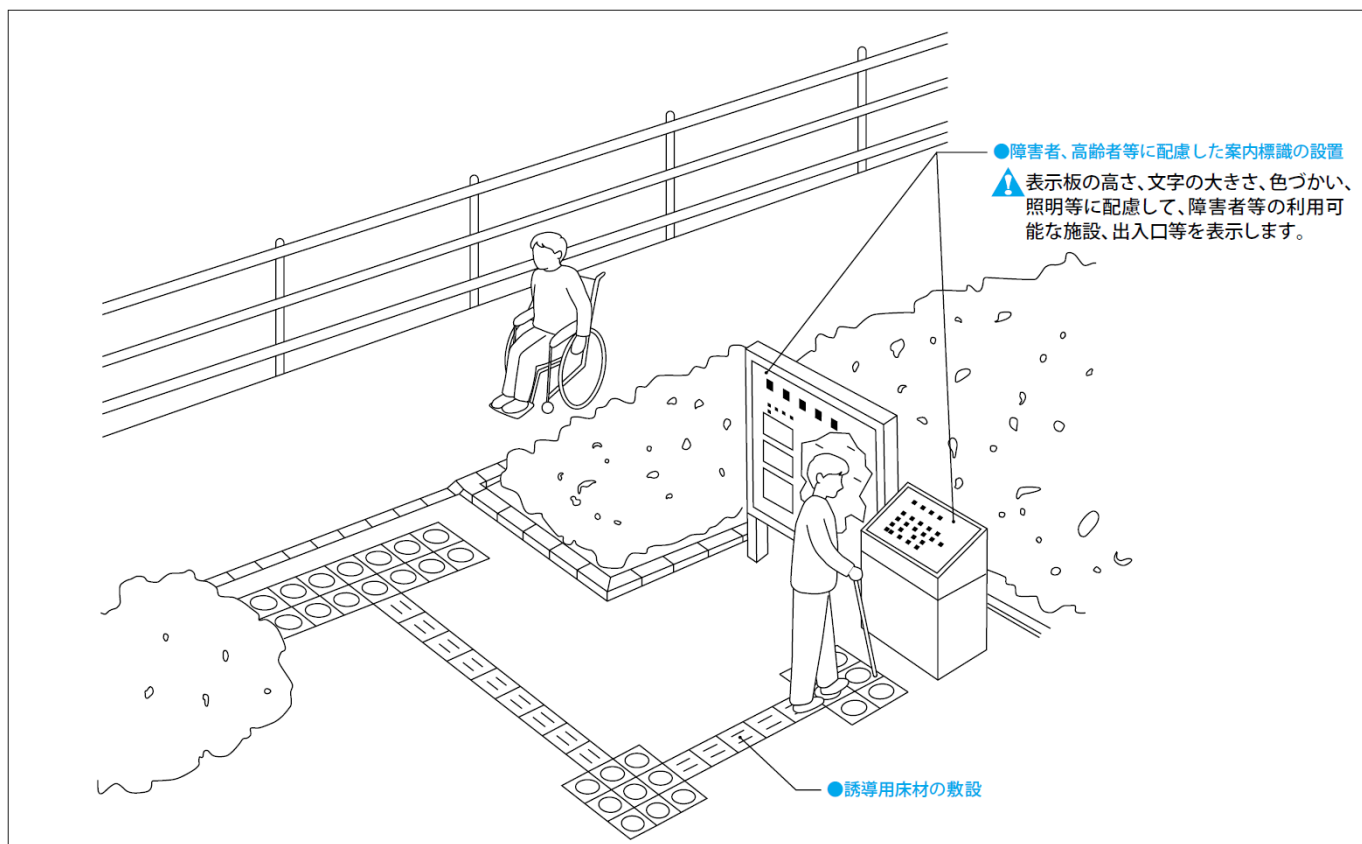
● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

案内標識

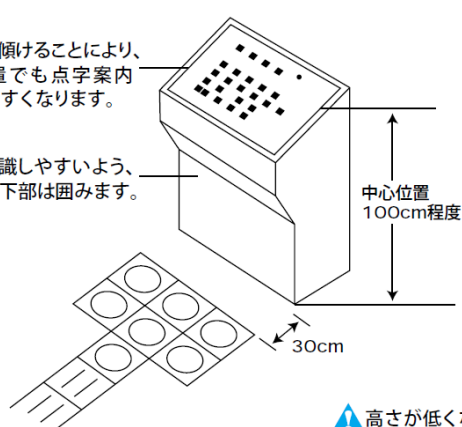


視覚障害者に対応した案内

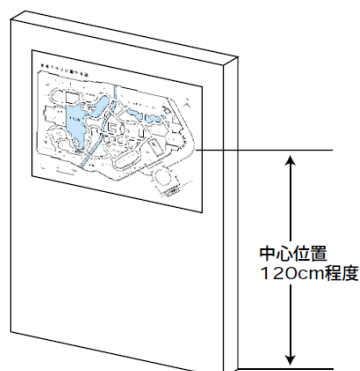
▲ 視覚障害者に対応した案内表示は、点字表示と墨字（通常の文字）を併記します。（健常者が視覚障害者に説明する際にわかりやすい）

▲ 案内板を傾けることにより、低い位置でも点字案内が読みやすくなります。

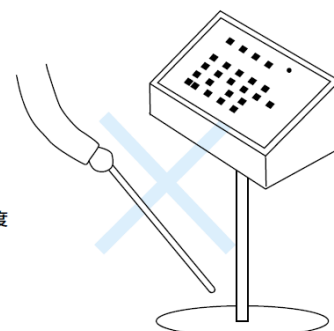
▲ 白杖で認識しやすいよう、案内板の下部は囲みます。



▲ 高さが低くなると点字案内が読みにくくなります。



⊗ 下部に空間があると白杖が触れず、衝突の原因となります。



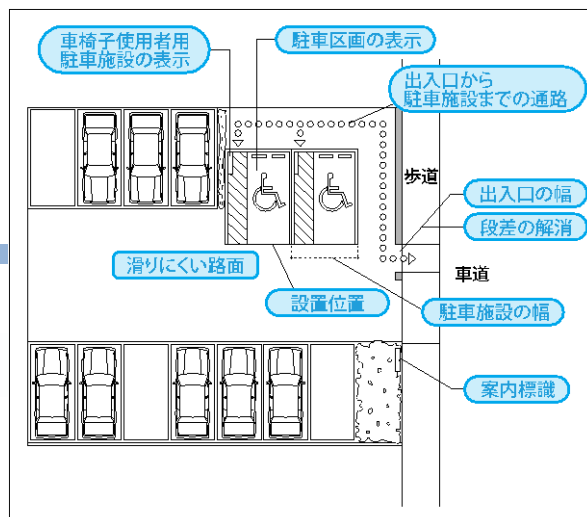
5路外駐車場

(1) 出入口

設計のポイント

自動車は、高齢者、障害者等にとって有効な移動手段であるため、整備にあたっては、高齢者、障害者等への配慮が必要です。

□歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車椅子の利用に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導等にも配慮が必要です。



整備基準

【適用施設／路外駐車場】

■ 整備基準

次に定める構造の出入口を1以上設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げることを。

ロ 幅は、内法を80cm以上^②とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段^③を設けないこと。

ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

■ 基準の解説

① [P.169 [(1) 床(路面) 仕上げの目安] 参照]

② 車椅子が通過できる最低の寸法です。

③ 高低差 2cm 以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。[P.48 [(1) 出入口] 参照]

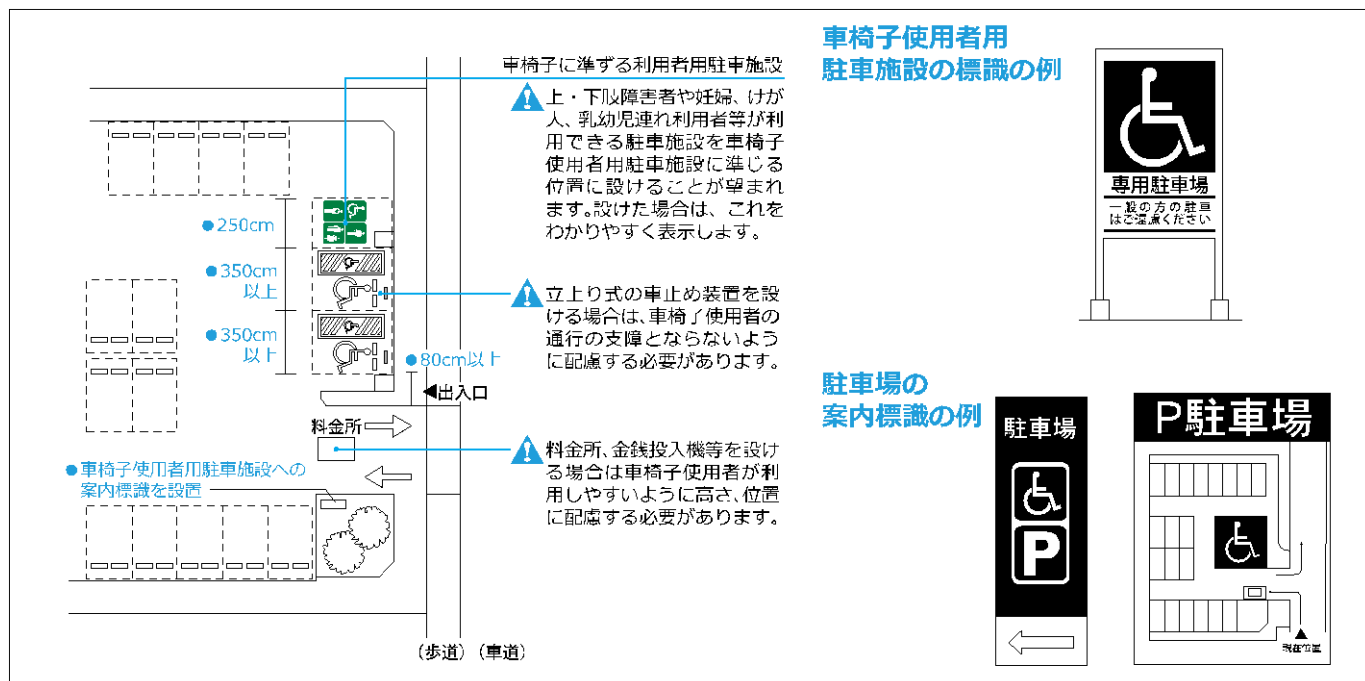
整備例

● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク



5路外駐車場

(2) 敷地内の通路

設計のポイント

道路及び車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る通路は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用できる必要があります。

- 歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車椅子の利用に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導等にも配慮が必要です。
- 障害のある人も、障害のない人と同じ経路を利用できるように配慮が必要です。

整備基準

【適用施設／路外駐車場】

■ 整備基準

(1) の項に定める構造の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- ロ 段を設ける場合においては、当該段^②は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、内法を 120cm 以上とすること。
- (2) 手すり^③を設けること。
- (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- (4) 高低差が 300cm を超える場合は、高低差 300cm 以内ごとに踏幅 140cm 以上の踊場を設けること。
- (5) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

- ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋^④を設けた場合は、この限りでない。

- 二 幅員は、120cm 以上^⑤とすること。

- ホ 高低差がある場合においては、へに定める構造の傾斜路又は 1【建築物】の部(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機^⑥その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

- ヘ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、内法を 120cm (段を併設する場合にあっては、90cm) 以上^⑤とすること。
- (2) 勾配は、1/12 (高低差が 16cm 以下の場合は、1/8) 以下^⑦とすること。
- (3) 高低差が 75cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える場合においては、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場^⑧を設けること。
- (4) 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- (6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相及び彩度の差が大いこと^⑨によりこれらと容易に識別できるものとすること。

■ 基準の解説

① [P.169 [(1) 床(路面) 仕上げの目安] 参照]

② [P.59 [(4) 階段] 参照]

③ [P.171 [(2) 手すり] 参照]

④ 杖の先や車椅子の前輪が隙間に入らないものとします。[P.52 [(2) 敷地内の通路] 参照]

⑤ 通路を車椅子が通行しやすく、車椅子と横向きの人がすれ違える寸法です

⑥ [P.91 [(10) 特殊構造昇降機] 参照]

⑦ 勾配 1/12 は、車椅子が通過できる勾配の限度としています。但し、高低差が 16cm 以下の短い傾斜路に限り 1/8 でも可能としています。[P.37 [整備基準の寸法・勾配の考え方] 参照]

⑧ 傾斜路が長くなる場合、車椅子使用者が途中で休憩や減速ができるように平坦部分を設けます。

⑨ 通路の傾斜部分を平坦部分と識別しやすくし、安全性を高めるための配慮です。[P.174 [(3) 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照]

整備例

[P. 49 [1. 建築物 (2) 敷地内の通路] 参照]

5路外駐車場

(3) 駐車施設

設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車椅子使用者用駐車施設の確保が必要です。

- 車椅子使用者用駐車施設は、建築物出入口に近い場所に設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車椅子使用者用であることの表示が必要です。
- 雨天や降雪時の車椅子等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望まれます。

整備基準

【適用施設／路外駐車場で全駐車台数が 20 以上のもの】

■ 整備基準

■ 基準の解説

多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車椅子使用者用駐車施設を 1 以上（100 を超える場合にあっては、1 にその超える駐車台数 100 までごとに 1 を加えた数以上）設けること。

イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる（1）の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、（2）〔敷地内の通路〕の項に定める構造のものとし、（1）の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

□ 幅は、**350cm 以上**^①とすること。

ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

ニ 床面は、**水平**^②とすること。

① 車体幅 210cm に、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（140cm）を加えた幅です。

② 床面に傾斜がある場合、車椅子の乗り移りの際に滑って転倒する場合があります。

整備例

[P.79〔1. 建築物（7）駐車施設〕参照]

6 目の不自由な人への配慮②

■ 介助の方法

● 出入口のドア（戸）

介助をする人は、ドア（戸）の前で立ち止まり、ドア（戸）の形式を説明することが重要です。また、ドア（戸）開閉に気を取られて足元の段差につまずくことがあるので、足元への注意も必要です。

ここでは、開き戸と引き戸の例を紹介します。

○ 開きドア（ドアを手前に開く場合）

- ① ドアの前で立ち止まり、「ドアの前です。右（左）手前に引いて開く形式です。」とドアの形式を説明します。
- ② ドアの取っ手側に介助をする人、丁番側に介助を受ける人が来るように立ちます。
- ③ 介助をする人は「開けますよ」と声をかけて、ドアの取っ手を手前に引きながら2人とも後ろへ下がります。
- ④ 介助をする人は「通りますよ」と声をかけて、ゆっくりと前進してドアを通過します。通過するときは、介助を受ける人のドアへの衝突を避けるため介助を受ける人の手をドアの縁に導きます。



○ 引き戸

- ① 戸の前で立ち止まり、「戸の前です。右（左）横に引いて開けます。」と形式を説明します。
- ② 戸の取っ手側に介助をする人、戸袋側に介助を受ける人が来るように立ちます。
- ③ 介助をする人は「開けますよ」と声をかけて、戸の取っ手を横に引きます。
- ④ 介助をする人は「通りますよ」と声をかけて、ゆっくりと前進して戸を通過します。通過するときは、介助を受ける人の戸への衝突を避けるため介助を受ける人の手を戸の縁に導きます。



● 階段

- ① 階段の直前では立ち止まり、「階段です。上ります（下ります）」と声をかけてください。
- ② 介助をする人は、一段進んだ時に介助を受ける人の足が最初の段に掛かるのを確認してからゆっくりと進んでください。
- ③ 踊場や次の階に到着し階段が終わるときは、「この段で終わりです」と声をかけてください。
- ④ 階段に手すりがある場合は、手すりの状況やまわりの様子を伝えて、介助を受ける人にどういう通行方法がよいのかを聞いてみてください。

● トイレ

※トイレの利用は、介助を受けている側から言い出しにくいものです。「私もトイレに行きたいので一緒にどうですか」などとさりげない配慮が望まれます。

※異性を介助する場合は、同性の利用者に介助を依頼してください。

【ブース（便房）を使用する場合】

- ① トイレに入り、手洗いの位置を説明しブースの入口まで誘導する。
- ② ブース内の設備（便器の形式と向き、トイレットペーパーやフラッシュバルブの位置など）について詳しく説明してください。特に、トイレットペーパーやフラッシュバルブは実際に手を導いて説明しておくことが望まれます。
- ③ 介助をする人は手洗い場付近で待ち、介助を受ける人が方向がわからない場合は介助をします。
- ④ 手洗い場では、介助をする人が受ける人の手を水道の取っ手に導きます。



● 椅子への着席

椅子への着席は、介助を受ける人の手を椅子の背もたれに触れさせて、「椅子の背もたれですよ」と声をかけてください。

丸椅子の場合は、座るところに触れさせて、丸椅子であることを告げてください。

6公共工作物

(1) 信号機

設計のポイント

視覚障害者用信号機（音響式信号機）は、人通りの多い場所や付近に視覚障害者の学校や施設があり、視覚障害者の横断需要がある場所に、必要に応じて設けることが望めます。

- 音源は、横断歩道の両端とし、音源の近くには、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設が望めます。
- 音響は、平成 15 年に警察庁が制定した設置・運用方針により、異種鳴き交わし方式への統一が進められています。音量は、正常な聴力を有する者が横断歩道付近で聴取できる程度とします。
- 高齢者、障害者等が安全に横断できるよう、歩行者の[青]の時間の調整が必要です。
- 押ボタン式信号機は、誰もが使用しやすいよう、ボタンの位置や形状に配慮が必要です。

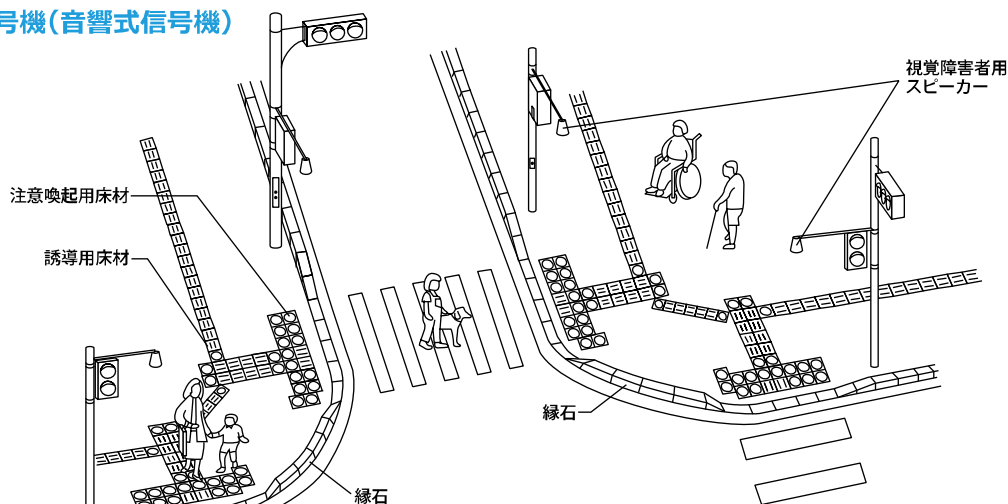
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

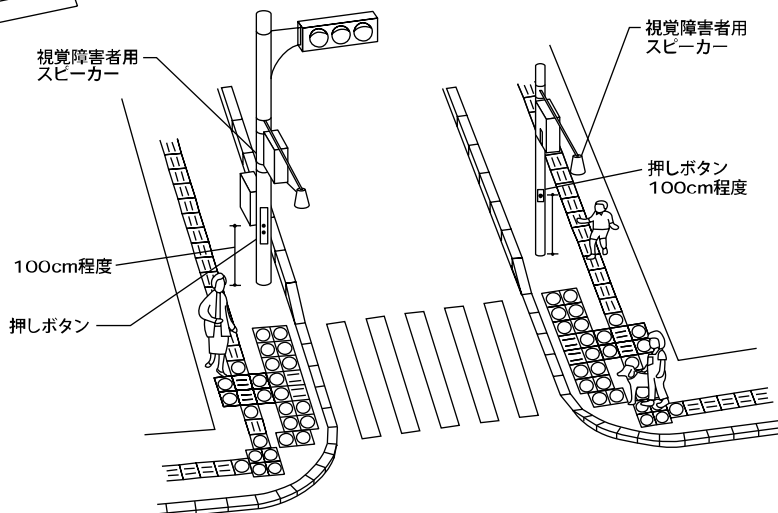
▲ 参考事例等

✕ 注意マーク

視覚障害者用信号機（音響式信号機）



押ボタン式信号機



6公共工作物

(2) 公衆電話ボックス

設計のポイント

公衆電話は誰もが利用できる通信手段とする必要があるため、車椅子の利用に配慮した公衆電話ボックスにすることが望まれます。また、高齢者や視覚障害者、難聴者等への配慮も望まれます。

- 出入口は、車椅子が通過できる幅 80cm 以上を確保し、段を設けない構造とします。
- 出入口の戸は、車椅子使用者が開閉しやすい構造とします。
- 車椅子が回転できるスペース（150cm×150cm 以上）を確保します。
- 電話機は、視覚障害者及び難聴者に配慮が望まれます。

[視覚障害者対応]

カードで利用できるものとし、カード挿入口に点字表示をします。

[難聴者対応]

音量増幅装置付きの受話器とします。

- 高齢者や歩行困難者の利用に配慮して、引き出し式の椅子や体を持たせ掛けるクッション付きの手すり等を設けることが望まれます。

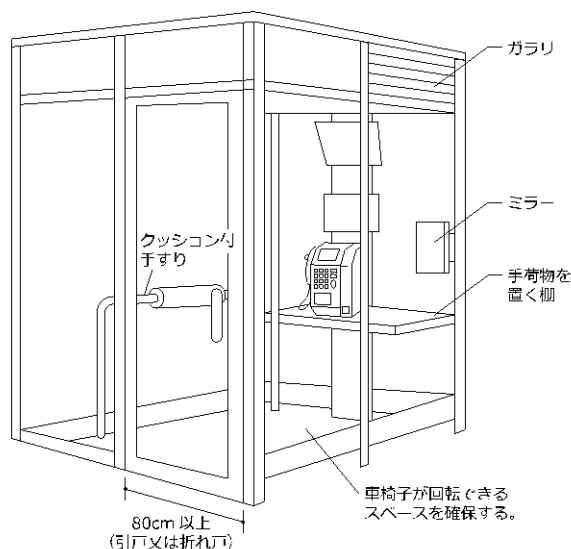
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

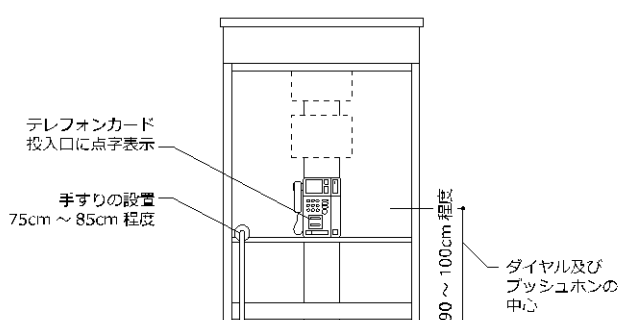
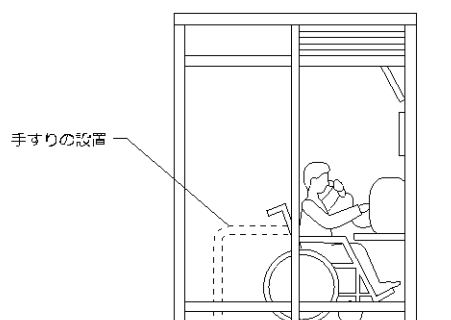
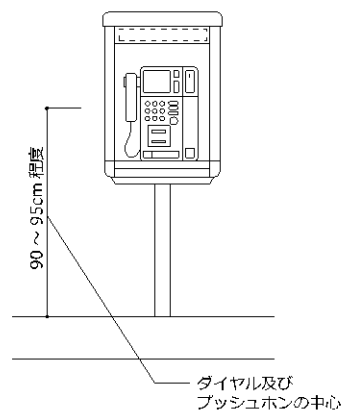
▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

ボックス型の参考例



キャビネットの参考例



6公共工作物

(3) 案内標識

設計のポイント

案内標識（サイン）は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいように、高さや文字の大きさ、色等に配慮するとともに、通行の支障とならない位置に設けることが望めます。

また、交通の拠点や観光地、中心市街地等では、地区全体のサイン計画を策定するなど、計画的に整備を図る必要があります。

- 吊り下げ式や上部突出式の場合、通行の妨げにならないよう、下端の寸法を十分に配慮します。
- 表示は、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインとし、明度、色相又は彩度の差に配慮が必要です。
- 案内用の図記号は、外国人等の共通の言語を持たない人への情報提供や、文字では判読できない距離からの視認化を図るため、統一的なピクトグラム（絵文字）を使用します。
- サイン表示の大きさ等を検討する際の視力は 0.5 程度に設定する必要があります。このことにより 1 人で歩ける高齢者の大半を対象にすることができます。
- 表示書体は、角ゴシック体の視認性が優れています。また、視認性から、遠・中距離には太ゴシック、近距離には中ゴシック等が望めます。

【参考：案内標識に関する資料】

サインの種別と表示例

○サインは誘導・位置・案内・規制の 4 種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。

- ・誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
- ・位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
- ・案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン
- ・規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン

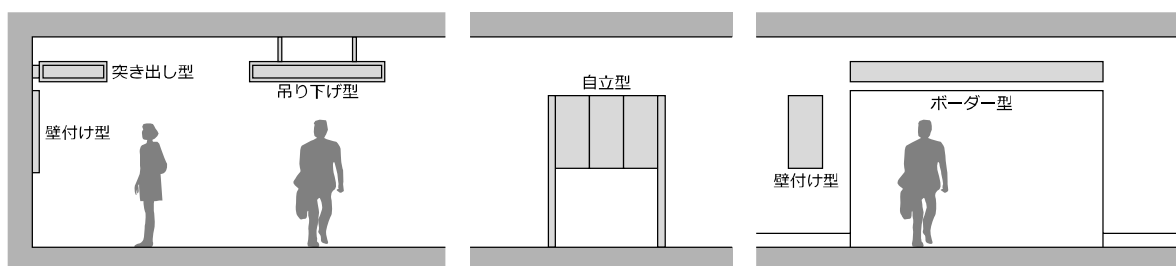
- 誘導サイン(吊下型などの形式を想定)
[複数の機能を備える便房のあるトイレ]



- 位置サイン(吊下型などの形式を想定)
[複数の機能を備える便房のあるトイレ]



設置形式の一般例



出典：公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック（（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）

表示方法

- 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して距離に応じた大きさを選択する。
- 掲示位置については、ロービジョン者等に配慮して、可能な限り、接近できる位置、視点の高さに配置する。
- 高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。
- サインの図式と地色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト※）を大きくすること等により容易に識別できるものとする。

※移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるがコントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

文字の大きさの選択の目安

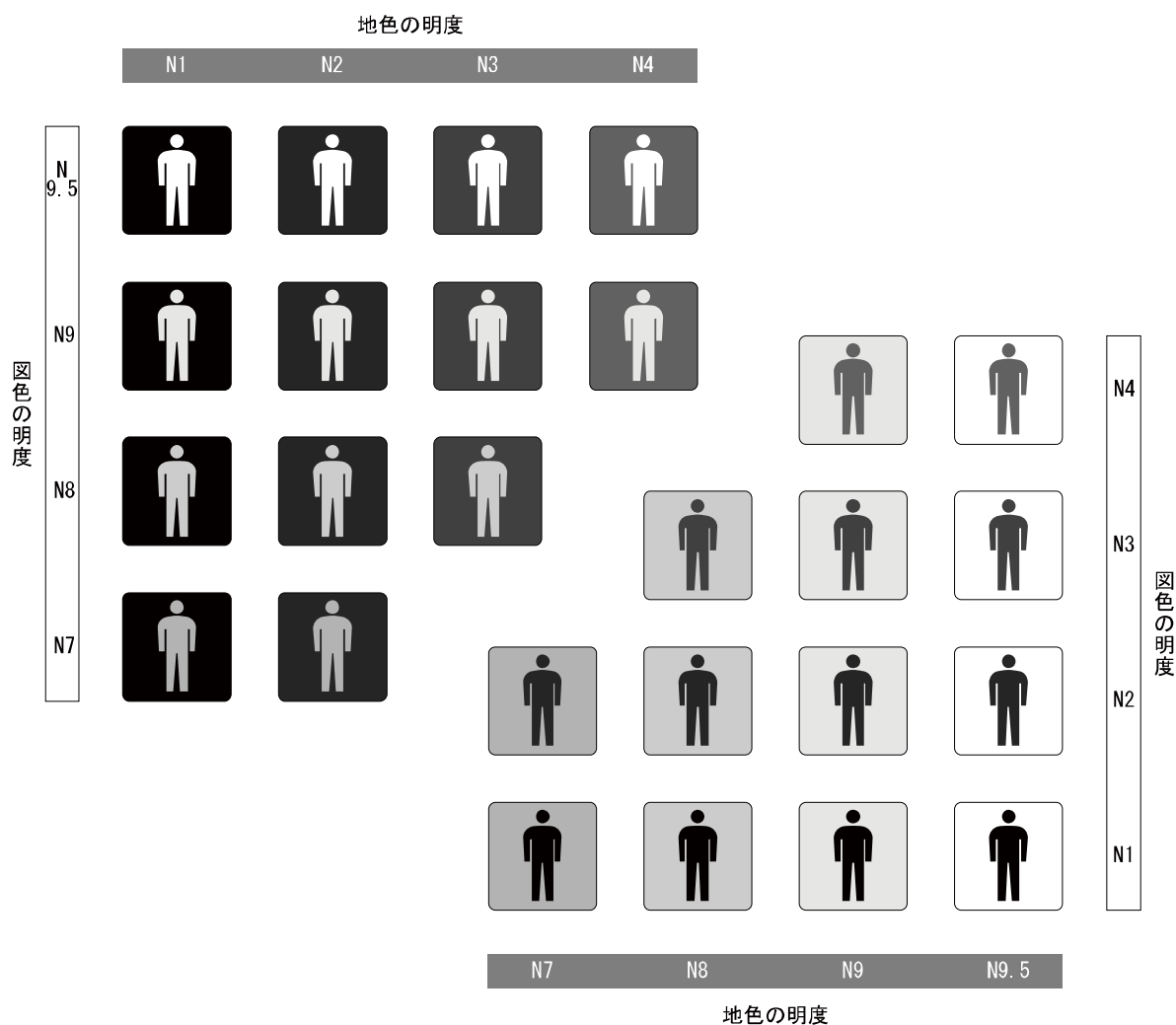
- 遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは 20m 以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは 4～5m 以下、案内サインの見出しなどは 10m 程度に視距離を設定することが一般的である。
- 下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判読できるように通常有効な文字の大きさを示したものである。
- 過度に長体化した文字は視認性が下がるため、それには適用できない（過度な長体化は避けるべきである）。
- 可変式情報表示装置を用いる場合にも、以下の表を参考として過度な長体化は避ける。

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

注) ここでいう視距離は、案内上必要な視対象・視認者間の距離を指し、サインの配置間隔を示すものではない。

図色と地色の明度対比例

- サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすい。

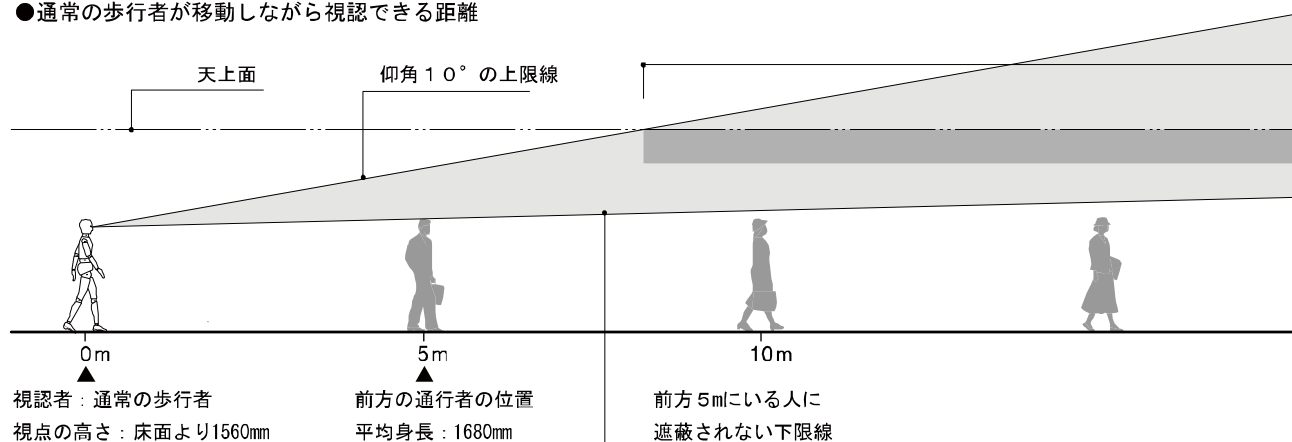


サインの掲出高さ

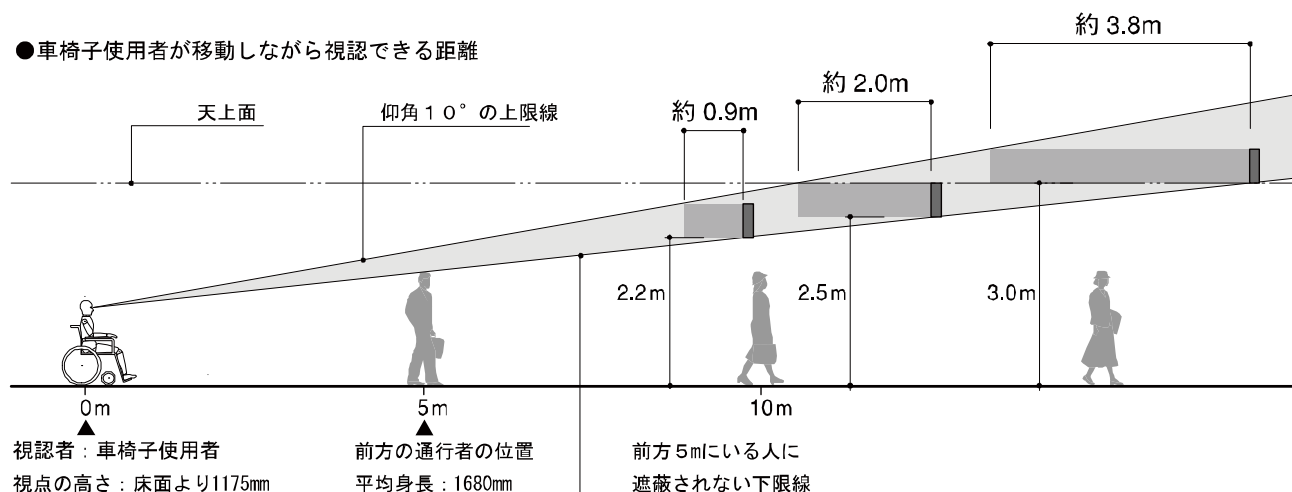
○遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくい。一般には仰角（水平からの見上げる角度） 10° より下が有効視野に入る範囲といわれている。また旅客施設では視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考えるべきで、その通行者より上が遮蔽するものがない見やすい範囲である。
- ・車椅子使用者の視点は低いので、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭い。従って一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離は、極端に小さい。
- ・図に示すとおり、混雑時に前方 5m の位置に他の通行者がいると想定すると、車椅子使用者が器具天地 50cm のサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを 2.2m、2.5m、3.0m、4.0m とした場合、それぞれ 0.9m、2.0m、3.8m、7.5m となり、視認が可能な時間に換算すると（移動速度を毎秒 1.1m として計算）それぞれ約 0.8 秒、1.8 秒、3.5 秒、6.8 秒となる。（通常の歩行者では、掲出高さが 2.5m の場合は、視認できる距離は約 29.8m、視認が可能な時間は約 27 秒である。）

●通常の歩行者が移動しながら視認できる距離



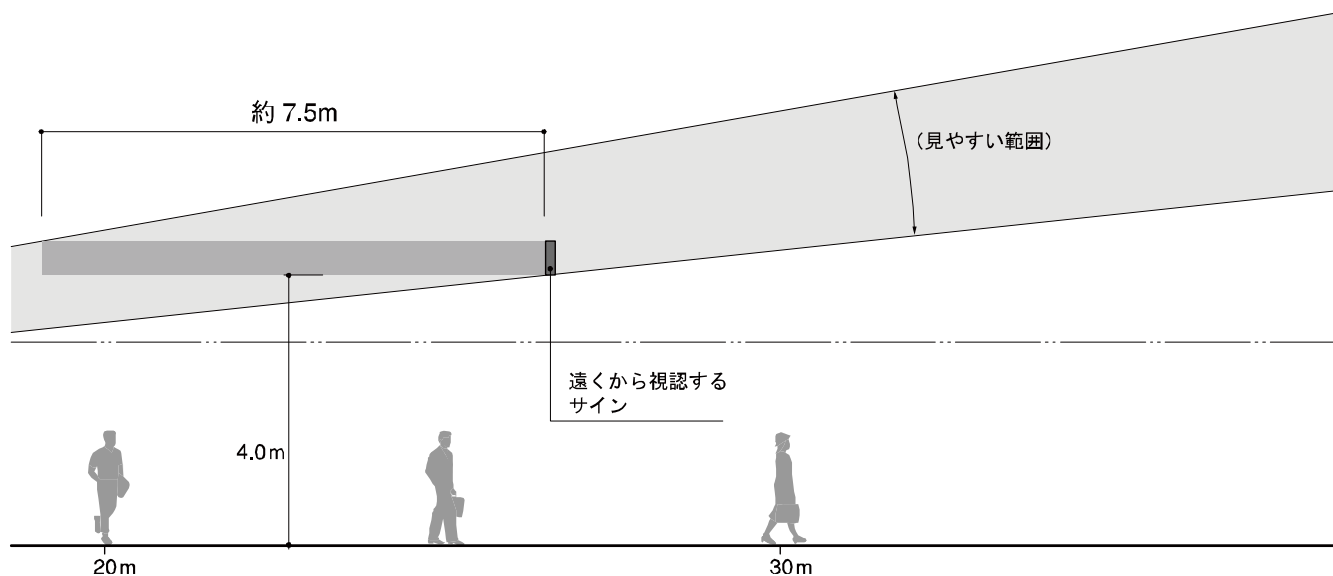
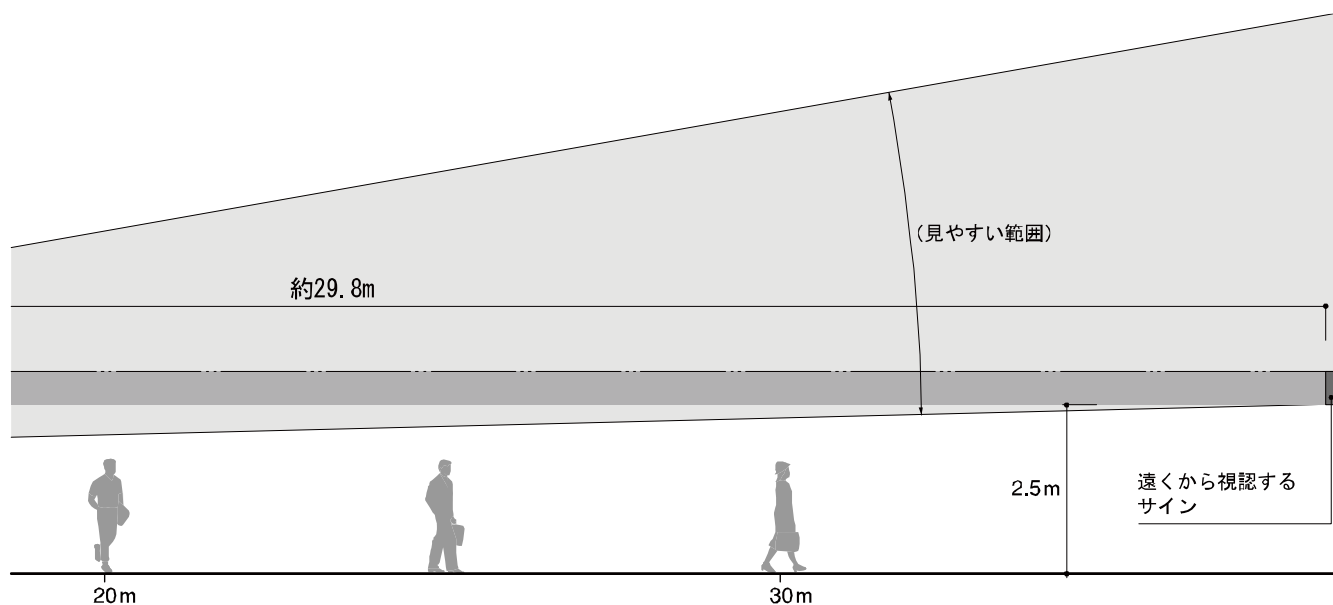
●車椅子使用者が移動しながら視認できる距離



- ・視認可能時間が短いと見落とす確率は高まり、情報を得ることが困難になる。
- ・このことから、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、視認想定位置から仰角 10°より下の範囲内で、極力高くするのが適当である。

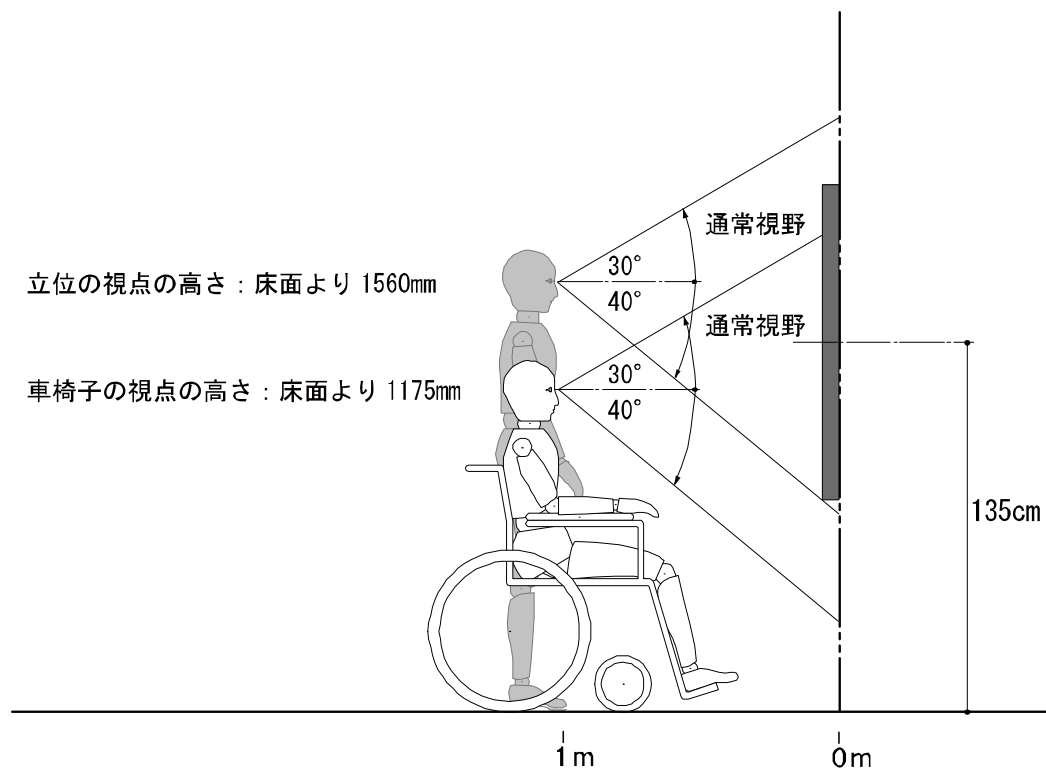
注 1) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲（有効視野）を、上方約 8°と記述している。

注 2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994 による。車椅子の座面高は JIS T9201:1987「手動車椅子」の中型（400mm）とした。（以下サイン関連参考図共通）



○近くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・対面するものを見る場合、車椅子使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおよそ 40cm 下がっている。
 - ・このことから、近くから見るサインを、立位の利用者と車椅子使用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の間である 135cm 程度と考えるのが適当である。
- 注) 下図の通常視野は、日本建築学会編「建築設計資料集 3 集」1980 (丸善) による。



出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成 30 年 7 月）※設置形式の一般例を除く。

6公共工作物

(4) 郵便ポスト

設計のポイント

郵便ポストは、車椅子使用者や視覚障害者が利用しやすいものとなるよう、投入口の位置や下部のスペースに配慮が望めます。

- 通行の支障とならない位置に設けます。
- 差し出し口の高さに留意します。
- 車椅子使用者が接近しやすいよう、ポストの下部にはスペースがあることが望めます。

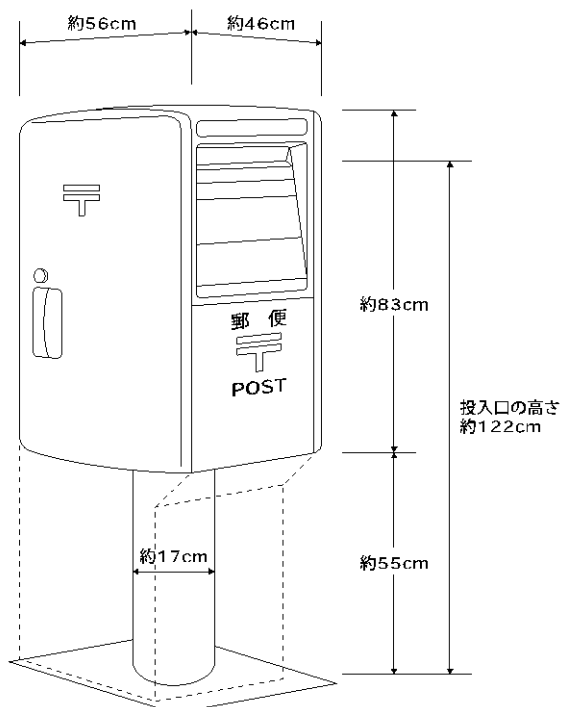
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

ポストの例



▲ 白杖で認識しやすいよう、下部を囲むことが望めます。

6公共工作物

(5) 自動販売機

設計のポイント

自動販売機は、車椅子使用者や視覚障害者が利用しやすいものとなるよう、操作ボタンや取り出し口の位置に配慮が望めます。

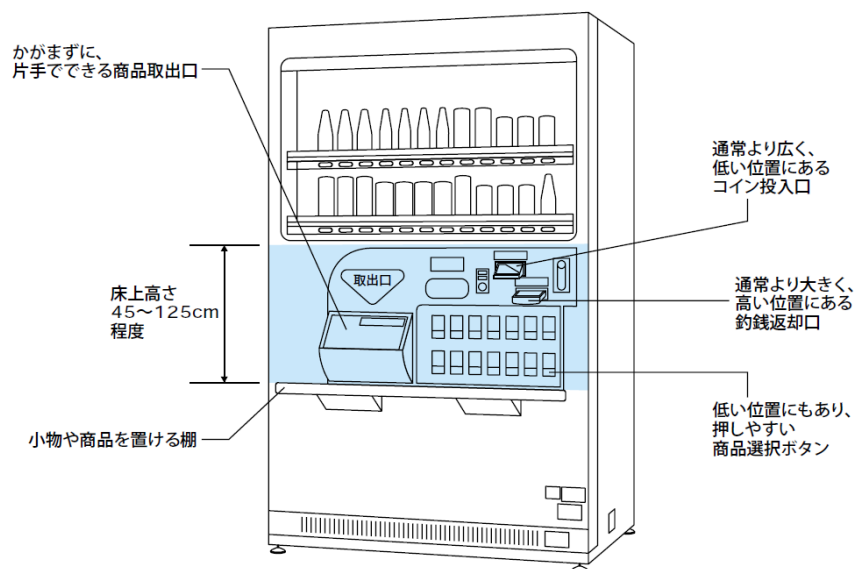
- 通行の支障とならない位置に設けます。
- コイン投入口や操作ボタン、取り出し口の高さに留意します。
- 操作ボタンには、品目や金額などの点字表示が望めます。
- 高齢者や弱視者に配慮してわかりやすく大きな文字での表示が望めます。

整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク



6 公共工作物

(6) 現金自動支払機 (CD) 及び 現金自動預払機 (ATM)

設計のポイント

現金自動支払機 (CD) 及び現金自動預払機 (ATM) は、車椅子使用者や視覚障害者が利用しやすいものとなるよう、操作ボタンの位置や機械の構造、機械前面のスペース等に配慮が望まれます。

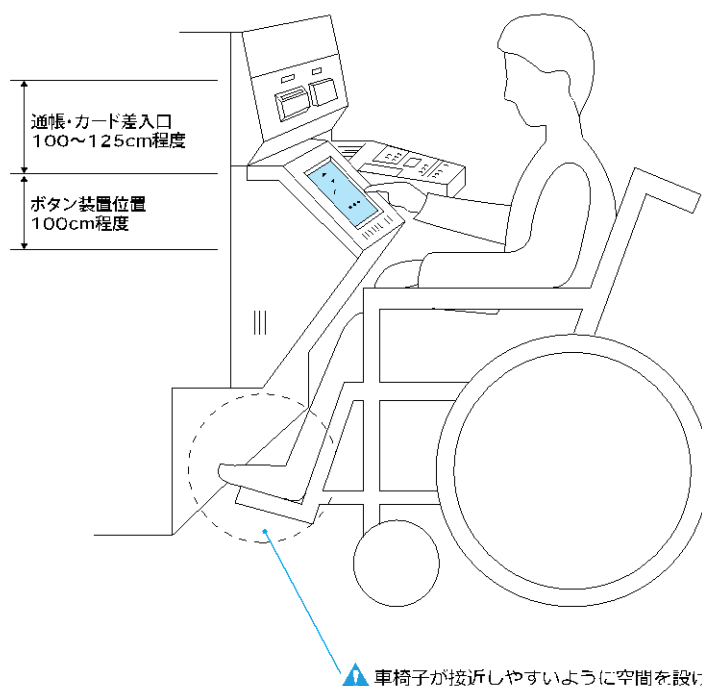
- 通行の支障とならない位置に設けます。
- 操作ボタンの高さに留意します。
- 操作ボタンには点字表示が望まれます。

整備例

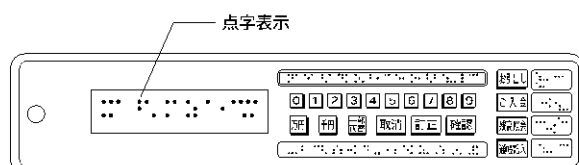
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク



現金自動支払機 (CD) 及び現金自動預払機 (ATM) 点字操作パネル



- ▲ タッチパネル式は、視覚障害者の利用に不便な場合があることから、1 台以上はボタン式を設置することが望まれます。

7その他

(1) 水飲み場

設計のポイント

水飲み場は、高齢者、障害者等が支障なく接近でき、利用できるよう、設置位置や構造に配慮が望まれます。

- 高齢者、障害者等を含む全ての人が近寄りやすい位置と構造に配慮が必要です。
- 車椅子使用者が利用できるスペースを確保します。

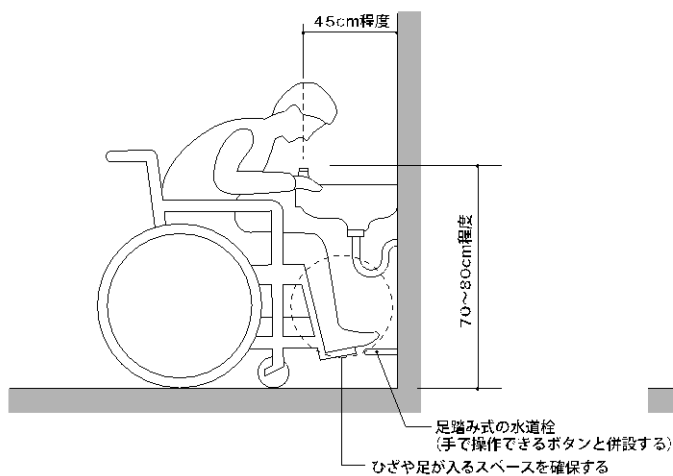
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

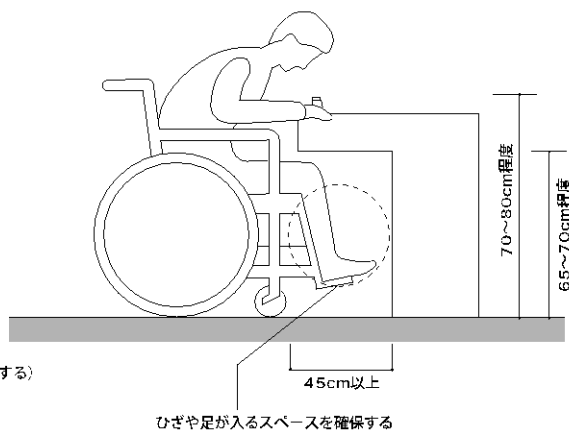
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

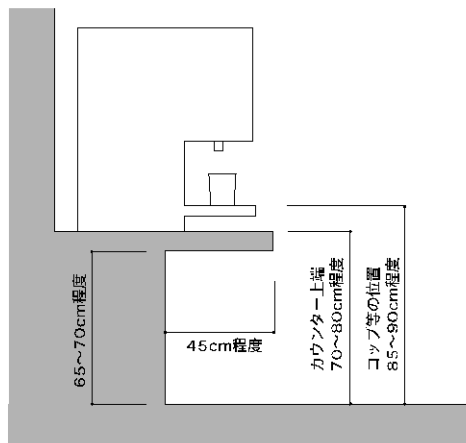
水飲み器(壁付型)の例



水飲み器の例



ウォータークーラーの例



7その他

(2) 野外卓

設計のポイント

野外卓を設置する場合は、高齢者、障害者等が利用しやすい位置や構造に配慮が望まれます。

- 多くの車椅子使用者が同時に利用する場合を想定して、車椅子が卓間を移動できる幅及び水平区間を確保することが重要です。
- 固定式の椅子を設置する場合、車椅子使用者と障害のない人が同時に使用できるように配慮が必要です。

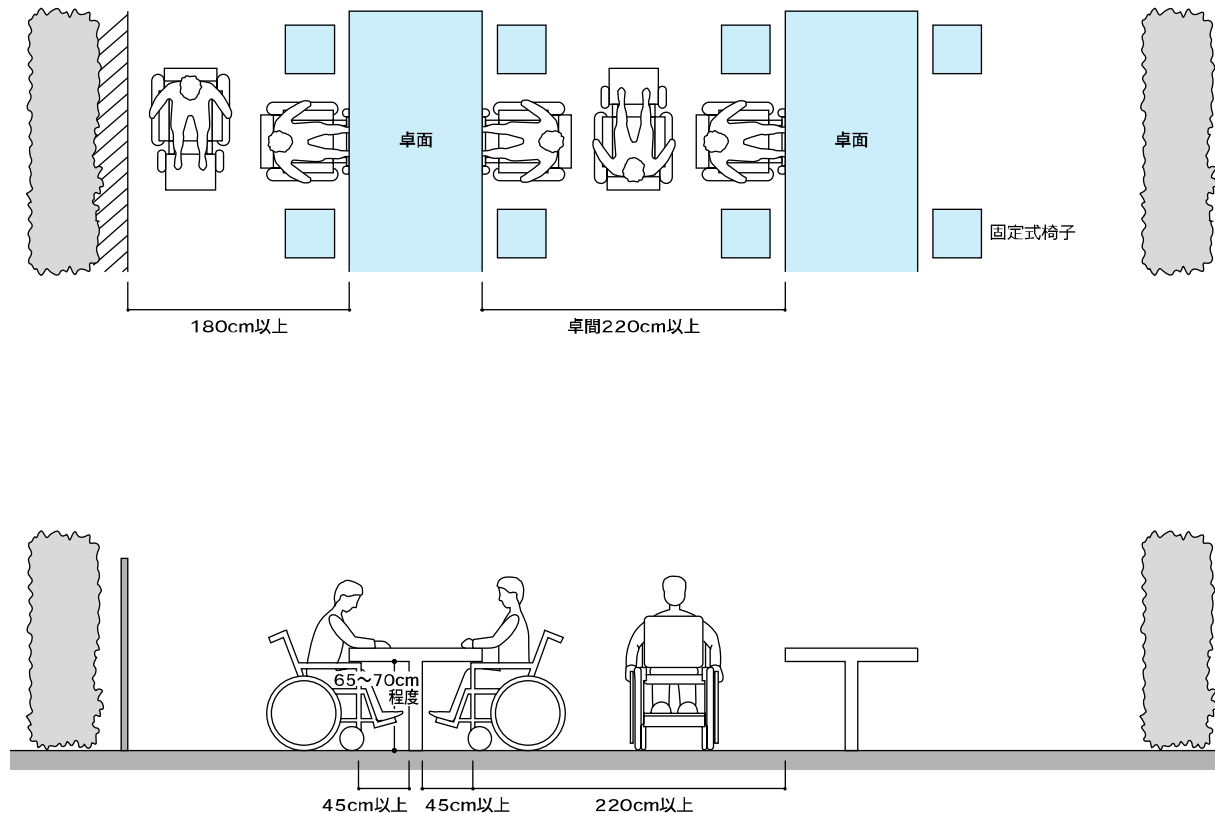
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

卓間の例



7その他

(3) 花壇等

設計のポイント

花壇等は、高齢者、障害者等が支障なく接近でき、容易に植物や水等に触れられるように、高さや形状に配慮が望めます。

- 高齢者、障害者等を含む全ての人が近寄りやすい位置と構造に配慮が必要です。
- 車椅子使用者が利用できるスペースを確保します。

整備例

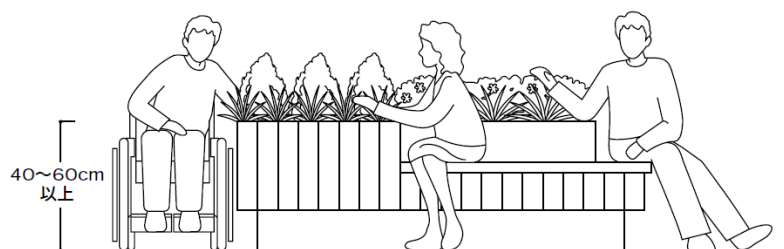
無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

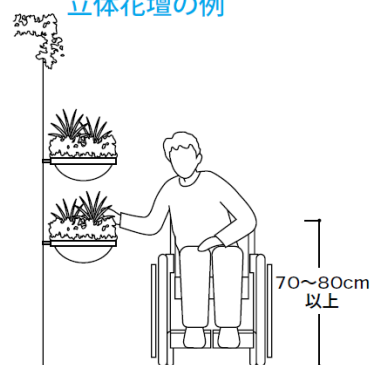
✕ 注意マーク

花壇等の配慮

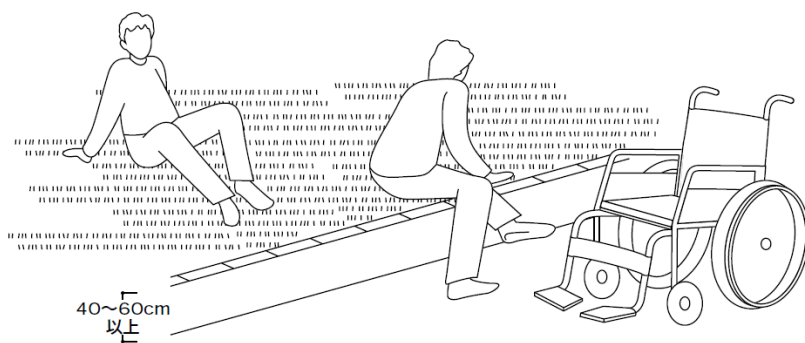
花壇とベンチを一体化した例



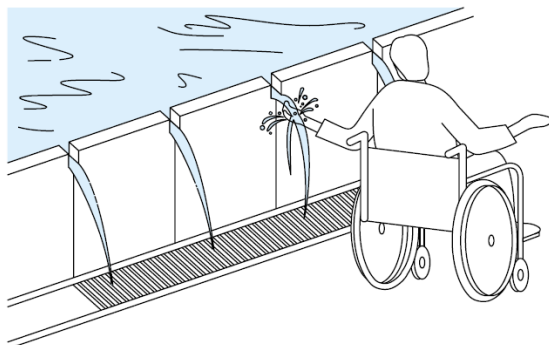
立体花壇の例



芝生広場の例



噴水の例



7その他

(4) 休憩所

設計のポイント

長時間の外出や長距離の歩行等に支障のある高齢者、障害者等が支障なく接近でき、利用できるよう配慮が望めます。

- 休憩スペース及び椅子等の設備を通行の支障とならない適切な位置に設置することが望めます。
- 喫煙場所と禁煙場所の区別に配慮が望めます。

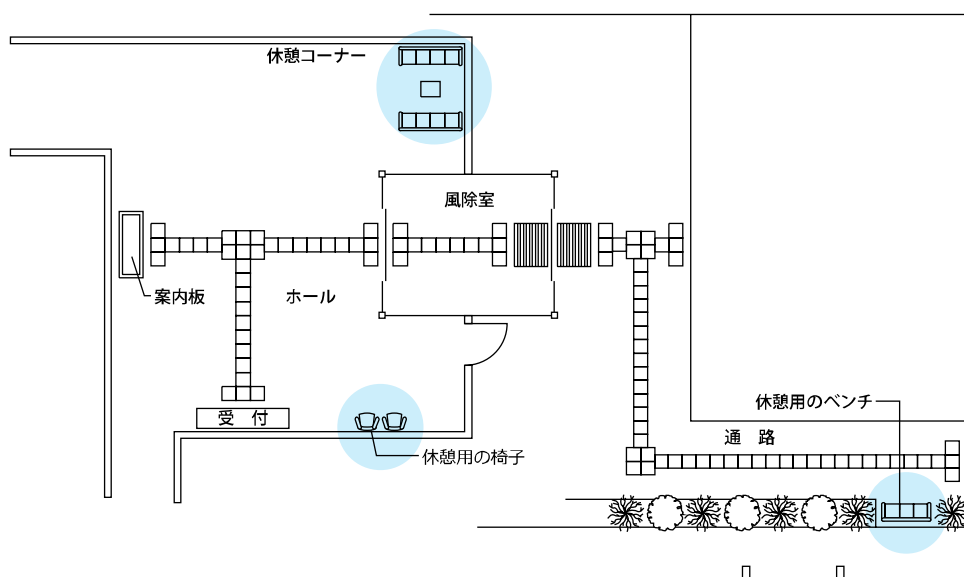
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

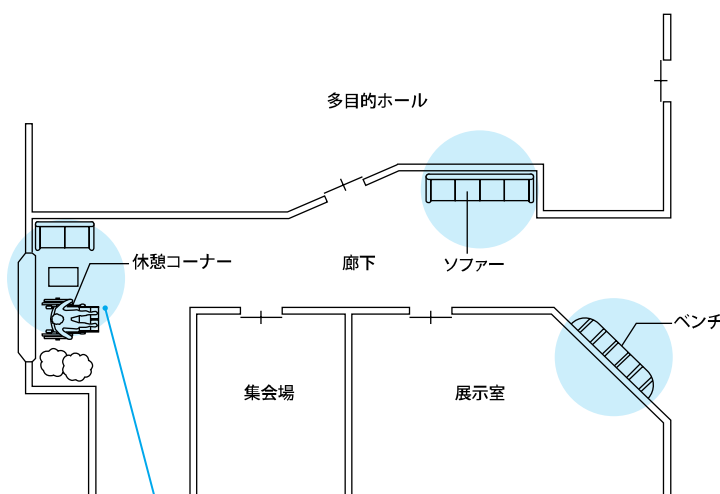
▲ 参考事例等

⚠ 注意マーク

休憩コーナー、椅子等を設ける場合



廊下等に設ける場合



▲ 車椅子のスペースを確保します。

歩道の場合は、[P.132(1)歩道／椅子及びバス停留所]参照]、
[P.165(6)バス停留所・タクシー乗り場・路面電車停留所]参照]

7その他

(5) スイッチ・コンセント類

設計のポイント

自力で操作する必要があるスイッチ及びコンセント類は、高齢者、障害者等を含む全ての人が支障なく操作できるよう配慮が望まれます。

- スイッチ・コンセント類の高さは、腰を掛けた状態で操作しやすい範囲（おおむね高さ 40cm～110cm）に設置します。
- 操作部は、複雑なものは避け、大きく押しやすい形状のものとし、軽い力で指以外でも操作できるものが望まれます。
- スイッチは、色のコントラストや点灯装置等により夜間でも位置が確認できるよう配慮します。
- 同一用途のスイッチ類は建築物内で統一した形状のものとすることが望まれます。
- 必要に応じて、点字による表示が望まれます。

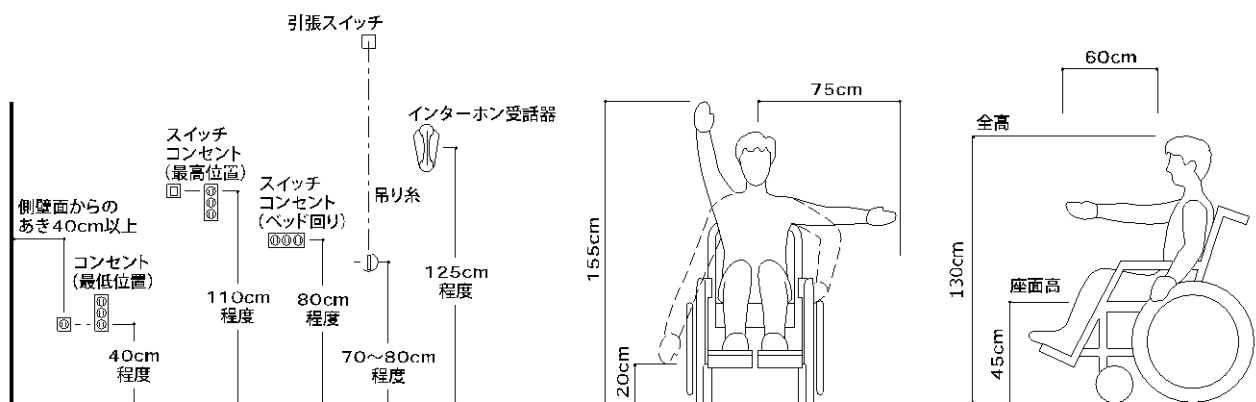
整備例

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

スイッチ・コンセント類の設置例

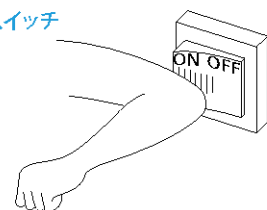


使いやすいスイッチの例

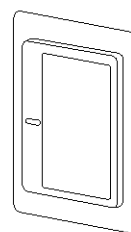
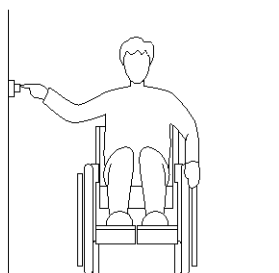
プッシュスイッチ



タンブラースwitch



夜間でもスイッチの位置がわかりやすい
パイロットランプ付スイッチ



照明スイッチ類は、[P.193〔7〕照明]参照]

7 目の不自由な人への配慮③

■ 介助の方法

● 自動車と一緒に乗る

(介助を受ける人が先に乗ります。)

- ① 介助をする人がドアを開け、受ける人の手を開いたドアの上の縁に導きます。
- ② 介助を受ける人は、手でドアと屋根を確認し、席の端に腰を掛けてから足を車内に入れて奥に入ります。
- ③ 介助をする人は、後から乗車しドアを閉めます。

● 自動車と一緒に降りる

(介助をする人が先に降ります。)

- ① 車が停車したら、介助をする人が先に降ります。
- ② 介助を受ける人は、足から外に出し、片手を開いているドアの上に置き座席から離れます。
- ③ 介助をする人は、受ける人が降りた後、すぐに手をとって介助をする体勢をとります。



● バスに乗る

- ① 介助をする人は、乗車口に直角に向いて立ち止まり、バスに乗車することを伝えます。
- ② ステップに上がるとき、介助をする人は受ける人の手をステップの手すりに導き、一段ごとに両足を着きながら、介助を受ける人の動きにあわせてゆっくりと上ります。
- ③ 乗車したら、発車の勢いで倒れないように、必ずどちらかがつり革か手すりをつかむようにします。
- ④ 着席させる場合、必ずどちらかがつり革か手すりにつかまるようにします。(バスが止まっている時に行うようにします。)

● バスから降りる

- ① 介助をする人は、下車するバス停の1つ前では必ず次のバス停で下車することを伝えるようにします。
- ② 介助をする人は、バスが停車してから降り口に向かって移動し、ステップに向かって直角に向いて立ち止まります。
- ③ ステップを降りるとき、介助をする人は受ける人の手をステップの手すりに導き、一段ごとに両足を着きながら、介助を受ける人の動きにあわせてゆっくりと降ります。
- ④ 後ろから来るバイクや自転車などは大変危険ですので、介助をする人は十分注意をする必要があります。

● バスの行き先

行き先のアナウンスがなかったときやバス停で一度に何台もバスが来たときは、「どこ行きに乗られますか?」「〇〇行きです」などと声をかけてください。

■ その他の介助やお手伝い

● 切符を買うとき

自動販売機に点字表示がないときは、目的地までの運賃を教えてあげましょう。ただし、原則として、お金の扱いは本人にしてもらいます。



● 店員の配慮

目の不自由な人が来店したら、声をかけてください。店員や商品の位置などがわからず戸惑うことがあります。

商品を探している様子の時は、「何を探していますか」などとひと声かけてください。商品の説明は、その内容がイメージできるように、色や形、大きさ、値段などを説明しましょう。

また、缶入り飲料など触れただけでは中身のわからないものは、点字表示をすることが望まれます。飲食店では点字メニューがあると便利です。

● レジでの支払い

原則として、お金の扱いは本人にしてもらいます。支払いを頼まれたときは、渡された金額を声を出して支払い、お釣りの額も紙幣と硬貨でそれぞれ種類別に説明しながら渡すとわかりやすいでしょう。



● テーブル上の物の位置

テーブルの上を時計の文字盤に見立て、目の不自由な人を6時の位置として、例えば「ナイフは4時、フォークは8時の位置にあります」というように説明するとわかりやすくなります。

また、テーブルを大きく4つに分割して、「右下にナイフ」「左下にフォーク」という方法もあります。もちろん、直接手を物に導く方法があります。(やけどをする危険があるときは、この方法が望ましい。)



7その他

(6) バス停留所・タクシー乗り場・路面電車停留所①

設計のポイント

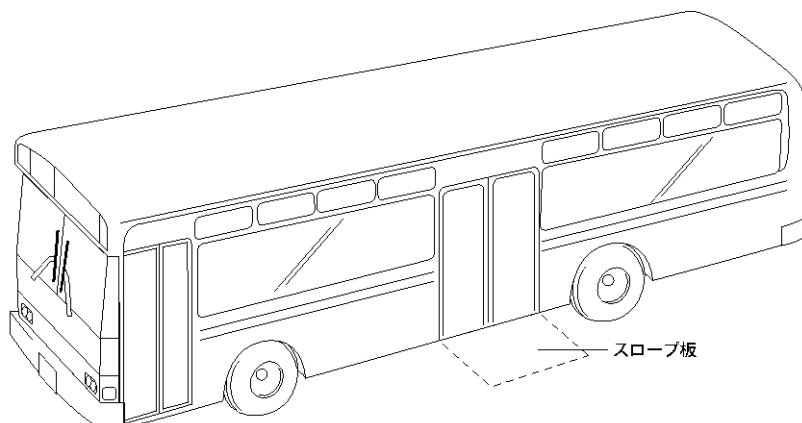
バス、タクシー、路面電車は、車を運転することが困難な人などの重要な移動手段であり、乗り場へのアプローチや雨天時でも利用しやすいよう配慮が望まれます。

- 駅やバスターミナル等にはバス停留所及びタクシー乗り場の設置が望まれます。
- 待合いのスペースを充分にとり、利用者の乗降や他の歩行者に支障がないよう配慮します。
- 屋根または庇を設けます。
- 停留所及び乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字や絵などで表示します。
- 停留所及び乗り場に至る経路には、視覚障害者誘導用床材や注意喚起用床材を敷設します。

【参考：ノンステップバスの例】

ノンステップバスとは、バスの乗降口にステップ(踏み段)がない、床の低いバスのことです。

ノンステップバスの床の高さは概ね 30cm と、従来のバスに比べて 50 ～ 60cm 低いだけでなく、停留所につくと車体を支えている空気圧を抜いて傾く(ニーリング)ので、停留所側が更に低くなり、高齢者や歩行困難者が安全かつ容易に乗り降りができます。また、中扉部分にはスロープ板を装備しており、車椅子利用者も乗務員が介助することで容易に乗降できます。



整備例

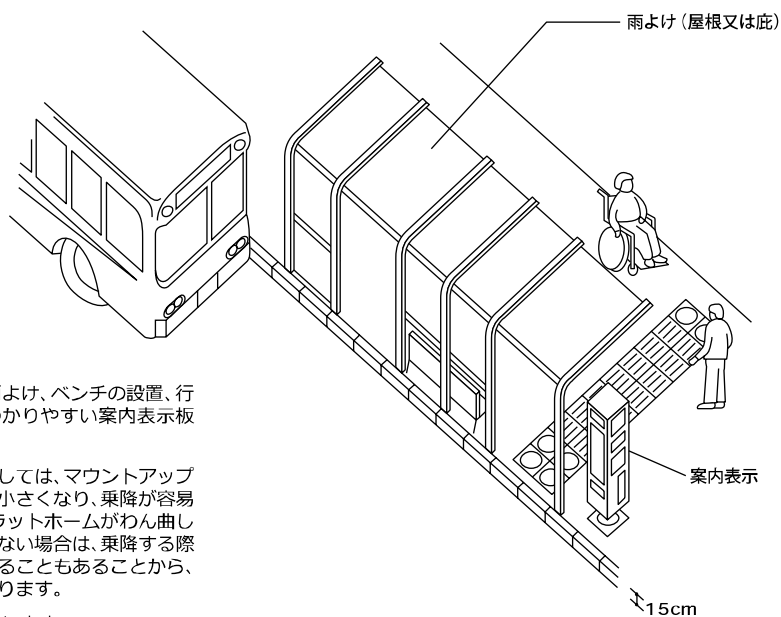
●条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲参考事例等

⚠注意マーク

バス停留所

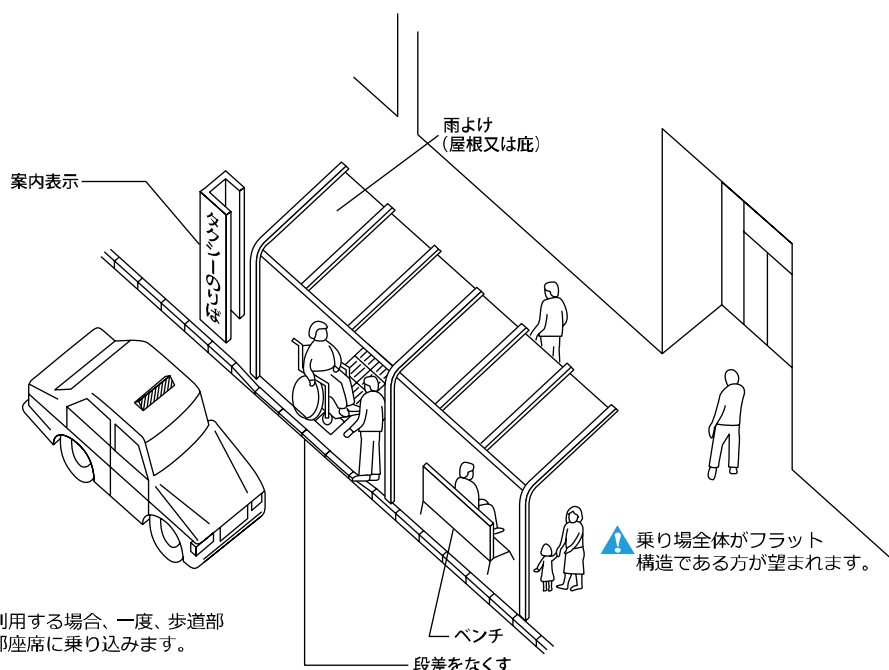


▲高齢者、障害者等に配慮して、雨よけ、ベンチの設置、行き先・運行系統・時間表等のわかりやすい案内表示板の設置が望めます。

▲ノンステップバス等の乗降に際しては、マウントアップ構造の方がバスの床との高さが小さくなり、乗降が容易になります。しかし、歩道やプラットホームがわん曲している場合などバスが寄り付けない場合は、乗降する際一度車道に降りざるを得なくなることから、周囲の状況を検討する必要があります。

▲バス停の高さは15cmを標準とします。

タクシー乗り場



▲車椅子使用者がタクシーを利用する場合、一度、歩道部から車道部へ降りてから後部座席に乗り込みます。

▲乗り場全体がフラット構造である方が望めます。

IV

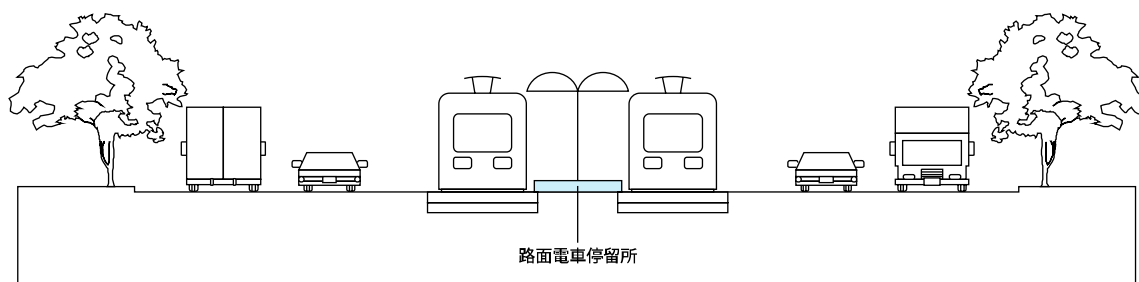
7
その他

7その他

(6) バス停留所・タクシー乗り場・路面電車停留所②

路面電車停留所

島 式



片側式

